

III 機構・定員関係資料

1 昭和 20 年代

13-96 行政制度の改革に関する答申 〔抄〕

(昭和26年8月14日政令改正
諮問委員会)

行政制度の改革に関する答申

(昭和26.8.14)

終戦後、わが国は、幾度か行政機構の改革と人員の整理とを企図してきた。即ち、昭和24年には行政機構刷新審議会の答申に基いて行政整理を行い、昭和25年には行政制度審議会を設け、更に徹底した機構改革と人員の整理を行おうとした。併し、これらの改革の企図は、多くは、一般の期待に反して中途半端に終り、殊に、過去の因習による行政機構の自然膨脹を抑止する適切な方途が考えられなかったため、何時の間にか旧に復する傾向を辿り、1、2年の後にまた同じ問題を繰返し、行政職員に対しても絶えず不安を与え公務に専念することを妨げる弊もないではなかった。

近く講和条約を締結し、わが国の自主自立体制を樹立しようとするときに当り、この新情勢に即応する合理的な行政制度を確立することは、今日の急務といわなくてはならぬ。ここに、過去の行政制度の改革に伴う一切の因習と悪弊とを除去し、真にわが国の国力と国情とに適合した行政制度を整備し、以て、わが国の自主自立体制の確立に資する必要がある。

この答申は、早急に間に取りまとめたもので、細目にわたっては未だ必ずしも十分に調査研究が行き届いているということとはできないが、行政制度改革の基本方針とその大綱を示して以て参考に供することとしたい。

第一 基本方針

一、講和後の日本の自主自立体制に即応し、国民の負担を軽減するとともに不必要な行政上の諸制約を除去し、国民の創意を

生かすことによって総合国力の発展に資することを目的とし、簡素且つ能率的で、而も民主主義の原則に則る行政制度を確立すること。この目的を達成するために、行政制度の改革は、中央地方を通じて総合的に考慮すること。

二、国力特に財政力とにらみ合せ、且つ、行政効果を考え、行政事務の範囲はこれを大幅に縮小整理すること。内部管理事務についてはこれを徹底して簡素化すること。行政事務は、能率的効果的な処理が可能なよう中央地方に適切に配分すること。

三、複雑膨大な中央地方の行政機構は可及的に整備簡素化し、その責任の帰属を明確にするとともに行政事務処理の能率化を図るため、その方式について徹底的に改善を図り、以て国民のためのサービス機関としての使命を達成せしめるようにすること。

四、行政制度の改革に伴う余剰人員の整理に当っては適切な対策を樹立し、社会不安を惹起する虞のないよう万全の措置を講ずること。

第二 行政事務の整理

上述の基本方針に従い、行政事務の縮小整理、内部管理事務の簡素化及び中央と地方との間の事務の配分について、大要、左の通り措置すること。

A 行政事務の範囲の縮小整理

一、占領行政 占領管理に伴う事務は占領管理の終了に伴い廃止すること。

この関係において、整理すべき事務の概目は次の通り。

- (1) 終戦処理関係事務(特別調達庁、商船管理委員会、運輸省、通産省、労働省及び地方庁)
- (2) 賠償関係事務(賠償庁、大蔵省、通産省及び地方庁)
- (3) 公職追放及び教職追放並びに解散

団体関係事務(総理府, 法務府, 文部省及び地方庁)

- (4) 閉鎖機関処理事務(閉鎖機関整理委員会及び大蔵省)
- (5) 特殊財産処理事務(賠償庁, 大蔵省, 運輸省及び地方庁)
- (6) 特殊物件処理事務(通産省, 建設省及び地方庁)
- (7) 対日援助関係事務(通産省及び大蔵省)
- (8) 涉外関係事務(各省庁及び地方庁)
- (9) その他の事務(総理府ふ虜情報局等)

(備考) 講和条約の結果, 新らしく必要となる事務も予想されるが, それについては新たな角度から別途考慮すること。

二、経済行政 経済に対する統制その他国家規制の廃止又は緩和に伴いこれに関する事務を整理縮小すること。

この関係において整理縮小すべき事務の概目は次の通り。

- (1) 物資需給調整に関する事務
 - (イ) 新聞出版用紙割当事務(新聞出版用紙割当局)
 - (ロ) 貴金属管理事務(文部省, 厚生省及び地方庁)
 - (ハ) 指定生産資材割当事務(通産省, 農林省, 運輸省, 厚生省, 文部省及び地方庁)
 - (ニ) 各種物資の配給事務(通産省, 農林省, 厚生省, 運輸省, 建設省及び地方庁)
 - (ホ) 輸送調整事務(運輸省)
- (2) 価格統制に関する事務
 - (イ) 価格統制事務(物価庁及び地方庁)
 - (ロ) 価格差益事務(国税庁及び国税局)
- (3) 食糧管理に関する事務 最小限度の主食管理の事務に止めること。
 - (イ) 食糧管理に関する事務(食糧庁, 食糧事務所及び地方庁)
 - (ロ) 作物報告事務(農林省統計調査部及び統計調査事務所)

(イ) 労務加配(運輸省, 労働省及び地方労働基準局)

- (4) 経済取締等
 - (イ) 経済統制取締(法務府, 国警及び自警)
 - (ロ) 経済調査査察(経済調査庁, 管区経済局及び地方経済調査局)
 - (5) 経済統制等企画調整事務(経済安定本部)
 - (6) 経済民主化のために行われた行政事務ではほぼ任務の終了したもの。
 - (イ) 財閥同族支配力排除に関する事務(総理府)
 - (ロ) 持株会社整理に関する事務(総理府及び持株会社整理委員会)
 - (ハ) 証券処理調整事務(証券処理調整協議会及び大蔵省)
 - (7) 経済民主化の名において事務の徒らに複雑膨大化しているものの縮小簡素化
 - (イ) 公正取引に関する事務(公正取引委員会)
 - (ロ) 証券取引に関する事務(証券取引委員会)
 - (ハ) 農地改革に関する事務(農林省, 農地事務局, 地方庁及び農業委員会)
 - (ニ) 漁業制度改革に関する事務(水産庁, 地方庁及び漁業調整委員会)
- (備考) 国の経済統制は必要最小限度に止めるとともに地方における独自の物資の需給調整は行わしめないこととする。

(略)

[編注] 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

[出所] 大蔵省資料Z620-98.

13-97 行政機構改革に関する件
(昭和27年4月5日閣議決定)

行政機構改革に関する件
(昭和27年4月5日 閣議決定)

一、来るべき我国の自主自立体制に即応し、

現在の国力に適わしい簡素且つ能率的で而も民主主義の原則に則る行政機構を樹立するため, 戦争中及び戦後を通じて複雑膨大化した現行機構を整理合理化し, 講和発効後の新時態に即応せしめることとする。

二、機構改革を行うに当たっての基本構想は左の通りとする。

- (一) 各行政機構の権限を明確にし, 指揮命令の系統を簡明にすることにより, 責任体制を判然ならしめる。
- (二) 行政機構が全体としてまとまりのある活動をするよう総合調整の機能を整備する。
- (三) 重複又は密接に関連する事務及び権限を整理統合する。
- (四) 各行政機関の機構をできるだけ簡素化する。

三、右の基本構想に基く機構改革の基準は左の通りとする。

- (一) 各種行政委員会は審判的機能を主とするものを除き, これを廃止し, その事務は各省に分属せしめる。
- (二) 総理府は別とし, 各省の外局たる庁は審判的機能を主とするものの外原則としてこれを廃止し, 各省の内局又は附属機関とする。
- (三) 各府省の官房及び局中の部の制度は廃止する。
- (四) 総理府は内閣の首長として行政各部を指揮監督する総理大臣の補佐機関たるに適わしい内容のものとし, 現存の各種行政事務はできるだけこれを各省に分属せしめる。
- (五) 各府省の内部機構及び地方出先機関をできるだけ簡素化する。

四、右基準に基く機構改革の具体案は別紙の通りとする。

五、別紙案に基く各省設置法等改正法案は, 関係各省において立案するものとし, その施行期日は7月1日とする。但し調達庁の新機構移行の時期は別途考慮する。

六、今回の機構改革に伴う廃官等により不要となる職員については直に定員法改正による定員削減の措置をとることなく, 機構改正実施後の人員配置の実情を勘案の上, 閣

議決定によってその定員を使用しない方法をとることとする。但し省庁等により多数人員の整理を要する場合には定員法改正による減員を考慮するものとする。

七、今回の機構改革に関連して一定期間内(本年12月末日を予定)に退職する者に対しては, 行政整理の場合と同額(8割増)の退職手当を支給しうよう法的措置を講ずることとする。その数及び範囲は各省庁ごとに別に閣議決定するものとする。

八、今回の機構改革に併行し, 行政事務を整理するため閣議決定による非公式の機関として法令整理本部(仮称)を設置する。本部は法務総裁を本部長とし, 法務府法制意見局, 内閣官房, 行政管理庁, 大蔵省主計局, 地方自治庁等の関係官を以って構成するものとし, 事務整理のための各種法令の整理, 国家公務員法の改正, 行政事務の簡素化及び共管事務の整理等について検討するものとする。

九、各府省庁の附属機関(試験所, 研究所等)の整理簡素化については, 引続き検討を加えるとともに科学技術研究の統合合理化及び予算編成機能を総理府に移管することについても慎重に研究することとする。

十、地方行政機構の簡素合理化について地方行政簡素化本部の立案したところにより別途措置することとする。

別紙
機構改革案

- 四、大蔵省
- 官房(長)
 - 主計局(次長二)
 - 主税局(次長一)
 - 国税徴収局(次長二)
 - 理財局(証券取引委員会及び公認会計士管理委員会を統合 次長一。企業会計基準審議会を附置する)
 - 為替局(外国為替管理委員会を統合。外国為替審議会及び外資審議会を附置する)
 - 管財局
 - 銀行局(次長一)
- (地方支分部局)

財務局, 財務部
 国税局, 税務署(数を大幅に縮減)
 税関, 支署, 出張所, 監視署
 (廃止されるもの)
 官房調査部(廃. 事務は理財局に移管)
 財務官室(廃. 但し戦前の海外財務官の制度は外務省に移管して実質上存置する. 別に本省に参事官一を置き渉外関係事務の調整に当らせる)
 税関部(廃)
 銀行局検査部(廃)
 証券取引委員会(廃. 事務は理財局に)
 公認会計士管理委員会(廃. 事務は理財局に)
 国税庁(廃. 内局として国税徴収局とする)
 造幣庁(附属機関とする. 「造幣廠」)
 印刷庁(附属機関とする. 「印刷廠」)
 (略)
 [編注] 機構改革案については, 大蔵省以外の省庁を省略. 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した.
 [出所] 大蔵省資料Z620-116.

13-98 大蔵省設置法〔抄〕
 (昭和27年7月31日
 法律第269号)

大蔵省設置法

(昭和24年5月31日
 法律第144号)

改正 昭和27年7月31日法律第269号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)
 第2章 本省
 第1節 内部部局(第5条—第13条)
 第2節 附属機関(第14条—第17条)
 第3節 地方支分部局(第18条—第26条)
 第1款 財務局(第19条—第22条)
 第2款 税関(第23条—第26条)
 第3章 国税庁
 第1節 総則(第27条—第29条)
 第2節 内部部局(第30条・第38条)
 第3節 附属機関(第39条—第41条)

第4節 地方支分部局(第42条—第47条)
 第4章 職員(第48条・第49条)
 附則

第1章 総則
 (この法律の目的)

第1条 この法律は, 大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに, その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。(設置)
 第2条 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づいて, 大蔵省を設置する.
 2 大蔵省の長は, 大蔵大臣とする。(任務)
 第3条 大蔵省は, 左に掲げる事項に関する国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする.
 一 国の財務
 二 通貨
 三 金融
 四 外国為替
 五 証券取引
 六 造幣事業
 七 印刷事業
 (権限)
 第4条 大蔵省は, この法律に規定する所掌事務を遂行するため, 左に掲げる権限を有する. 但し, その権限の行使は, 法律(法律に基く命令を含む.)に従ってなされなければならない.
 一 予算の範囲内で, 所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること.
 二 収入金を徴収し, 所掌事務の遂行に必要な支払をすること.
 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し, これを管理すること.
 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資材, 事務用品, 研究用資材等を調達すること.
 五 不明財産を処分すること.
 六 職員の任免及び賞罰を行い, その他職員の人事を管理すること.
 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし, これを管理すること.

八 職員に貸与する宿舍を設置し, これを管理すること.
 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し, 又は刊行すること.
 十 所掌事務の監察を行い, 法令の定めるところに従い, 必要な措置をとること.
 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと.
 十二 大蔵省の公印を制定すること.
 十三 国の予算, 決算及び会計に関する制度を統一すること.
 十四 国の予算及び決算を作成すること.
 十五 国の予備費を管理すること.
 十六 各省各庁の支出負担行為の実施計画又は支払の計画を承認すること.
 十七 国の予算の執行に関し, 報告の徴取, 実地監査及び指示を行うこと.
 十八 国の会計事務職員の研修を行うこと.
 十九 国の財務の統轄の立場からする地方公共団体の財務の調整に関すること.
 二十 内国税を賦課徴収すること.
 二十一 税理士試験並びに税理士の登録及び監督を行うこと.
 二十二 法令の定めるところに従い, 国税庁の所属職員(協議団以外の国税庁及び国税局の附属機関の職員を除く. 以下同じ.)の職務に係る犯罪について捜査を行い, 必要な措置をとること.
 二十三 酒類の製造業及び販売業を免許し, これらを営む者を監督すること.
 二十四 関税及びとん税を賦課徴収すること.
 二十五 関税法規による輸出入貨物, 船舶, 航空機及び旅客の取締を行うこと.
 二十六 税関貨物取扱人の許可を与え, これを監督すること.
 二十七 専売権(アルコールに関するものを除く.)を管理すること.
 二十八 国有財産を統轄し, 報告の徴取, 実地監査及び指示を行うこと.
 二十九 普通財産を管理処分すること.
 三十 国家公務員の宿舍の設置, 維持及び管理に関する総合調整を行うこと.
 三十一 賠償, 外貨債その他の渉外負債及び在外資金その他の在外資産に関する財務を管理すること.

三十二 国庫金を出納, 管理及び運用すること.
 三十三 国債の発行, 償還及び利払を行うこと.
 三十四 資金運用部資金を管理及び運用すること.
 三十五 米国外日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること.
 三十六 貨幣及び紙幣を発行し, 日本銀行券の発行を監督すること.
 三十七 銀行業, 相互銀行業, 信託業, 保険業, 無尽業その他金融業を営む者を免許し, これを監督すること.
 三十八 特別の法律により設立された金融機関を監督すること.
 三十九 金融機関の融資及び金利を規制すること.
 四十 大蔵省の所管に属する物資の価格の統制を行うこと.
 四十一 外国為替資金を管理及び運営し, その他外貨資金を管理すること.
 四十二 外国為替相場を決定し, 維持すること.
 四十三 対外取引の決済条件を定めること.
 四十四 所掌事務に係る外国為替の管理をすること.
 四十五 外国為替予算案(貿易に係る部分を除く.)を作成し, 外国為替予算案の準備に関する事務の取りまとめを行うこと.
 四十六 外国投資家の投資及び事業活動を調整すること.
 四十七 証券取引所を登録し, これを監督すること.
 四十八 証券業者及び証券業協会を登録し, これらを監督すること.
 四十九 証券投資信託の委託会社を登録し, これを監督すること.
 五十 有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し, 必要な措置をとること.
 五十一 公認会計士試験並びに公認会計士(会計士補を含む.)の登録及び監督を行うこと.
 五十二 貨幣, 章はい, 記章, 証印, 合金及び金属工芸品を製造し, 旧貨幣を鋳つぶすこと.

- 五十三 金地金の配給，貴金属の精製及び品位の証明並びに鋳物の試験を行うこと。
 五十四 日本銀行券，紙幣，国債，印紙，郵便切手，郵便はがき，その他証券類及び印刷物を製造すること。
 五十五 官報，法令全書，広報宣伝資料等の政府刊行物を編集，製造及び発行すること。
 五十六 印刷局の業務上必要な用紙を製造し，すき入紙の製造の取締を行うこと。
 五十七 前各号に掲げるものの外，法律（法律に基く命令を含む。）に基き，大蔵省に属せしめられた権限。

第2章 本省

第1節 内部部局

(内部部局)

第5条 本省に，大臣官房及び左の6局を置く。

主計局
 主税局
 理財局
 管財局
 銀行局
 為替局

2 主税局に税関部を置く。

3 銀行局に検査部を置く。

(特別な職)

第6条 本省に財務参事官1人を置く。

2 財務参事官は，命を受け，大蔵省の所掌事務のうち第4条第31号に掲げる権限に属する事項その他国際的に処理を要する事項に係るものの総合調整を行う。

3 大臣官房に官房長を置く。

4 官房長は，命を受け，大臣官房の事務を掌理する。

5 大臣官房に日本専売公社監理官1人を置く。

6 日本専売公社監理官は，命を受け，専売制度を調査，企画及び立案し，日本専売公社を監督する。

7 主計局に次長2人，理財局に次長1人を置く。

8 次長は，局長を助け，局務を整理する。
 (大臣官房の事務)

第7条 大臣官房においては，大蔵省の所掌

事務に関し，左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 三 職員の職階，任免，分限，懲戒，服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 四 大蔵省の機構，定員及び運営に関し調査，企画及び立案すること。
- 五 所管行政の考査を行うこと。
- 六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。
- 七 所管行政の総合調整を行うこと。
- 八 報道事務を総轄すること。
- 九 公文書類を接受，発送，編集及び保存すること。
- 十 所管行政に関する調査，統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 十一 経費及び収入の予算及び決算を作製し，会計事務を行い，会計を監査すること。
- 十二 印紙類を出納及び保管すること。
- 十三 行政財産及び物品を管理すること。
- 十四 職員の衛生，医療その他の福利厚生に関する施設をなし，これを管理すること。
- 十五 専売制度を調査，企画及び立案し，日本専売公社を監督すること。
- 十六 専売品(アルコールを除く.)の価格の決定に関する事。
- 十七 前各号に掲げるものの外，大蔵省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機関の所掌に属さないものを行うこと。

(主計局の事務)

第8条 主計局においては，左の事務をつかさどる。

- 一 国の予算，決算及び会計に関する制度を調査，企画及び立案し，これを統一すること。
- 二 国の予算及び決算を作成すること。
- 三 国の予備費を管理すること。
- 四 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。
- 五 各省各庁の会計年度開始前の資金の交

付を承認すること。

- 六 各省各庁の歳出予算の経費の金額の移用又は流用を承認すること。
 - 七 各省各庁の支出負担行為の実施計画又は支払の計画を承認すること。
 - 八 各省各庁の支出負担行為の認証に関する事。
 - 九 各省各庁の売買，貸借，請負その他の契約の指名競争及び随意契約並びに前金払及び概算払を承認すること。
 - 十 各省各庁の出納官吏及び出納員を監督すること。
 - 十一 国の予算の執行に関し，報告の徴取，実施監督及び指示を行うこと。
 - 十二 国の会計事務職員の研修を行うこと。
 - 十三 各省各庁の歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。
 - 十四 国の貸付金(他の部局の所掌に属するものを除く.)を管理すること。
 - 十五 特別職である国家公務員等に関する給与制度を管理すること。
 - 十六 国家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。
 - 十七 国家公務員等の共済組合その他の福利厚生に関する施設をなし，これを管理すること。
 - 十八 地方公共団体の歳出に関する事。
 (主税局の事務)
- 第9条 主税局においては，左の事務をつかさどる。
- 一 租税に関する制度を調査，企画及び立案すること。
 - 二 租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。
 - 三 税理士に関する制度を調査企画及び立案すること。
 - 四 関税及びとん税を賦課徴収すること。
 - 五 関税法規による輸出入貨物，船舶，航空機及び旅客の取締を行うこと。
 - 六 指定保税地域，特許上屋，保税倉庫，保税工場その他の保税地域に関する事。
 - 七 税関貨物取扱人の許可を与え，これを監督すること。
 - 八 税関統計を作製すること。
 - 九 税関職員の訓練を行うこと。

十 地方公共団体の歳入に関する事。但し，地方債に関するものを除く。

2 税関部においては，前項第一号の事務のうち関税及びとん税に関するもの並びに同項第四号から第九号までの事務をつかさどる。

(理財局の事務)

第10条 理財局においては，左の事務をつかさどる。

- 一 国庫収支の調整，財政と金融との調整その他国内資金運用の総合調整及び国内金融と国際金融との調整を図ること。
- 二 国庫制度，国債制度及び通貨制度を調査，企画及び立案すること。
- 三 国庫金を出納，管理及び運用すること。
- 四 国の保管金及び国が保管する有価証券を管理すること。
- 五 国債の発行，償還及び利払を行うこと。
- 六 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
- 七 地方債に関する事。
- 八 貨幣及び紙幣の発行，回収及び取締を行うこと。
- 九 日本銀行券の製造発行計画を樹立すること。
- 十 紙幣類似証券の取締を行うこと。
- 十一 金の買取及び売渡並びに使用，取引及び輸出入を規制すること。
- 十二 金地金(歯科用金地金を除く.)の価格を決定すること。
- 十三 資金運用部資金を管理及び運用すること。
- 十四 米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。
- 十五 産業資金の需給を調整すること。
- 十六 企業会計の基準の設定，原価計算の統一その他企業の経理に関する事。
- 十七 商品券の取締を行うこと。
- 十八 社債等の登録を行うこと。
- 十九 証券取引制度を調査，企画及び立案すること。
- 二十 証券取引所を登録し，これを監督すること。
- 二十一 証券業者及び証券業協会を登録し，これらを監督すること。

二十二 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

二十三 有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

二十四 公認会計士(会計士補を含む。)及び計理士の登録及び監督を行うこと。

二十五 政府契約に基く支払の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

二十六 平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の渉外負債に関する財務を管理すること。

二十七 平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。

二十八 在外公館等借入金の返済に関すること。

二十九 外国に居住する本邦人(外国に本店を有する本邦法人を含む。)が本邦内に所有する財産を管理すること。

(管財局の事務)

第11条 管財局においては、左の事務をつかさどる。

一 国有財産制度を調査、企画及び立案すること。

二 国有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行うこと。

三 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。

四 普通財産を管理処分すること。

五 国の出資を行い、これを管理すること。

六 内国税に係る物納の動産を管理処分すること。

七 国家公務員の宿舍の設置、維持及び管理に関し総合調整すること。

八 連合国財産(運輸省の所掌に属するものを除く。)を保全及び返還すること並びにドイツ財産を管理及び処理すること。

九 連合国財産の補償に関すること。

十 閉鎖機関に関すること。

十一 外国政府による不動産に関する権利の取得のための手続を行うこと。

(銀行局の事務)

第12条 銀行局においては、左の事務をつかさどる。

一 金融制度を調査、企画及び立案すること。

二 日本銀行を監督すること。

三 国民金融公庫及び住宅金融公庫を監督すること。

四 日本輸出入銀行及び日本開発銀行を監督すること。

五 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。

六 農林漁業資金を融通すること。

七 銀行業、相互銀行業、信託業及び無尽業を免許し、これを営む者を監督すること。

八 生命保険業及び損害保険業を免許し、これを営む者を監督すること。

九 信用金庫及び信用金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合その他金融業務を営む者を監督すること。

十 日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。

十一 金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。

十二 金融機関の金利を調整すること。

十三 国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。

十四 当せん金附証券の発売を管理し、その取締を行うこと。

2 検査部においては、前項第二号から第五号まで及び第七号から第九号までの事務のうち金融機関の業務及び財産の検査に関するものをつかさどる。

(為替局の事務)

第13条 為替局においては、左の事務をつかさどる。

一 国際金融及び外国為替に関する制度を調査、企画及び立案すること。

二 国際収支の調整を図ること。

三 外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

四 外国為替相場の決定及び対外取引を行う通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。

五 所掌事務に係る外国為替の取締を管理

すること。

六 外国為替予算案(貿易に係る部分を除く。)を作成し、外国為替予算案の準備に関する事務を整理し、その他閣僚審議会の事務を処理すること。

七 外国為替の損失補償に関すること。

八 外国為替銀行及び両替商に関する事務を処理すること。

九 国際通貨基金及び国際復興開発銀行に関すること。

十 外国投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得を管理及び調整すること。

十一 外国政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。

十二 本邦からの海外投資に関する事務を管理すること。

十三 外国為替及び国際収支に関する統計を作成すること。

(略)

第3章 国税庁

第1節 総則

(設置)

第27条 国家行政組織法第3条第2項の規定に基いて、大蔵省の外局として、国税庁を置く。

(任務及び長)

第28条 国税庁は、内国税を賦課徴収することを主たる任務とする。

2 国税庁の長は、国税庁長官とする。

(権限)

第29条 国税庁は、その所掌事務を遂行するため、第4条第一号から第十二号まで、第二十号から第二十三号まで及び第四十号(酒類に係る場合に限る。)に掲げる権限を行使する。

第2節 内部部局

(内部部局)

第30条 国税庁に、長官官房及び左の4部を置く。

直税部

間税部

徴収部

調査査察部

(特別な職)

第31条 国税庁に次長1人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。(長官官房の事務)

第32条 長官官房においては、国税庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 長官の官印及び庁印を管守すること。

三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

五 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。

六 内国税に関し周知宣伝を行うこと。

七 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

八 国税庁の所属職員についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、第38条第1項に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。

九 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十 会計事務を行い、会計を監査すること。

十一 行政財産及び物品を管理すること。

十二 印紙を発行しその模造の取締を行うこと。

十三 税理士の登録及び監督を行うこと。

十四 所管行政の総合調整を行うこと。

十五 前各号に掲げるものの外、国税庁の任務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に属さないものを行うこと。

(直税部の事務)

第33条 直税部においては、直接国税の賦課に関する事務(調査査察部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(間税部の事務)

第34条 間税部においては、左の事務をつかさどる。

一 間接国税の賦課に関すること。但し、調査査察部の所掌に属するものを除く。

二 酒類の生産及び販売を管理すること。

三 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これを営む者を監督すること。

四 酒類その他間接国税課税物件の分析及び鑑定並びにじよう造の試験、講習及び指導を行うこと。

五 酒類の価格を決定すること。
(徴収部の事務)

第35条 徴収部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 内国税の徴収に関すること。
- 二 価格差益及び物価統制令(昭和21年勅令第118号)第20条に規定する割増金の徴収に関すること。
(調査査察部の事務)

第36条 調査査察部においては、内国税の賦課徴収事務のうち所得その他の課税標準についての調査、検査及び犯則の取締に関する重要なもので大蔵省令で定めるものをつかさどる。

(国税庁監察官)

第37条 第32条第八号に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税監察官120人以内を置く。

- 2 国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずる。
- 3 国税庁監察官は、第1項の規定による職務以外の職務を行ってはならない。
(国税庁監察官の行う捜査)

第38条 国税庁監察官は、左に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

- 一 国税庁の所属職員が為したその職務に関する犯罪
- 二 国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪
- 三 前2項に掲げる犯罪の共犯
- 四 国税庁の所属職員に対する刑法(明治40年法律第45号)第198条の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法(昭和13年法律第131号)の規定を適用する。但し、逮捕、差押、搜索、検証及び検視並びに同法第224条第1項及び第225条第2項の規定による請求は、することができない。

- 3 前項但書の規定は、刑事訴訟法第213条の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 第2項の場合において、刑事訴訟法第193条、第194条、第196条、第198条第1項、

第221条、第222条第1項(第221条に関する部分に限る。)、第223条第1項、第227条第1項、第268条第2項、第430条第2項(領置に関する部分に限る。))及び第435条第七号中「司法警察職員」又は同法第20条第六号、第29条第2項、第241条及び第246条中「司法警察員」とあるのは、それぞれ「国税庁監察官」と読み替えるものとする。

5 検察官、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員と国税庁監察官とは、第1項に掲げる犯罪の捜査に関し、互に協力しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定は、第1項に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

7 国税庁監察官は、その職務を行うにあたっては、身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。
(略)

第4章 職員

(人事管理に関する事項)
第48条 造幣局及び印刷局の職員(造幣局長及び印刷局長を除く。)の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行う。

2 前項に定めるものの外、大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めるところによる。
(定員)

第49条 大蔵省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和24年6月1日から施行する。但し、附則第2項中高等財務講習所官制の廃止に関する部分は、同年7月20日から施行する。

2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、従前の機関及び職員はこの法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。
大蔵省官制(昭和17年勅令第743号)

大蔵省に顧問を置くことに関する勅令(昭和20年勅令第501号)

経済の再建整備に関する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令(昭和21年勅令第544号)

大蔵省給与局臨時設置制(昭和21年勅令第340号)

大蔵省管理局臨時設置制(昭和21年勅令第292号)

高等財務講習所官制(昭和22年政令第69号)

税務講習所官制(昭和16年勅令第527号)

財務局官制(昭和16年勅令第760号)

税関官制(昭和21年勅令第293号)

税務署官制(明治35年勅令第242号)

証券取引委員会事務局令(昭和23年政令第104号)

会計士管理委員会事務局令(昭和23年政令第167号)

専売局官制(大正10年勅令第300号)

造幣局官制(明治43年勅令第40号)

造幣局における金属工芸品の製造に関する勅令(昭和21年勅令第29号)

印刷局官制(昭和18年勅令第809号)

3 附則第1項但書及び前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 昭和27年12月31日まで、本省の附属機関として左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

種類	目的
社寺境内地処分中央審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の譲与又は売却及びこれらに関する訴願について調査審議すること。

附則(昭和25年法律第141号)

- 1 から16まで省略
- 17 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧戦時喪失無記名国債証券臨時措置法の規定は、なおその効力を有する。
- 18から22まで省略

附則(昭和26年法律第173号)

- 1 省略
- 2 この法律施行前にした改正前の復興金融

金庫法第33条第1号の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際現に専売事業審議会の委員である者の任期は、改正後の日本専売公社法第9条第5項本文の規定にかかわらず、昭和26年5月20日から起算して大蔵大臣の定めるところにより、4人については2年、他の4人については1年とする。

4 この法律施行の際現に財政制度審議会の学識又は経験のある者のうちから任命された委員である者の任期は、この法律施行の日から起算するものとする。

附則(昭和27年法律第269号)

1 この法律は、昭和27年8月1日より施行する。

- 2 左に掲げる法律は、廃止する。
 - 一 外国為替管理委員会設置法(昭和24年法律第229号)
 - 二 外資委員会設置法(昭和25年法律第164号)

3 従前の大蔵省の機関及び職員(証券取引委員会の委員長及び委員並びに公認会計士管理委員会の委員を除く。)は、この法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、改正後の大蔵省設置法による相当の機関及びその職員となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この法律施行の際現に外国為替管理委員会及び外資委員会の職員(特別職の職員を除く。)である者は、別に辞令を發せられない場合においては、同一の勤務条件をもつて本省の相当の職員となるものとする。

[編注] 附属機関、地方支分部局を省略した。編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

[出所] 法令全書。

13-99 大蔵省組織令
(昭和27年8月30日
政令第386号)

大蔵省組織令
(昭和27年8月30日
政令第386号)

目次

第1章 本省の内部部局

- 第1節 大臣官房(第1条—第8条)
- 第2節 主計局(第9条—第13条)
- 第3節 主税局(第14条—第20条)
- 第4節 理財局(第21条—第28条)
- 第5節 管財局(第29条—第36条)
- 第6節 銀行局(第37条—第44条)
- 第7節 為替局(第45条—第51条)

第2章 国税庁の内部部局

- 第1節 長官官房(第52条—第58条)
- 第2節 直税部(第59条—第62条)
- 第3節 間税部(第63条—第65条)
- 第4節 徴収部(第66条—第68条)
- 第5節 調査査察部(第69条—第71条)

附則

第1章 本省の内部部局

第1節 大臣官房

(大臣官房の分課)

第1条 大臣官房に、左の5課及び2室を置く。

- 一 秘書課
- 二 文書課
- 三 会計課
- 四 地方課
- 五 調査課
- 六 日本専売公社監理官室
- 七 財務参事官室

(秘書課)

第2条 秘書課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事
- 二 大臣、政務次官及び事務次官の官印並びに省印を管守すること。
- 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 四 給与簿に関する事。
- 五 退職者についての恩給に関する事。
- 六 栄典、表彰及び儀式典札に関する事。

(文書課)

第3条 文書課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 大蔵省の機構、定員及び運営に関し、

調査、企画及び立案すること。

二 大蔵省の所管行政の総合調整を行うこと。

三 法令案その他公文書類の審査及び進達を行うこと。

四 大蔵省の所管行政の考査を行うこと。

五 報道事務を総轄すること。

六 公文書類の管理事務を総轄し、並びにその接受及び発送を行うこと。

七 官報掲載に関する事。

八 前各号に掲げるものの外、他の所掌に属さない事務を行うこと。

(会計課)

第4条 会計課においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算及び決算に関する事。

二 本省所属の経費及び収入の会計事務を行うこと。

三 本省所属の国の保管金及び国が所有又は保管する有価証券を取り扱うこと。

四 大蔵省の出納官吏及び出納員を監督すること。

五 会計を監査すること。

六 印紙類を出納及び保管すること。

七 行政財産及び物品の管理に関する事。

八 本省所属の事務所等の営繕を行うこと。

九 職員等の旅費その他の実費弁償に関する事。

十 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十一 大蔵省共済組合に関する事。

十二 庁内の取締に関する事。

(地方課)

第5条 地方課においては、左の事務をつかさどる。

一 本省とその地方支分部局との間における事務の連絡調整を行うこと。

二 本省の施策をその地方支分部局を通じて周知徹底させること。

三 財務局の所掌事務の運営に関し、総合的監督を行うこと。

四 財務局の機構に関する事。

五 財務局の経費の概算の調整及び配賦を行うこと。

六 財務局所属職員の教養及び訓練に関する事。

七 地方税、地方債その他地方公共団体の財務に関する事務の連絡調整を行うこと。

八 地方情勢及び地方財政に関する調査を行うこと。

九 大蔵省の所管行政に関する陳情及び請願に関する事。

(調査課)

第6条 調査課においては、左の事務をつかさどる。

一 内外財政経済に関する調査を行い、統計を作製すること。

二 内外財政経済に関する資料及び各種情報を収集整理すること。

三 前二号に掲げる事務に係る印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

四 大蔵省の所管行政に関し必要な図書を備え付け、及び管理すること。

五 国立国会図書館支部大蔵省支庫に関する事務を処理すること。

(日本専売公社監理官室)

第7条 日本専売公社監理官室においては、日本専売公社監理官の所掌する左に掲げる事務を整理する。

一 専売制度を調査、企画及び立案すること。

二 日本専売公社を監督すること。

三 専売品(アルコールを除く。)の価格の決定に関する事。

四 日本専売公社の役員又は職員の行う国税犯則取締法(明治33年法律第67号)に規定する国税局長、税務署長又は収税官吏の職務に関する事。

五 専売事業審議会に関する事。

(財務参事官室)

第8条 財務参事官室においては、財務参事官の所掌する事務を整理する。

第2節 主計局

(主計局の分課)

第9条 主計局に、左の4課を置く。

- 一 総務課
- 二 司計課
- 三 法規課
- 四 給与課

(総務課)

第10条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 財政政策一般に関する事。

二 国の予算(政府関係機関の予算を含む。以下同じ。)を総轄すること。

三 財政制度及び会計制度に関する調査を行うこと。

四 国の予備費の管理を総轄すること。

五 国庫債務負担行為を総轄すること。

六 財政状況の報告に関し総轄すること。

七 国の会計事務職員(政府関係機関の職員を含む。)の研修を行うこと。

八 国の貸付金(他の部局の所掌に属するものを除く。)を管理すること。

九 前各号に掲げるものの外、国の予算の作成及び執行、国の予備費の管理、国の決算(政府関係機関の決算を含む。以下同じ。)の作成並びに地方公共団体の歳出

に関する事務を除き、主計局の事務で、他課の所掌に属さないものを行うこと。

(司計課)

第11条 司計課においては、左の事務をつかさどる。

一 国の決算を総轄すること。

二 国の予算の翌年度への繰越使用の承認を総轄すること。

三 会計年度開始前の資金の交付の承認を総轄すること。

四 国の予算の移用又は流用の承認を総轄すること。

五 支出負担行為の実施計画及び支払の計画の承認を総轄すること。

六 支出負担行為の認証に関する事。

七 出納官吏及び出納員を監督すること。

八 国の予算の執行に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行い、並びにこれらを総轄すること。

九 歳入徴収官、支出官、支出負担行為担当官及び支出負担行為認証官(その代理官又は分任官を含む。)の設置並びに出納官吏及び出納員の任命に関する事。

十 歳入歳出の主計簿の登記に関する事。

十一 歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。

十二 会計検査院の検査報告に関すること。
 十三 財務局の分掌する主計局の所掌事務につき、取りまとめを行うこと。

十四 特定契約審査会に関すること。
 (法規課)

第12条 法規課においては、左の事務をつかさどる。

一 財政及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

二 会計法(昭和22年法律第35号)等の法令に基く収入、支出及び契約に関する各省各庁からの協議に関すること。

三 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)の施行に関する事務を総轄すること。

四 財政制度審議会に関すること。
 (給与課)

第13条 給与課においては、左の事務をつかさどる。

一 国の予算のうち給与に係る部分の統轄及びその使用状況の監査を行うこと。

二 特別職である国家公務員の給与に関すること。

三 政府関係機関の役職員の給与に関すること。

四 国家公務員等の旅費その他の実費弁償に関すること。

五 特別職である国家公務員の災害補償に関すること。

六 国家公務員等の退職手当に関すること。

七 未復員者の給与に関すること。

八 国家公務員等の共済組合及び共済組合連合会に関すること。

九 国家公務員等の福利厚生施設に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、主計局の所掌に属する国家公務員等の給与に関すること。

第3節 主税局

(主税局の分課)

第14条 主税局に、税関部の外、左の3課を置く。

一 税制第一課

二 税制第二課

三 調査課

2 税関部に、左の3課を置く。

一 業務課

二 調査統計課

三 鑑査課

(税制第一課)

第15条 税制第一課においては、左の事務をつかさどる。

一 租税政策一般に関すること。

二 直接国税に関する制度(犯則の取締に関するものを除く。)を企画及び立案すること。

三 内国税に関する国際協定に関すること。

四 税理士に関する制度を企画及び立案すること。

五 前各号に掲げるものの外、主税局の事務で、他の部課の所掌に属さないものを行うこと。

(税制第二課)

第16条 税制第二課においては、左の事務をつかさどる。

一 間接国税に関する制度を企画及び立案すること。

二 内国税の徴収一般に関する制度を企画及び立案すること。

三 内国税に関する犯則の取締に関する制度を企画及び立案すること。

四 地方税及び地方財政平衡交付金の制度に関すること。

(調査課)

第17条 調査課においては、左の事務をつかさどる。

一 内国税に関する制度を調査すること。

二 租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。

三 税理士に関する制度を調査すること。

四 地方公共団体の歳入の調査を行うこと。但し、地方債に関するものを除く。

(業務課)

第18条 業務課においては、左の事務をつかさどる。

一 関税、とん税その他税関行政に関する制度を企画及び立案すること。

二 関税及びとん税の賦課徴収に関すること。

三 関税法規による輸出入貨物、船舶、航

空機及び旅客の取締に関すること。

四 指定保税地域、特許上屋、保税倉庫、保税工場その他の保税地域に関すること。

五 輸出交付金及びれい税に関すること。

六 開港及び税関空港に関すること。

七 関税法規の犯則事件の調査及び処分を行うこと。

八 税関貨物取扱人の監督に関すること。

九 税関の経費の概算の調整及び配賦を行うこと。

十 税関職員の教養及び訓練に関すること。

十一 関税訴願審査会に関すること。

十二 関税率審議会に関すること。

十三 前各号に掲げるものの外、税関部の事務で、他課の所掌に属さないものを行うこと。

(調査統計課)

第19条 調査統計課においては、左の事務をつかさどる。

一 関税、とん税その他税関行政に関する制度を調査すること。

二 関税に関する国際協定に関すること。

三 外国貿易の調査を行うこと。

四 外国貿易統計その他の税関統計を作製すること。

(鑑査課)

第20条 鑑査課においては、左の事務をつかさどる。

一 輸出入貨物の検査、分析及び鑑定並びに関税率の適用に関すること。

二 犯則物件の調査及び鑑定に関すること。

三 輸出入貨物の見本に関すること。

四 関税率の適用に関し必要な輸入貨物の価格、運賃、保険料等の調査を行うこと。

第4節 理財局

(理財局の分課)

第21条 理財局に、左の7課を置く。

一 総務課

二 国庫課

三 資金課

四 経済課

五 証券第一課

六 証券第二課

七 外債課

(総務課)

第22条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 財政と金融との調整その他国内資金運用の総合調整を図ること。

二 国内金融と国際金融との調整を図ること。

三 通貨制度を調査、企画及び立案すること。

四 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締を行うこと。

五 日本銀行券の製造発行計画を樹立すること。

六 紙幣類似証券の取締を行うこと。

七 金の買取及び売渡並びに金の使用、取引及び輸出入の規制に関すること。

八 金地金(歯科用金地金を除く。)の価格を決定すること。

九 貴金属特別会計に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、理財局の事務で、他課の所掌に属さないものを行うこと。

(国庫課)

第23条 国庫課においては、左の事務をつかさどる。

一 国庫収支の調整を図ること。

二 国庫制度及び国債制度を調査、企画及び立案すること。

三 国庫金を出納、管理及び運用すること。

四 国の保管金及び国が保管する有価証券を管理すること。

五 国債(国民貯蓄債券を除く。以下第八号において同じ。)の発行、償還及び利払並びに借入金の借入を行うこと。

六 国債整理基金を管理及び運用すること。

七 国債整理基金特別会計に関すること。

八 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。

九 政府契約に基く支払の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

(資金課)

第24条 資金課においては、左の事務をつかさどる。

一 資金運用部資金を管理及び運用すること。

- 二 資金運用部資金特別会計に関する事
- 三 国民貯蓄債券に関する事
- 四 地方債に関する事

(経済課)

第25条 経済課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 産業資金の需給を調整すること。
- 二 米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。
- 三 米国対日援助見返資金特別会計に関する事。
- 四 企業会計の基準の設定及び原価計算の統一に関する事。
- 五 会計経理応急措置法(昭和21年法律第7号)及び企業再建整備法(昭和21年法律第40号)を施行すること。
- 六 企業の経理の実態に関する統計を作製すること。
- 七 前三号に掲げるものの外、企業の経理に関する事。
- 八 商品券の取締を行うこと。
- 九 社債等の登録を行うこと。
- 十 公認会計士制度を調査、企画及び立案すること。
- 十一 公認会計士(会計士補を含む。)及び計理士の登録及び監督を行うこと。
- 十二 公認会計士試験及び特別公認会計士試験に関する庶務を行うこと。
- 十三 外国に居住する本邦人(外国に本店を有する本邦法人を含む。)が本邦内に有する財産を管理すること。
- 十四 企業会計審議会に関する事。
- 十五 資産再評価審議会に関する事。
- 十六 公認会計士審査会に関する事。

(証券第一課)

- 第26条 証券第一課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 証券取引制度を調査、企画及び立案すること。
 - 二 証券取引所を登録し、これを監督すること。
 - 三 証券取引所の開設する有価証券市場における有価証券の売買取引に関する事。
 - 四 有価証券の募集又は売出に関する届出書その他の書類を審査し、必要な措置を

とること。

- 五 証券取引所の業務及び財産の状況並びに帳簿書類等の検査に関する事。
- 六 証券取引審議会に関する事。
- 七 前五号に掲げるものの外、証券取引所並びに有価証券の発行及び売出に関し、証券取引法(昭和23年法律第25号)を施行すること。

(証券第二課)

第27条 証券第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。
- 二 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。
- 三 証券業者のなす有価証券の売買その他の取引に関する争の仲介を行うこと。
- 四 証券業者、証券業協会及び証券投資信託の委託会社の業務及び財産の状況並びに帳簿書類等の検査に関する事。
- 五 前各号に掲げるものの外、証券取引法及び証券投資信託法(昭和26年法律第198号)を施行すること。但し、証券第一課の所掌に属するものを除く。

(外債課)

第28条 外債課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の渉外負債に関する財務を管理すること。
- 二 平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。
- 三 在外公館等借入金の返済に関する事。
- 四 在外公館等借入金評価審議会に関する事。

第5節 管財局

(管財局の分課)

第29条 管財局に、左の7課を置く。

- 一 総務課
- 二 国有財産第一課
- 三 国有財産第二課
- 四 外国財産管理課
- 五 外国財産補償課
- 六 閉鎖機関課

七 特殊財産課

(総務課)

第30条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国家公務員の宿舎を設置、維持及び管理し、並びにこれらに関し総合調整を行うこと。
- 二 国有財産の管理及び処分に関する経費に関する事。
- 三 前各号に掲げるものの外、管財局の事務で、他課の所掌に属さないものを行うこと。

(国有財産第一課)

第31条 国有財産第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国有財産制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 国有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行うこと。
- 三 国有財産の管理及び処分に関し、報告を徴し、及び実地監査を行うこと。
- 四 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。
- 五 国の出資を行い、これを管理すること。但し、特殊財産課の所掌に属するものを除く。

六 普通財産のうち、特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利を管理及び処分すること。

七 普通財産のうち、有価証券を管理及び処分すること。

八 社寺境内地の管理及び処分に関する事。

九 社寺境内地処分中央審査会に関する事。

(国有財産第二課)

第32条 国有財産第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 普通財産の管理及び処分に関し、企画及び立案すること。
- 二 普通財産を管理及び処分すること。但し、国有財産第一課の所掌に属するものを除く。
- 三 普通財産に関し、調査を行い、統計を作製すること。

四 内国税に係る物納の動産を管理及び処分すること。

五 外国政府による不動産に関する権利の取得のための手続を行うこと。

六 旧軍港市国有財産処理審議会に関する事。

(外国財産管理課)

第33条 外国財産管理課においては、左の事務をつかさどる。

一 連合国財産(運輸省の所掌に属するものを除く。)を調査、保全及び返還すること。

二 ドイツ財産を管理及び処理すること。

三 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する事。

2 前項に定めるものの外、外国財産管理課においては、当分の間、旧賠償庁の所掌に属していた特殊財産で大蔵大臣が管理することとなつたものの処理に関する事務をつかさどる。

(外国財産補償課)

第34条 外国財産補償課においては、左の事務をつかさどる。

一 連合国財産の損害の調査及び補償に関する事。

二 連合国財産補償審査会に関する事。

三 連合国財産の返還及び補償について生ずる紛争の処理のための国際委員会に関する事。

(閉鎖機関課)

第35条 閉鎖機関課においては、左の事務をつかさどる。

一 閉鎖機関の特殊清算を監督すること。

二 閉鎖機関の資産及び負債を調査すること。

(特殊財産課)

第36条 特殊財産課においては、国が船舶公団から引き継いだ船舶の共有契約に基く持分その他国が公団から引き継いだ債権(通商産業省の所掌に属するものを除く。)の管理に関する事務をつかさどる。

第6節 銀行局

(銀行局の分課)

第37条 銀行局に、検査部の外、左の4課及び1室を置く。

- 一 総務課
 - 二 銀行課
 - 三 特殊金融課
 - 四 保険課
 - 五 金融制度調査室
- 2 検査部に、左の2課を置く。
- 一 管理課
 - 二 審査課
- (総務課)
- 第38条 総務課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 金融機関に関する政策一般を企画及び立案すること。
 - 二 日本銀行を監督すること。
 - 三 日本輸出入銀行を監督すること。
 - 四 日本開発銀行を監督すること。
 - 五 日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。
 - 六 金融機関の資金の運用を規制しこれを監督すること。
 - 七 金融機関の金利を調整すること。
 - 八 国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。
 - 九 当せん金附証票の発売を管理し、その取締を行うこと。
 - 十 金融制度に関する調査を行うこと。
 - 十一 金融に関する統計を作製すること。
 - 十二 金利調整審議会に関すること。
 - 十三 前各号に掲げるものの外、銀行局の事務で、他の部課の所掌に属さないものを行うこと。
- (銀行課)
- 第39条 銀行課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 銀行業を免許し、これを営む者を監督すること。
 - 二 信託業(担保附社債に関する信託事業を含む。)を免許しこれを営む者を監督すること。
 - 三 銀行(相互銀行を含まない。以下第四号及び第五号並びに次条第十号において同じ。)及び信託会社関係の公益法人を監督すること。
 - 四 銀行及び信託に関する制度を調査すること。

- 五 銀行及び信託に関する統計を作製すること。
- (特殊金融課)
- 第40条 特殊金融課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 国民金融公庫及び住宅金融公庫を監督すること。
 - 二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。
 - 三 相互銀行業及び無尽業を免許し、これらを営む者を監督すること。
 - 四 信用金庫及び信用金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業を免許し、又は認可し、並びにこれらの事業を営む者及び農業協同組合、水産業協同組合その他金融業務を営む者を監督すること。
 - 五 貸金業者を監督すること。
 - 六 前各号に規定する金融機関に関する制度を調査すること。
 - 七 第一号から第五号までに規定する金融機関に関する統計を作製すること。
 - 八 類似無尽の取締を行うこと。
 - 九 農林漁業資金を融通すること。
 - 十 金融機関(第38条第二号から第四号までに規定する金融機関、銀行、信託会社及び保険会社を除く。)関係の公益法人を監督すること。
 - 十一 国民金融審議会に関すること。
- (保険課)
- 第41条 保険課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 生命保険業及び損害保険業を免許し、これらを営む者を監督すること。
 - 二 船主相互保険組合の設立を認可し、これを監督すること。
 - 三 保険募集の取締を行うこと。
 - 四 損害保険料率算出団体に関すること。
 - 五 保険会社関係の公益法人を監督すること。
 - 六 保険に関する制度を調査すること。
 - 七 保険に関する統計を作製すること。
- (金融制度調査室)
- 第42条 金融制度調査室においては、金融制度の整備改善に関する重要事項の調査、企

- 画及び立案に関する事務をつかさどる。
- (管理課)
- 第43条 管理課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 金融機関の業務及び財産の検査(以下本節において「検査」という。)の方針及び検査の実施計画を樹立すること。
 - 二 検査に従事する職員の訓練及び検査に関する事務の指導監督を行うこと。
 - 三 検査報告書を整理すること。
 - 四 前各号に掲げるものの外、検査の実施を除き、検査部の事務で、審査課の所掌に属さないものを行うこと。
- (審査課)
- 第44条 審査課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 検査報告書を審査すること。
 - 二 検査の結果に基づき、金融機関に対し、必要な指示を行うこと。
 - 三 検査報告書の様式及び記載基準に関すること。
 - 四 検査報告書を分析し、統計その他の資料を作製すること。
- 第7節 為替局
- (為替局の分課)
- 第45条 為替局に、左の6課を置く。
- 一 総務課
 - 二 企画課
 - 三 資金課
 - 四 管理課
 - 五 調査課
 - 六 外資課
- (総務課)
- 第46条 総務課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 国際金融に関する制度を企画及び立案すること。
 - 二 外国為替の管理に関する政策一般に関すること。
 - 三 国際収支の調整を図ること。
 - 四 国際収支に関する調査及び統計の作製を行うこと。
 - 五 外国為替相場を決定すること。
 - 六 国際通貨基金及び国際復興開発銀行に関すること。

- 七 外国為替審議会に関すること。
 - 八 前各号に掲げるものの外、為替局の事務で、他課の所掌に属さないものを行うこと。
- (企画課)
- 第47条 企画課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 外国為替に関する制度を企画及び立案すること。
 - 二 対外取引を行う通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。
 - 三 外国為替銀行及び両替商に関する事務を処理すること。
- (資金課)
- 第48条 資金課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 外国為替資金の管理及び運営その他外国為替資金特別会計に関すること。
 - 二 外国為替資金以外の外貨資金を管理すること。
 - 三 外国為替予算案(貿易に係る部分を除く。)を作成し、外国為替予算案の準備に関する事務の整理を行うこと。
 - 四 閣僚審議会の事務を処理すること。
 - 五 外貨資金保有額に関する統計を作製すること。
- (管理課)
- 第49条 管理課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 所掌事務に係る外国為替の取引を管理すること。
 - 二 外国為替の損失補償に関すること。
- (調査課)
- 第50条 調査課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 金融に関する国際協定を調査、企画及び立案すること。
 - 二 国際金融に関する制度を調査すること。
 - 三 為替事情を調査すること。
- (外資課)
- 第51条 外資課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 外国投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得を管理及び調整すること。

- 二 外国政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。
- 三 本邦から海外投資に関する事務を管理すること。

四 外資審議会に関すること。

第2章 国税庁の内部部局

第1節 長官官房

(長官官房の分課)

第52条 長官官房に、左の4課及び2室を置く。

- 一 総務課
- 二 人事課
- 三 会計課
- 四 広報課
- 五 監督官室
- 六 監察官室

(総務課)

第53条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国税庁の機構、定員及び運営に関し、調査、企画及び立案すること。
- 二 国税庁の所管行政の総合調整を行うこと。
- 三 公文書類を審査及び進達すること。
- 四 公文書類の管理事務を総轄し、並びにその接受、発送、編集及び保存を行うこと。
- 五 官報掲載に関すること。
- 六 内国税の賦課徴収に関し、財政経済状況の調査及びその資料の収集を行うこと。
- 七 内国税の賦課徴収に関する統計を作製すること。
- 八 内国税の賦課徴収に関する統計事務を指導及び監督すること。
- 九 税務講習所に関すること。
- 十 税理士の登録及び監督を行うこと。
- 十一 税理士会及び税理士会連合会を監督すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、国税庁の事務で、他の所掌に属さないものを行うこと。

(人事課)

第54条 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。

- 二 長官の官印及び庁印を管守すること。
- 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。但し、国税庁監察官の所掌に属するものを除く。

四 給与簿に関すること。

五 収税官吏章その他の証票を管理すること。

六 税理士試験委員に関すること。

(会計課)

第55条 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。但し、租税収入、価格差益及び物価統制令(昭和21年勅令第118号)第20条に規定する割増金の予算及び決算に関するものを除く。
- 二 行政財産及び物品の管理に関すること。
- 三 国税庁所属の事務所等の営繕を行うこと。
- 四 印紙の形式及び製造に関し、企画及び立案すること。
- 五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。
- 六 庁内の取締に関すること。

(広報課)

第56条 広報課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 内国税に関し、周知宣伝を行うこと。
- 二 内国税の納税に関する資料及び情報を収集整理すること。
- 三 報道事務を総轄すること。
- 四 国税庁の所管行政に関する印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

(監督官室)

第57条 監督官室においては、大蔵省設置法(昭和24年法律第144号。以下「法」という。)第32条第7号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内国税に関し、周知宣伝を行うこと。
- 二 内国税の納税に関する資料及び情報を収集整理すること。
- 三 報道事務を総轄すること。
- 四 国税庁の所管行政に関する印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

(監察官室)

第58条 監察官室においては、法第32条第八号に掲げる事務をつかさどる。

(直税部の分課)

第59条 直税部に、左の3課を置く。

- 一 所得税課

(直税部の分課)

第60条 所得税課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 所得稅、增加所得稅、個人臨時利得稅及び個人營業稅(以下「所得稅等」という。)の賦課に関する事務を管理すること。
- 二 所得稅等の課稅標準の調査並びに所得稅等に関する検査及び犯則の取締に関する事務(調査査察部の所掌に属するものを除く。)を指導監督し、これに必要な調査及び検査を行うこと。
- 三 所得稅等に関する法令の執行に関する訓令、通達等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関して指導監督すること。
- 四 所得稅等の賦課に関する資料及び情報を収集整理すること。
- 五 所得稅等の賦課に関し必要な經濟調査を行うこと。

(法人稅課)

第61条 法人稅課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 法人稅、法人に対する再評價稅、特別法人稅、法人臨時利得稅、法人營業稅及び戰時補償特別稅(以下「法人稅等」という。)の賦課に関する事務を管理すること。
- 二 法人稅等の課稅標準の調査並びに法人稅等に関する検査及び犯則の取締に関する事務(調査査察部の所掌に属するものを除く。)を指導監督し、これに必要な調査及び検査を行うこと。
- 三 法人稅等に関する法令の施行に関する訓令、通達等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関して指導監督すること。
- 四 法人稅等の賦課に関する資料及び情報を収集整理すること。
- 五 法人稅等の賦課に関し必要な經濟調査を行うこと。

(資產稅課)

第62条 資產稅課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 相続稅 富裕稅、個人に対する再評價稅、通行稅、有価証券移轉稅、非戰災者特別稅、地租、家屋稅及び財產稅(以下「相続稅等」という。)の賦課に関する事務を管理すること。
- 二 登録稅に関する事務を管理すること。
- 三 相続稅等の課稅標準の調査並びに相続稅等に関する検査及び犯則の取締に関する事務(調査査察部の所掌に属するものを除く。)を指導監督し、これに必要な調査及び検査を行うこと。
- 四 相続稅等及び登録稅に関する法令の執行に関する訓令、通達等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関して指導監督すること。
- 五 相続稅等の賦課に関する資料及び情報を収集整理すること。
- 六 相続稅等の賦課に関し必要な經濟調査を行うこと。
- 七 相続稅等及び登録稅に係る審査の決定及び訴訟に関すること。

六 法人稅等に係る審査の決定及び訴訟に関すること。

七 全国資產再評價調査会に関すること。(資產稅課)

第62条 資產稅課においては、左の事務をつかさどる。

一 相続稅 富裕稅、個人に対する再評價稅、通行稅、有価証券移轉稅、非戰災者特別稅、地租、家屋稅及び財產稅(以下「相続稅等」という。)の賦課に関する事務を管理すること。

二 登録稅に関する事務を管理すること。

三 相続稅等の課稅標準の調査並びに相続稅等に関する検査及び犯則の取締に関する事務(調査査察部の所掌に属するものを除く。)を指導監督し、これに必要な調査及び検査を行うこと。

四 相続稅等及び登録稅に関する法令の執行に関する訓令、通達等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関して指導監督すること。

五 相続稅等の賦課に関する資料及び情報を収集整理すること。

六 相続稅等の賦課に関し必要な經濟調査を行うこと。

七 相続稅等及び登録稅に係る審査の決定及び訴訟に関すること。

2 第60条に規定する所得稅に関する事務のうち、所得稅法(昭和22年法律第27号)第9条第1項第8号に規定する讓渡所得に関するものは、第60条の規定にかかわらず、資產稅課においてつかさどるものとする。

第3節 間稅部

(間稅部の分課)

第63条 間稅部に、左の2課を置く。

- 一 酒稅課
- 二 消費稅課

(酒稅課)

第64条 酒稅課においては、左の事務をつかさどる。

一 酒稅及び清涼飲料稅(以下「酒稅等」という。)の賦課に関する事務を管理すること。

二 酒稅等に関する検査及び犯則の取締に関する事務(調査査察部の所掌に属する

ものを除く。)を指導監督し、これに必要な調査及び検査を行うこと。

三 酒税等に関する法令の執行に関する訓令、通達等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関して指導監督すること。

四 酒税等の賦課に関する資料及び情報を収集整理すること。

五 酒税等の賦課に関し必要な経済調査を行うこと。

六 酒税等に係る審査の決定及び訴訟に関すること。

七 酒税法(昭和15年法律第35号)第27条ノ二に規定する指定販売業者の指定に関すること。

八 酒類、酒母、もろみ及びこうじ(以下「酒類等」という。)の生産及び販売を管理すること。

九 酒類等の製造の免許及び販売業の免許を与え、並びに製造者及び販売業者を監督すること。

十 酒類等の製造者及び販売業者関係の公益法人その他の団体を監督すること。

十一 酒類の分析及び鑑定を行うこと。

十二 じょう造の試験、講習及び指導を行うこと。

十三 酒類の価格の決定に関すること。

十四 中央酒類審議会に関すること。

十五 前各号に掲げるものの外、間税部の事務で、消費税課の所掌に属さないものを行うこと。

(消費税課)

第65条 消費税課においては、左の事務をつかさどる。

一 砂糖消費税、揮発油税、取引税、取引所特別税、物品税、印紙税、骨ばい税、織物消費税、取引高税、入場税、特別入場税及び馬券税(以下「砂糖消費税等」という。)の賦課に関する事務を管理すること。

二 砂糖消費税等の課税標準の調査並びに砂糖消費税等に関する調査及び犯則の取締に関する事務(調査査察部の所掌に属するものを除く。)を指導監督し、これに必要な調査及び検査を行うこと。

三 砂糖消費税等に関する法令の執行に関

する訓令、通達等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関して指導監督すること。

四 砂糖消費税等の賦課に関する資料及び情報を収集整理すること。

五 砂糖消費税等の賦課に関し必要な経済調査を行うこと。

六 砂糖消費税等に係る審査の決定及び訴訟に関すること。

七 砂糖消費税、揮発油税、物品税及び織物消費税の課税物件の分析及び鑑定を行うこと。

第4節 徴収部

(徴収部の分課)

第66条 徴収部に、左の2課を置く。

一 管理課

二 徴収課

(管理課)

第67条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

一 内国税の徴収事務を管理すること。

二 内国税の徴収に関する法令の執行に関する訓令、通達等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関して指導監督すること。但し、徴収課の所掌に属するものを除く。

三 内国税収入の概算を行い、これに必要な資料を収集整理すること。

四 内国税収入の決算に関すること。

五 内国税に関する過誤納金の還付に関すること。

六 内国税の徴収に関する処分に係る審査の決定及び訴訟に関すること。但し、徴収課の所掌に属するものを除く。

七 納税貯蓄組合に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、徴収部の事務で、徴収課の所掌に属さないものを行うこと。

(徴収課)

第68条 徴収課においては、左の事務をつかさどる。

一 内国税の滞納処分に関する事務を管理すること。

二 内国税の徴収に関する法令中滞納処分に属する部分の執行に関する訓令、通達

等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関し、指導監督すること。

三 内国税の滞納処分に係る審査の決定及び訴訟に関すること。

四 価格差益及び物価統制令第20条に規定する割増金の徴収に関すること。

第5節 調査査察部

(調査査察部の分課)

第69条 調査査察部に、左の2課を置く。

一 調査課

二 査察課

(調査課)

第70条 調査課においては、左の事務をつかさどる。

一 所得その他の内国税の課税標準の調査及び内国税に関する検査で法第36条の規定に基く大蔵省令で定めるものを行うこと。但し、査察課の所掌に属するものを除く。

二 国税局において行う所得その他の内国税の課税標準の調査及び内国税に関する検査で法第36条の規定に基く大蔵省令で定めるものに関する事務(国税犯則取締法に基く調査及び検査に関する事務を除く。)を指導監督すること。

三 前二号に掲げる事務を処理するため必要な資料及び情報を収集整理すること。(査察課)

第71条 査察課においては、左の事務をつかさどる。

一 国税犯則取締法に基く調査、検査及び犯則の取締で法第36条の規定に基く大蔵省令で定めるものを行うこと。

二 国税局において行う国税犯則取締法に基く調査、検査及び犯則の取締で法第36条の規定に基く大蔵省令で定めるものに関する事務を指導監督すること。

三 前二号に掲げる事務を処理するため必要な資料及び情報を収集整理すること。

四 前各号に掲げるものの外、調査査察部の事務で調査課の所掌に属さないものを行うこと。

附則

この政令は、昭和27年9月1日から施行する。

(編注) 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

(出所) 法令全書。

13-100 大蔵省組織規程(抄)

(昭和27年11月1日)

大蔵省令第130号)

大蔵省組織規程

(昭和24年5月31日)
(大蔵省令第37号)

改正 昭和27年11月1日大蔵省令第130号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 本省

第1節 内部部局の特別な職(第2条—第7条)

第2節 大蔵省顧問及び大蔵省参与(第8条・第8条の二)

第3節 附属機関

第1款 造幣局

第1目 総務部(第9条—第13条)

第2目 作業部(第14条—第18条)

第3目 研究所及び病院(第19条—第24条)

第4目 支局及び出張所(第25条—第28条)

第2款 印刷局

第1目 局長官房(第29条—第31条)

第2目 業務部(第32条—第37条)

第3目 製造部(第38条—第41条)

第4目 附属機関及び出張所(第42条—第54条)

第4節 地方支分部局

第1款 財務局

第1目 内部部局(第55条・第56条)

第2目 局長官房(第57条—第59条)

第3目 理財部(第60条—第64条)

第4目 管財部(第65条—第68条)

第5目 財務部(第69条—第74条)

第6目 出張所(第75条)

第2款 税関

第1目 税関長官房(第76条—第80条)

第2目 監視部(第81条—第86条)

- 第3目 業務部(第87条—第91条)
 第4目 鑑査部(第92条—第99条)
 第5目 支署,出張所及び監視署
 (第100条)

第3章 国税庁

第1節 内部部局の特別な職(第101条—
 第105条)

第2節 税務講習所(第106条—第113条)

第3節 国税局

- 第1款 総務部(第114条—第120条)
 第2款 直税部(第121条—第125条)
 第3款 間税部(第126条—第131条)
 第4款 徴収部(第132条—第134条)
 第5款 調査査察部(第135条—第138
 条)

第4節 税務署(第139条—第144条)

附則

第1章 総則

(この省令の目的)

第1条 この省令は,大蔵省設置法(昭和24
 年法律第144号,以下「法」という.)を施
 行するため,大蔵省組織令(昭和27年政令
 第386号,以下「令」という.)に規定する
 ものを除き,大蔵省の組織,所掌事務の範
 囲等の細目を定めることを目的とする。

2 この省令に規定するものの外,事務分掌
 その他組織の細目は,本省の内部部局にあ
 つては官房長又は各局長,地方支分部局に
 あつては各財務局長又は各税関長が大蔵大
 臣の承認を経て定め,本省の附属機関(法
 第17条第1項に掲げる附属機関を除く.)に
 あつては,各附属機関の長,国税庁にあつ
 ては国税庁長官が定める。

第2章 本省

第1節 内部部局の特別な職

(財務調査官)

第2条 大臣官房に,財務調査官8人以内を
 置くことができる。

2 財務調査官は,官房長の命を受け,大蔵
 省の所掌事務に関し,総合的な研究調整を
 要する特定の事項についての調査を行い,
 その処理にあたる。

(専門調査官)

第3条 大臣官房に,専門調査官3人以内を

置くことができる。

2 専門調査官は,官房長の命を受け,令第
 6条第1号及び第2号に掲げる事務のうち,
 特に重要な事項についての専門的な調査及
 び研究を行う。

(主計官)

第4条 主計局に主計官11人以内を置く。

2 主計官は,国の予算(政府関係機関の予
 算を含む,以下同じ.)の作成及び執行,国
 の予備費の管理,国の決算(政府関係機関
 の決算を含む.)の作成並びに地方公共団体
 の歳出に関する事務を分掌する。

(関税調査官)

第5条 主税局税関部に,関税調査官3人以
 内を置くことができる。

2 関税調査官は,部長の命を受け,関税率
 及び関税率に関する協定その他の取極につ
 いての調査,企画及び立案を行う。

(取引所監理官及び証券検査官)

第6条 理財局に,取引所監理官1人及び証
 券検査官14人以内を置く。

2 取引所監理官は,東京証券取引所の業務
 及び財産の状況並びにその開設する有価証
 券市場における有価証券の売買取引の監督
 を行う。

3 証券検査官は,令第26条第5号及び令第
 27条第4号に規定する検査その他証券取引
 法(昭和23年法律第25号)又は証券投資信託
 法(昭和26年法律第198号)に基く検査を実
 施する。

(金融検査官)

第7条 銀行局検査部に,金融検査官100人
 以内を置く。

2 金融検査官は,金融機関の業務及び財産
 の検査を実施する。

第2節 大蔵省顧問及び大蔵省参
 与

(大蔵省顧問)

第8条 本省に,大蔵省顧問1人を置くこと
 ができる。

2 大蔵省顧問は,大蔵省の所掌事務のうち
 重要な施策に参画し,特に定める事項の処
 理にあたる。

3 大蔵省顧問は,非常勤とする。

(大蔵省参与)

第8条の二 本省に,大蔵省参与1人を置く
 ことができる。

2 大蔵省参与は,大蔵省の所掌事務のうち
 特に定める重要な事項に参与する。

3 大蔵省参与は,非常勤とする。

(略)

第3章 国税庁

第1節 内部部局の特別な職

(監督官)

第101条 長官官房に,監督官40人以内を置
 く。

2 監督官は,法第32条第7号に掲げる事務
 を行う。

3 監督官を国税局に派遣する場合には,監
 督官は,当該国税局長の求めに応じて,そ
 の所轄する税務署の所掌事務の運営につ
 いての監察を行うことができる。この場合
 において,監督官は,国税局長の指揮監督を
 受けるものではない。

(直税実査官)

第102条 直税部各課を通じて直税実査官50
 人以内を置く。

2 直税実査官は,直税部各課に分属し,令
 60条第2号,令第61条第2号及び令第62条
 第3号に掲げる事務をつかさどる。

(間税実査官)

第103条 間税部各課を通じて間税実査官30
 人以内を置く。

2 間税実査官は,間税部各課に分属し,令
 第64条第2号及び令第65条第2号に掲げる
 事務をつかさどる。

(国税調査官)

第104条 調査査察部に,国税調査官40人
 以内を置く。

2 国税調査官は,令第70条第1号及び第2
 号に掲げる事務をつかさどる。

(国税査察官)

第105条 調査査察部に,国税査察官50人
 以内を置く。

2 国税査察官は,令第71条第1号及び第2
 号に掲げる事務をつかさどる。

(略)

附則

1 この省令は,昭和24年6月1日から施行
 する。

2 従来の分課規程その他大蔵省の組織を定
 める規定は,廃止する。但し,高等財務講
 習所の分課規程は,昭和24年7月20日から
 廃止する。

3 法律又は法律に基く命令に別段の定があ
 る場合を除く外,従前の機関及び職員は,
 この省令に基く相当の機関及び職員となり,
 同一性をもって存続するものとする。

(略)

(編注) 附属機関,地方支分部局を省略した。
 編者において原資料の様式(タテ書き)を
 変更して掲載した。

(出所) 法令全書。

13-101 出先機関の整理に関し従来の改
 革案に現れた問題点
 (昭和28年9月24日)

出先機関の整理に関し従来の改革案に現
 れた問題点

28.9.24

一、整理の考え方

行政制度改革に関する従来の諸審議会の
 答申は,出先機関の整理については次のよ
 うな考え方を採っている。即ち

「国の出先機関が多過ぎるため地方自治
 の総合性が失われ,地方行政の民主化を阻
 む傾向もあるので,地方自治の真義を推進
 するため,国と地方公共団体との権限の分
 配について再検討を行い,国の出先機関は
 特に必要あるもの(司法,文教,通信,気
 象,税務)の外は原則として廃止し又は地
 方公共団体に移譲し,存置するものにつ
 いてもなるべくこれを統合し,中央の権限を
 委譲すると共に窓口の一本化を図るべきで
 ある。」と。

二、整理の具体案

右の考え方に基いて,従来の諸審議会が
 整理すべきものとして指摘した諸機関は次
 の通りである。

主要実施事項	未処理のもの
1 建設院建築出張所及び連絡調整地方事務局出張所の廃止 (A)	1 地方電波監理局, 北海道開発局, 地方法務局, 鉦山保安監督部, 海運局, 同支局港湾建設部の整理縮少 (D)
2 文部省大阪出張所の廃止 (A)	2 矯正保護管区本部の廃止 (C)
3 厚生省駐在防疫官事務所の廃止 (D)	3 財務部と国税局の統合及び財務部支部の廃止 (C)
4 農林駐在事務所, 水産庁駐在事務所 (D)	4 財務部の廃止 (D)
5 運輸建設本部の建設省への移管 (A)	5 医務出張所の廃止 (D)
6 港湾管理事務所の廃止 (D)	6 農地事務局の廃止 (D)
7 地方経済安定局, 地方物価局, 管区経済調査局の合体 (C)	7 通商産業省通商事務所及び石炭事務所の廃止 (D)
8 管区経済局, 地方経済調査局の廃止 (D)	8 運輸省港湾建設部を国土省の地方建設局に統合 (C)
	9 陸運局の都道府県への統合(D)
	10 都道府県労働基準局, 労働基準監督署, 公共職業安定所の都道府県への統合 (A, C, D)
	11 労働省婦人少年局地方駐在員の廃止, 都道府県への統合 (A)

(註)

- 臨時行政機構改革審議会……………A
- 行政機構刷新審議会……………B
- 行政制度審議会……………C
- 政令諮問委員会……………D

〔編注〕 行政管理庁作成の資料と推定, 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z13-3.

13-102 財務局および財務部の機構について

(昭和28年10月10日大臣官房文書課)

財務局および財務部の機構について

(28.10.10 大臣官房文書課)

第1 方針

1 財務局は, 存続させることとする。

〔説明〕

(1) 財務局を廃止し, 財務部の運営について本省が直接総合監督することは, 次の点で困難である。

(イ) 各財務部の運営に万全を期するためには, 本省にその総轄監督に当たる局または部程度の機構の新設を要するものと思われるが, これは, 本省

の機構をいたずらに複雑にするきらいがあり, 行政改革の方針に反するばかりでなく, その効果も期待しえない。

(ロ) 本省の機構は現状のままとし(地方課が各財務部を総合監督する), 財務部の事務の執行について本省各部署が行う指導を強化するとしても, 全財務部の管理運営(人事管理を含む。)に関して万全を期しうことは困難である。

(2) 財務局と国税局とを統合し, 新しい機構とすることは, 次の点で困難である。

(イ) 国税庁の存廃は一応別の問題としても, 両局を統合することは, 徴税機構の一元的運営を弱め, その機能の効果的な発揚を阻害することとなって, 税務行政上好ましくない。

(ロ) 両局の所掌事務内容は全く異なる

もので, これを統一的に遂行することは困難であるばかりでなく, 強いて統合すれば, 事務処理の簡素合理化に反して非能率な行政の運営を強いることとなり, 且つ, 人事管理その他全体の管理運営に困難な点が多く, 両局本来の機能を低下させることが予想される。

2 財務部を廃止し, あらためて, 必要の地に財務局支局を設置する。

〔説明〕

(1) 財務部を全廃して財務局支局を設けないこととするのは, 次の点で困難である。

(イ) 財務部の所掌事務はほとんど府県に移管することが不適當なものであるため, 現在の財務局だけでは事務遂行上支障があり, 対外的にも不便をかけることとなる。

(ロ) 財務局の事務内容が監督行政ばかりでなく, 助長行政その他現地に密接な関係をもつものであるから, 下部機構をもつことは必然的な要請である。

(2) 財務部を存続させることとし, その数を整理減少することも考えられるが, 対外的には, 依然として二重機制的性格にとられ, 整理方針に反するきらいがあるので, 財務部としては一応廃止することとするのが適當である。

第2 改正の要領

1 財務局

第1案

現状どおり10財務局を存置する。

第2案

2財務局を整理し, 8財務局を存置する。

(北陸・南九州財務局の廃止)

2 財務局支局

第1案

現在の42財務部のうち財務局との距離, 事務量その諸般の事情を考慮して10財務部程度を廃止し, その他は, 財務局支局とする。

第2案

現在の42財務部のうち20程度を財務局支局とし, その他は廃止する。

(第1案および第2案を通じ, 廃止する財務部については, 別に検討する。)

3 出張所

現在の財務局出張所および財務部出張所は, 財務局出張所または財務局支局出張所として, 一応存置するものとし, 別に, 財務部の廃止との関連において, また, 施設の処分状況との関係を見て, その数の増減を検討する。

〔編注〕 行政審議会による「行政制度の改革に関する答申」(昭和28年10月23日)に向けて準備されたものと推定される。

〔出所〕 大蔵省資料Z13-3.

13-103 国税局と財務局とを統合することについて

(昭和28年10月23日大臣官房文書課)

国税局と財務局とを統合することについて

28.10.23

大臣官房文書課

行政改革の一環として国税局と財務局とを統合することについては, 各種の問題があるが, その主要な点は, 次のとおりである。

1 今回, 臨時行政改革本部が決定したと伝えられる「機構整理基準」によれば, 「各府省庁の出先機関はできるだけ一本化する」という基本的な原則が立てられているが, この基準の適用については, 次の点が考慮されるべきである。

(1) 税務行政の面から

国税局と財務局とを統合して一機関とするすれば, 税務行政の一元的運営は弱められ, 機能の効果的な発揚は阻害されることとなり, 事務の合理化に逆行するきらいがあるばかりでなく, ますます加重されてゆく徴税部門に対する要請にも反する虞がある。

(2) 事務内容の面から

国税局と財務局とはその事務内容と権限が全く種類・性質を異にするものであって、これらを統一的に遂行することは不可能に近く、両局の統合は、事務の簡素・合理化という本来の命題に反することとなる。

(3) 人事管理の面から

上記のように事務内容が全く異なるため、両局の職員の職能もまたはなはだしい相違を生じ、社会情勢の推移とともに、ますます、その知識・技能は専門化される傾向にある。これを人事の面から考えるならば、両局を統合する場合は、職員の資質の向上とか、人事の節減とかという効果を上げることは望めないで、単に人事運用の困難性が伴うばかりとなる(税務職階とその他の職階との差異)ことが予想される。

(4) 一般管理事務の面から

国税局と財務局とはそれぞれ別種の行政活動を営むのであるから、その管理事務についても、おのずから異なる性格をもつこととなって、これを統一的に遂行することは、複雑さと困難の度を増すばかりでその管理の適正は期しがたい。管理的職務を営むスタッフは、常にその管下全体の機構を最も有効適切に運営していくために全体の業務内容を把握していることが必要であり、また、管理部門自体の事務も簡素・明確であり、強力な統制が全体に及ぶものでなければならないが、両局を統合することは、その管理事務を一層複雑化し、ひいては全体の機能の低下をもたらすことが考えられる。

(5) 下部組織に関して

国税局の下部組織としては、全国主要市町村に合計503の税務署が置かれて第一線機関としての任務を遂行しつつあり、財務局については、府県単位に財務部と、また、必要の地に出張所が置かれている。これらは、それぞれ、その任務遂行上の必要性に基いて、また、いくたの改革を経て現在に至っているものであって、これを単にいずれかに統合することは、不自然であるばかりか、かえって無駄を生ず

ることとなり、且つ、その事務遂行上混乱をまねくことも考えられる。また、強いてこれらを統合するとしても、もともと行政の対象となる相手方が異なる以上、その統合は形式的になって無意味なものとなる虞がある。

(6) 対外的関係から

国税局は、一般に営利事業を営む法人および個人が対象であり、中小企業や小額の所得層にまで及ぶが、財務局は、主として地方公共団体・各省庁出先機関・比較的に大資本を有する法人が主たる対象であり、中小企業・個人に及ぶことは少い。したがって、行政効果の効率的發揮を図るためには、それらの対象とよくマッチし、一般国民の便宜をも考慮されるべきものであって、国税局および財務局を(下部組織をも含めて)統合することは、これらの点に配慮を欠くものである。

(7) 要するに、国税局と財務局とは、「機構整理基準」にもいわれているように、「所掌事務の性質に著しい差異があるため、一本化によってかえって能率低下を来す」ものであって、今直ちにこれを統合することは困難である。

2 「国の出先機関の事務を都道府県に移譲する」という整理基準については、次の点が考慮されるべきである。

(1) 財務局の事務について

財務局の事務を都道府県に移譲することは、次の理由から困難である。

(イ) 事務の性質が都道府県よりも国全体の立場で全国統一的に運営する必要がある。都道府県に事務を移譲した場合、その事務を遂行する職員に対する当省の監督権も公選知事を通ずる間接的なものとなり、当省の意図している財務行政の公正な運営を期し難い。

(ロ) 事務の性質が国と地方で利害関係が全く調和し難いばかりでなく、現行地方制度の下においては、いずれの事務をも都道府県に移譲することは、単に事務の指導監督上の面から見てその能率を阻害するばかりでなく、財務行政運営についての全面的な責任の保持を

期し難い。

(2) 国税局の事務について

国の財政並びに国税事務の本質から考えて都道府県への事務の移譲は、不可能である。

(3) 要するに、財務局及び国税局の事務は、今直ちに都道府県に移譲するということは、困難であって、その「所掌事務について権限を明確にし、現地限りの事務処理体制を確立する」という方針の下に改革を図るべきである。

〔編注〕資料13-102に同じ。

〔出所〕大蔵省資料Z13-3。

13-104 国税局と財務局の統合反対について

(昭和28年10月23日国税庁総務課)

国税局と財務局の統合反対について

(28.10.23
国税庁総務課)

第一 税務行政を担当する国税局と財務金融行政を担当する財務局との間においては、その所掌する事務の内容において共通する点が全くなく、共管事項も皆無である。従って、形式的に両者を統合することにより、事務の簡捷化、機構の縮小、職員の削減等について全く期待されるところがない。

たとえば、人事事務その他の管理事務についてみても、技術、職員の待遇面、旅費その他の経費面についても各々異なる性格を持っている以上、これが同一機関のもとに統合されれば、かえってお互いに摩擦を生ずるだけのものである。

第二 のみならず、両者の事務の本質が根本的に異なるものであるため、同一責任者の下に業務が執行されることはかえって支障となることが少なくない。たとえば、
一 一方において貯蓄の指導奨励を行いながら、他面、所得資産の調査を行うことは、貯蓄意欲を減殺するか、又は調査に必要以上の制肘を加えざるを得ないこととなるであろう。

二 徴収事務について、租税債権と金融機関の債権と競合する場合が少くないのであるが、その金融機関の監督的立場から、滞納整理の促進に支障を感ずることとなる。

第三 加えて、現在の困難なる税務行政を適正に執行するために、国税局は寧日のない有様であり、財務局の事務を合体して、同一責任者の下に事務を行うとすれば、全体の事務の円滑な執行は到底期しうべくもない。すなわち、

一 国税局においては、資本金5百万円以上の法人、所得金額2百万円以上の個人について、それぞれ法人税・所得税調査を担当しており、その税額は、法人税で全体の70%(昭和27年度における対税務署所管分との比較)、所得税で5%(昭和27年度における対税務署所管分との比較)となっているが、このことは、局が大税務署として一線事務を担当していることであり、局長の事務量、責任は、きわめて大きい。

二 悪質納税者の脱税を捕捉し、これを訴追することは、国税局の重要な任務であり、査察官の内偵立件、檢察機関との連絡は必要な事務となっている。

三 その他国税局においては、大口滞納者の滞納整理、集団密造の取締、反税運動に対する準備措置等、通常の監督企画事務のほか、幾多の第一線事務を所掌するのであって、現業的色彩が濃く、その独立的存在理由を強調されなければならない。

第四 現在の困難なる税務行政を適正に執行するためには、到底両者の事務を同一人格者においてみる余裕はない。

たとえば、

一 局自体の定員を例にとってみても、東京局1,466人、大阪局1,305人であって、これだけの職員の監督責任だけでもかなり大変であるのに更に財務局の436人(関東財務局)、368人(近畿財務局)の職員を統轄することは、到底不可能である。

二 更に国税局長は、現在においてすら徴収事務に関して、種々の陳情を受け、こ

470 III 機構・定員関係資料

れが応接に暇もない程忙殺されている状況である。あまつさえ、国税局と財務局とが統合することとなれば、その長たる者はいきおい徴税事務とは異質な財務金融国有財産関係事務について、地方公共団体その他外部との折衝、陳情応接を余儀なくされ、その事務量、責任は過重、

過大となりひいては、税務行政及び財務金融行政運営の非効率化をきたす恐れなしとしない。

〔編注〕 資料13-102に同じ。编者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z13-3。

2 昭和 30 年代

13-105 主計局の内閣移管について
(昭和31年 1 月主計局)

主計局の内閣移管について

昭和31年 1 月
大蔵省

◎目次

第一 序論

第二 移管論の検討

一、感情論的主張の検討

(一) 内閣に移管されれば、各省庁の仕事はやり易くなるか。

(二) 内閣に移管されれば、大処高処から、予算が組まれることとなるか。

二、制度論的主張の検討

(一) 予算編成の仕事は総合的な仕事であるから、「内閣」で扱うべきであるというが、果してそういえるか。

(二) 予算の執行に当り、大蔵省が各省庁の行政に「くちばし」を入れるのは不可であるというが、その点から内閣に移せということになるかどうか。

(三) 予算の編成は、「経済計画」と表裏一体となって行われるべきであるというが、それ故内閣に移せということになるか。

第三 主計局が大蔵省に設けられている意義

一、予算の本質——その役割

(一) 制約的役割——国民負担との関係

(二) 積極的役割——国民経済全体の調整
その何れの面から見ても、大蔵大臣が責任を持つのが最も適当である。

二、主計局が大蔵省に置かれている積極的な理由と、これを切り離した場合の弊害

第四 結論

一、主計局移管は不適當である。

二、アメリカの例は必ずしも参考にはならない。むしろ英、独、仏を参考とすべきである。

三、若干の問題

(一) 主計局の事務機構改善の問題

(二) 政策大綱と予算編成との結び付きの問題——特に政党政治下において。

主計局の内閣移管について

第一 序論

一、大蔵省は、現行の大蔵省設置法第三条において、国の財務、通貨、金融、外国為替、証券取引、造幣事業、印刷事業に関する国の行政事務および事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とすると規定されている。

このような規定の実体的な意味を一言にして尽くせば、大蔵省の任務は、国民経済の動きを資金の面から総合的に把握しつつ、国民経済の安定と発展とを出来るだけ合理的に実現するように努めることにある、といえる。

二、貨幣経済を前提とする以上、資金の面が国民経済の動きを総合的に計量し、調整する立場となることは当然であって、国の財政の組み方も、金融の施策も、国際収支の問題も、要するに国民経済のバランスをとりながら、これを段々発展向上させてゆくための手段として、或いは前提として、「一体的に」考えられねばならぬものである。

経済の発展が望ましいことは言うまでもない。経済の発展なくしては、結局、雇用の安定とか、生活水準の向上とか、そういうことは期待できないからである。しかし他方、経済循環のバランスが乱れては、発展の基盤そのものが崩れてしまう。国際収支の均衡確保とか、インフレの回避とか、国民負担の軽減とか、いわれるのは要するに堅実なベースの上に発展を図ろうとするものに他ならない。

三、明治以来の大蔵省の仕事を振り返ってみると、財政々策も、金融政策も、この

ような立場から考えられ、あるときには成功を、あるときには失敗を記録しながら進められて来たのである。そして主計局の事務といわれるものも、このような仕事の一環として明治以来行われて来たのである。

四、明治初年、近代的な予算制度がまだ十分に確立されていなかった時代においても、予算関係の事務は、大蔵省において所掌されていたのであるが、明治19年2月大蔵省官制の制定によって、近代国家の中央財政機関として大蔵省が発足した時から数えても、爾来70年主計局は大蔵省の一部局として、予算関係の事務を分掌し、他の行政制度が激しく変遷したにも拘らず、何等変更されることなくして今日に至っている。

五、主計局移管論は、今日に始まったことではない。過去においてそれが実現を見なかったのは、「官僚の反対」や「政治力の貧困」からではなく、それ相当の理由があったからである。

行政機構の改革は、一時の思いつきや、感情論から軽々に行われるべきものでないことは、いうまでもないところである。あらゆる角度から是非を検討し、慎重に取り運ぶべき問題である。「いけなければ、そのとき又元に戻せばよい」というようなことではないのである。

今日まで大蔵省の一部局として続いて来た主計局を大蔵省から切り離すべしとするには、余程の積極的な理由がなければならぬわけである。果してそのような理由が考えられるかどうか、以下、煩を厭わず、検討してみよう。

第二 移管論の検討

一、感情論的主張の検討

(一) 主計局移管論には、多分に感情論的なものが混っていると思われる。現在の主計局の査定態度に対する不満や、大蔵官僚が各省庁に対して優位の立場をとるような形になることに対する反感、或いは大蔵大臣の地位があまりにも権力を集めるようなことになることについての牽制とか、色々あろうがよ

く言われるものとして次のようなものがある。

(二) 大蔵省が抑えたり削ったりするのが、内閣に移れば改善されるという論

(1) 各省庁が遂行しようとして希望している色々な仕事や、政党が採り上げたいと考えている色々な政策が主計局の査定する予算によって圧縮され、或は削られてしまう現状が、主計局の内閣移管によって改善され、或る程度緩和されるのではないかという期待が漠然とした気持ではあるが多分にあるようである。

(2) しかしながら、国の財政規模には一定の限度がある。各省庁が各自の立場で理想とする行政量を全面的に受け入れることは、予算規模すなわちわが国の経済力が許さないものであり、このことは、予算編成部局を大蔵省に置こうが内閣に置こうが変りはない筈である。もしこの点を承知の上で圧縮に対する不満が解消されるという期待があるものとすれば、それは経済力をこえた予算が編成される可能性を期待することであり、極めて危険な考え方である。内閣に設置された予算局が国の経済力を超えた予算を編成し、その過度の歳出をまかなうため、不当な増税を計画し、あるいは放漫な公債発行を計画することになれば、一国の財政経済を危くすることは自明の理である。

(三) 大蔵省だと財政金融という狭い独善的な視野から予算作るが、内閣に移れば大処高処から、広い視野で作成されるという論。

(1) この議論は、前述の予算規模の膨脹を期待する議論と相通ずるものであるが、予算規模を一定としても、経費の査定の方がより大局的でありうるという主張もあると考えられる。

「大蔵省」に査定されるのではなく、「内閣」に査定されるのだという形式的満足感や、大蔵大臣の権力

分散という政治的感觸は別とする。同じような財政規模のうちに、何をどうはめ込むかということが内閣に移されて大局的見地に立てば少しは違ってくるということがどうしてありうるだろうか。大蔵省に在ればAが入りBが落ち、内閣に移ればBが入りAが落ちるといっているのであれば同じことだし、AもBも入るためにはCやDが落ちなければならないのである。

(2) 内閣に移れば大蔵省主計局におけるよりより優秀な人材がその衝にあたり、より政府の方針に合致した予算原案が作成されるということも考えられるが、実際は内閣に移管された場合には、予算局の職員を従来の内閣の官庁の例のように各省から選ぶようになるとすれば、行政各部の代表の集合体のような形になって、人的な面から財政当局としての統一性を保持することが困難となることであろうと思われる。

(3) これを要するに、このような移管論の主張も、何かしら内閣に移れば違ったことになりそうだ、という感情的なものであるといわざるを得ない。

二、このような感情論は一応別として、制度論として内閣移管を主張する論旨を検討してみよう。

(一) よく言われるのは、予算編成というような仕事は、総合的な仕事であるから内閣で扱うべきであるという議論である。もう少し詳しくいえば予算は国家の全行政分野に亘る施策を実質的に決定するものであるから、各省大臣の一人である大蔵大臣に所管せしめず、行政各部を指導監督し各省事務を総合調整する立場にある内閣総理大臣の下において編成すべきであるという考え方や、各省大臣、各省庁と同列対等であるべき大蔵大臣、大蔵省が予算査定によって事実上各省の上になつ形となるのは不当であるという議論である。

(1) 予算が国家の全行政分野に亘る施策を実質的に決定するものであることは、その通りである。その故に現に予算は「内閣」において作成され、国会に提案されることとされているのである。予算は「内閣」によって編成されている。問題はこの原案作成乃至閣議の下請け的な仕事を誰がやるかということである。

(2) 「内閣総理大臣の下において編成すべし」という主張をもう少し分析してみよう。そこには、内閣の機構は総合的なものを扱うものであるとする考え方と、内閣の機構は各省よりも上位にあるという思想とがあるようである。しかし、

(イ) 「内閣総理大臣の下」にある機構は必ずしも「総合的な仕事」を扱うとは限らないし(調達庁、防衛庁、恩給局等々)又総合的な仕事は必ず「内閣」又は「総理府」の機構が扱うべきであるとは限らない。(戦時中物動計画の仕事が企画院から軍需省に移された例)

(ロ) 行政上の仕事(予算原案作成もそれである)を受持つものは、行政各部であり、これらの仕事は内閣を組織する国务大臣によって夫々分担される。その意味では行政上の仕事を分担している内閣総理大臣も亦各省大臣の一人である。内閣の首班たる総理と各省大臣の一人である総理とを混同してはならない。行政各部の仕事を総合調整する「閣議」の主宰者たる総理は、行政上の仕事を分担すべきではないし、又機能的にも分担できないのである。

(3) 行政各部の仕事は、色々な面を捉えて分けられているが、そのどれが、どれより上であるとか、下であるとかいう関係はない。予算原案の作成とか、予算執行の統一を図るとかそういう仕事が実際問題として各省庁の仕事を制肘し、抑えているため、

上に立っているとか、強いとかいわれるけれど、予算というものは本来そういう性格の仕事なのである。

(4) これを要するに、「内閣直属」とか「総理府」の機構とかいうことから、直ちに総合的な仕事にふさわしいというべきでもないし、又各省と同列ではないなどという錯覚を起すべきではないのである。予算の原案作成という仕事は、これを作るのに最もふさわしいところがこれに当ればよいのである。

(二) 次に大蔵省が成立した予算の実行について束縛を加え各省の行政に干渉することは不当である。一定の歳出の枠をどう使うかということは財政でもなく金融でもなく専ら政策の調整の問題である。もっと各省を自由にすべきで、これに調整を加える立場は「内閣」の立場であり、大蔵省という各省の立場ではないという意見がある。

(1) 成立した各省予算の実行はその使用目的に合致するよう、各省の責任において自由に行われるのが原則である。しかし公共事業費、補助金等特殊の経費については、予算成立の時に内容が必ずしも明確に決定されていない関係もあり財政法によって支出負担行為の実施計画について大蔵大臣の承認をうけることになっている。この場合大蔵大臣としては後年度に過大な財政負担を残さぬため或は地方団体に過大な財政負担を及ぼさないために注文をつけることがある。

例えば公共事業費補助について一定の予算額を各省庁は多くの要望に応えるため或は細分して対象数を増加し多くの新規工事に着手することによって多くの後年度負担を残し或は事業量の増加を急ぐあまり実質的に補助率を引下げ総花的に交付することによって地方団体に多くの負担をかける等の措置をとりやすい傾向がある。これに対して財務当局とし

ては当然上述の立場から実行について注文をつけることになる。

(2) このような注文をつけることは、やはり財務当局の立場であって、論者のような「内閣が政策の総合調整」をする立場ではない。予算執行の適正化ということが、財政の立場から重大な関心事であることはいうまでもないところであって、会計検査院において相当の不法不当使用の事後警告がある現状においてこれを事前に防止するためこの程度の規制は忠実な財務当局としては財政法に基き当然行うべきである。この点は主計局が内閣に移管されても同様であり内閣移管によってこの緩和を期待することは無理である。

(三) 次によくいわれるのは、予算の編成は、経済計画と表裏一体となって作成されるべきものである。従って、予算関係の部局は、経済計画を策定し、経済政策を企画する機構と一体になるべきであるという議論である。

(1) いわゆる「経済計画」なるものは、雇用、生産、貿易等の実体面の動きや、財政金融、国際収支など資金面の動きを総合して一つの望ましい構図を描き、これを経済運営の指針として与えるものであると考えられる。各省庁の仕事が、これに沿って行われることが望ましいことはいうまでもないが、各省庁の仕事はその時々具体的な情勢に応じて動くものであることは、「経済計画」とはいうものの、経済の動きを権力的に規制するものではない以上、当然のことであろう。

(2) 予算の編成が、経済計画と密接に関連すべきことが必要なことはいうまでもない。その意味で、特に両者の間には他の行政部門との間よりも緊密な関係があり、外国では経済計画を大蔵省の一部局に担当させている例もある位である。そこで問題は予算原案を作成するに当り、大蔵省

が「経済計画」を尊重しながらやるか、企画庁が「財政金融の立場」を尊重してやるか、その何れをとる方がよいか、ということになる。

(3) それは、財政金融の立場から、経済計画を十分に尊重しつつ、予算原案を作成する方が能率的であり効果的であるといえる。

何となれば経済計画は予算原案の作成を全面的に指図し、方向づけるほど網羅的且細目的な計画ではないから、経済計画の遂行ということは、予算とは大局的に大筋として関連してくるに過ぎないのに対し、予算が財政金融と結び付く姿は、より全面的であり具体的であるからである。

第三 主計局が大蔵省に設けられている意義

一、以上検討したところによれば、感情論を別として、制度論として考えてみても、移管論には左程積極的な理由は見当たらないようである。これを逆にいえば、わが国においても、また大多数の国においても、予算関係の部局が何故に財政金融を担当する大蔵省の機構としてあるのか、を考えてみることとなる。それは、予算というものの本質が、又その実際の運用が、それを最も適当な制度としているからに外ならない。

二、それにはまず予算というものの本質を考えてみる必要がある。それは行政各部の仕事の資金的な裏付けであり予算の作成は、これらの仕事の軽重を調整配列する仕事であるというような単純なものではない。

(一) 予算の持つ役割として

(1) とかく膨脹し勝ちな国の行政作用や事業を、国民負担との関係から或る程度に抑えようという制約的な役割と、

(2) 一国の経済全体の動きを方向づけ、コントロールしようという積極的な役割と、

の二つを挙げることが出来よう。

(二) 予算の本質がこの第一の制約的役割にあることは歴史的に特にそうである

し、又現在においてもいささかもその役割は後退していない。大蔵大臣という財政金融担当の大臣に予算原案作成の任を与えたのは、まさにこの趣旨からである。この場合、大蔵大臣は納税者一般の立場とか、通貨価値の擁護の立場とか、そういう一般的な立場にあるといえる。

(1) 歳入を担当し、通貨価値の維持を念ずる大蔵大臣なればこそ、とかく膨脹しがちな予算を一定規模に抑えることが可能なのである。それは損な役割であり、憎まれ役ではあるけれど、そこに大蔵大臣の責任があるのである。

(2) 内閣に移管されれば、予算の作成は、このような立場に立つよりは、単に行政各部の需要を総合調整し、配列するということになるであろうから、勢い憎まれたくない、いい子になりたいという気持ちから、無責任にならざるを得まいと思われる。歳入当局と歳出当局が一人の責任大臣の下において調整されてこそ、初めて、予算が予算としての本来の面目を保ちうるものといえよう。

(三) 予算が国民経済全体を動かしてゆくという、その積極的な役割の面をみると、財政金融当局ではないところに、より広い視野でより大局的見地に立って、或いは経済計画と一体として予算原案を作成させたいという考え方が一応出てくるのも頷けないことではない。

(1) しかし、財政が国民経済をコントロールする機能は、通貨金融政策と一体になった、いわゆる間接統制的機能の発揮に俟つものであることは、最近の経済学なり、財政学の説くところであって、財政政策が通貨金融政策と切り離せない密接な関連を持つものであることも考えねばならない。この面からいっても、予算原案の作成を大蔵大臣の責任とすることには大いに意味があるのである。

(2) 要するに予算の作成ということは、

財政政策の一環であり、どのような財政政策を採るべきか、ということ、国際収支の問題や、通貨金融面の諸問題と併せ一体として考えられなければならないこと、冒頭にも述べた通りである。遠い過去のことは措くとしても、戦後インフレの収束を企図したいいわゆるドッジプランによる安定政策や、最近二ケ年間にみられた経済健全化政策の如きを想起するならば財政政策の持つ意義は明らかである。

三、以上、予算の本質から考えて、大蔵大臣がその責任大臣となるのが最も適当であるといえるのであるが今少しこれを詳説しよう。

(一) 主計局が大蔵省に置かれている積極的な理由は次の通りである。

(1) 第一に予算編成と歳入の管理とは密接不可分な関係にある。

予算の作成にあたり、歳出の必要性と歳入の見通しとの調整が必要なことはいうまでもない。歳入の大宗をなすものは租税収入および専売益金であるが、この制度の企画立案およびその実施の責任官庁である大蔵省が、予算編成事務を所掌してはじめて歳入歳出の最も合理的な調整が可能である。すなわち、歳入の責任官庁である大蔵省が、同時に歳出予算を編成することによって、歳入の過大見積りを行うことがないとともに、歳出の適正化が行われ、歳出予算編成の責任官庁である大蔵省が、同時に歳入を管理することによって、歳入が確保されるという関係にあるのである。

(2) 第二に予算編成と通貨金融政策は緊密な連繫を必要とする。予算の国民経済におよぼす影響は極めて大きく、財政収支の量および方向は、総合的な資金需要にも密接な関連を持っている。したがって、預貯金の増減、銀行貸出の増減等を中心とする一般産業資金の需給の見通し、金融

の引締めまたは緩和の方向、国際収支の検討等通貨金融処理の事務と予算編成の事務とは十分に調整をはかって進めなければならない。そのためには、通貨金融政策の責任官庁である大蔵省が予算編成を行うことが最も合理的である。

(3) 第三に、財政投融资計画は、予算と相互に極めて密接な関連性を有し、予算の編成と一体として策定する必要がある。現在財政投融资原資の主要な部分を成しているのは、資金運用部、産業投資等の特別会計であって、これらの特別会計に関する事務は大蔵省において所掌されているのであるから、予算の編成事務も大蔵省で行うことが妥当である。

(4) 第四に予算の編成と国の財務および債務の管理とは不可分の関係にある。すなわち、膨大な旧軍用財産、物納財産その他国有財産の管理処分に関する事務および国債に関する事務は、予算決算とともに国の財務の重要な一面であり、歳入歳出予算に直接関連し、これらを切り離して考えることはできない。

このように予算の編成は、他の財政金融政策と一体として運用されなければならないのであって、財政金融関係の主要な事務が同一大臣のもとに同一官庁で所掌されることが最も合理的かつ効率的であると考えられる。

(二) 従って、主計局を内閣に移管した場合には、次のような弊害が予想される。

(1) 第一に歳入責任官庁と分離するために予算編成当局が歳入過大見積りをする傾向が生ずる反面、歳入責任官庁は極めて安全な見積りを固執する傾向を生じ、予算編成に当って両者の調整が困難となるとともに両当局の力の相違により或は租税収入の過大見積りによる苛れんちゅう求或は租税の過大見積りによる放漫な公債発行と何れにしても憂慮すべき状態と

なりさらに歳入官庁が実施面において歳入確保の努力を弱化することになるものと思われる。

(2) 次に予算関係の仕事を国庫管掌の事務と分離することによる弊害がある。

現在、大蔵大臣はいわゆる国庫大臣として、国の債務、国庫金の受払、国の財務、会計の仕事を一元的に管掌し、予算の作成、執行、決算と一体的に責任をもってやっているのであるが、これが分離することにより、例えば国債の発行、償還、出資、投資、債権管理等が歳入歳出予算と分離され、予算が無責任になる虞がある。

(3) 第三に、予算原案の作成と通貨金融政策とを分離することによる弊害が考えられる。

予算の編成等の仕事は、前述の如く通貨金融政策と密接不可分の関係にあり、これらが統一的に同一大臣の責任のもとにその政策の立案と実施が行われることが、最も合理的且効率的である。このような現状を分離することは、恐らくは予算編成そのものを可成り無責任なものとする虞がある。

(4) なお、現実の問題として主計局の職員は、その勤務が特殊であって相当の能力と体力とを要するため、現在は広く大蔵省の下部組織の多数職員中から選抜しており、相当期間勤務の後には再び広く大蔵省の組織に昇進路が開けていることによって安定を得ているのであるが、これが内閣の一部局となった場合には現在程度の質の職員を確保することに相当の困難を生ずるであろうことも考えられる。

第四 結論

一、主計局の内閣移管は不適當である。

(一) 上述のような理由によって、現在の大蔵省の事務のうち、予算編成のみを抽出して他官庁に移すとすれば、予算

はその直接的基盤である歳入と遊離し、またその間接的基盤である金融政策や国際収支政策との関連を失い、国の財政の適正な運用を損うのみならず、財政金融政策全体の円滑な運営を阻害し、特に財政の放漫化を来すおそれがあるものと思われる。

(二) 又、主税局の如き歳入担当の部局も併せて移管するという考え方もあろうが、財政金融一体という考え方からすれば、やはり不適當である。

(三) これを要するに、予算当局が大蔵省という財政金融一体となった強固な立場のうちにあつてこそ、予算本来の面目は保たれているというべきで、この体制を変えることは、感情論を別とすれば、予算当局本来の面目を弱体化するものといわねばならぬ。

二、アメリカの例は必ずしも参考にならない。むしろ我が国と同じく議院内閣制をとる英、独、仏の如き国の例を参照すべきである。

(一) 世界各国の例を見ても、代表的な議院内閣制をとるイギリスを始めとし、フランス、西ドイツ等いずれも大蔵省が予算編成事務を所掌している。しかも、英、仏の如きは、大蔵省が経済計画や、行政管理の仕事まで受持っていることに留意すべきであろう。

(二) アメリカにおいては周知の如く大統領直属の予算局が予算編成事務を所掌しているが、アメリカは議院内閣制でなく大統領制をとり、我国と政治体制を異にしているのみならず、最近では現在の制度に対してフーヴァー委員会の専門調査班をはじめ有力な反対論がある実情である。アメリカにおいても歳入または通貨金融政策の責任官庁と予算編成官庁が異なることが歳入歳出の均衡、或は財政と通貨金融政策の緊密な調整を阻害する一因であることが反省されていることは充分考慮すべきである。

三、若干の問題

(一) 主計局の事務機構改善の問題

主計局の内閣移管が主張されるのは、主計局の現状に強い不満があるからに外ならない。このような不満には、予算当局なるが故に、当然甘受しなければならぬものが多いことはいうまでもないが、それでも、大蔵省としては、政党方面との交渉において、或いは各省庁との折衝において、できるだけ配意を尽して、不満の解消に努力し、改善すべき点があるならば、これを卒直に改めるに吝かであってはならないと思う。このような観点から、例えば、主計局の機構を強化するとともに、その陣容も、もっと大物を以て主計官や主査に充てるとか、各省との人事交流をやるとか、その他執務体制をどうするかという問題を採り上げて考究する必要はあるであろう。

(二) 政策大綱と予算編成との結び付きの問題——特に政党政治下において。

又、主計局移管論の根底には、いかにして、国政の基本的方向と、予算とを結びつけるか、という問題があることは否定できない。確かに官僚行政による政策の決定ではなく、政党政治による政策の決定ということは、議院内閣制度においては特に強調されねばならないところである。

(1) このような観点から主計局の移管は行わないにしても少くとも国の諸政策の大綱を企画立案し、予算編成の基本的方向を樹立するような機構を総理の直属幕僚として設け、大蔵省主計局はその命を承け、その指示に従って予算の積上げ作業をする機

関とするというようなことも一つの考え方として提案されている。

しかし、そのような機構は、単に予算編成を指示するのみでなく、真に強力に各省庁の動きを指図したり、抑えたりするものでなければ意味がないであろう。だが果してそのような強力な指示権を持つ機構を総理の幕僚として設けることが政治運営の上に適当であるかどうか甚だ疑問である。

- (2) 各省大臣の責任体制と「閣議」による行政運営という現行組織を変えて、総理の独裁的権限を強化しようとする主張は、よく行われるところであるが、「内閣」という合議体による政治乃至行政の運営方式において、総理の優位はみとめるとしても、総理が一方的に各省大臣に政策を指示するような体制はわが国の現状においては採るべき策ではないと思う。
- (3) このような政策大綱の如き問題は、むしろ議院内閣制度において、党と政府の間の調整をどうするかという相互の意志疏通の方法や、党内における各種立場の調整、等の問題として、検討すべきことであろう。そして、このような問題は、主計局を大蔵省においたままでは難かしいが、内閣に移管すれば、何とか、うまくゆく見透しがあるという、そういう性質の問題ではないのである。

〔編注〕 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z13-1B.

13-106 主計局移管論についての反論(昭和31年主計局)

主計局移管論についての反論

昭和31年

左記は、昭和25.11.9のいわゆる広川私案と称せられる機構改革案において、「総理府予算局設置の理由」として記述された諸点について、分析反論を加えたものである。

移 管 論	反 論
<p>(イ) 予算は国家の全行政分野に亘る施策を実質的に決定するものであるから、各省大臣の一人である大蔵大臣に所轄せしめず、行政各部を指揮監督し各省事務を総合調整する立場にある内閣総理大臣の下において編成すべきである。</p>	<p>(イ) 上記の論旨を分析すると、次の三つのことを言っているようである。 第一、予算は「内閣総理大臣の下」において編成されるべきである。 第二、予算は、総合的な仕事であるから、各省大臣の一人に所管させるべきではなく、「内閣」又は「総理府」の機構がこれの作成に当るべきである。 第三、各省大臣は同列であるが「内閣」又は「総理府」の機構は各省と同列ではない。 (1) 予算が国家の全行政分野に亘る施策を実質的に決定するものであることは、その通りである。その故に現に予算は「内閣」において作成され、国会に提出されることとされているのである。(憲法第八六条) 予算は「内閣」によって編成されている。問題はこの原案作成乃至閣議の下請け的な仕事を誰がやるかということである。 (2) 「内閣総理大臣の下」にある機構は必しも「総合的な仕事」を扱うとは限らないし(調達庁、防衛庁、恩給局等々) 又総合的な仕事は必ず「内閣」又は「総理府」の機構が扱うべきであるとは限らない。(戦時中物動計画の仕事が企画院から軍需省に移された例) (3) 行政上の仕事(予算原案作成もそれである)を受持つものは、行政各部であり、これらの仕事は内閣を組織する国务大臣によって夫々分担される。(内閣法第三条) その意味では行政上の仕事を分担している内閣総理大臣も亦各省大臣の一人である。内閣の首班たる総理と各省大臣の一人である総理とを混同してはならない。行政各部の仕事を総合調整する「閣議」の主宰者たる総理は、行政上の仕事を分担すべきではないし、又機能的にも分担できないのである。 (4) 行政各部の仕事は、色々な面を捉えて分けられているが、そのどれが、どれより上であるとか、下であるとかいう関係はない。予算原案の作成とか、予算執行の統一を図るとかそういう仕事が実際問題として各省庁の仕事を制肘し、抑えているため、上に立っているとか、強いとかいわれるけれど、それは、本来そういう性格の仕事なのである。 (5) これを要するに、「内閣直属」とか「総理府」の機構とかいうことから、直ちに総合的な仕事にふさわしいというべきでもないし、又各省と同列ではないなどという錯覚を起すべきではないのである。</p>

- (ロ) 大蔵大臣が各省大臣の一人として個有の行政事務を担当しながら、同時に予算大臣として各省の施策を批判しその軽重を勘案する体制では、行政組織として公平に予算が編成されることが保証されない。殊に大蔵省と他省の間に権限争いや対立がある際に予算編成に際しそれが影響する惧がある。
- (ロ) 上記の論旨が端的に言わんとするところは、大蔵大臣が、その個有の行政事務について、甘い予算をつけたり、他省との権限争いや意見対立のときに「予算を削るぞ」と脅かしたりなどして有利に展開するように図ったり、要するに不公平なことになる惧がある。ということであろう。
- (1) 確かに、そのようなことは、しようと思えばできることであろう。そのいみで必ず公平であるという保証はない。しかし、やるまいと思えば極めて厳正公平に予算の査定はやれるのであり、現に又そうである。むしろ、大蔵大臣なるが故に却って、自分のことには遠慮して強く主張出来ないということが実際である。
- (2) 同一大臣が立場を異にして責任を分担することは、行政組織上当然ありうることである。予算担当の大蔵大臣が「国庫大臣」たる立場であり、「所管大臣」たる立場ではないということは、大蔵省の中に早くから確立された考え方であり、一つの伝統的な権威にまでなっている。
- (3) 同じように公平さが保証されない、という意味では、内閣に移管しても、今度は別の意味で政治的な動きに左右され易いとか、立場が弱いので強い勢力には甘くするとか、そういうことが起る惧もあろう。
- (4) これを要するに、この議論は、制度論ではなく、実際論であり、このことゆえに大蔵省から切り離すべし、内閣に移すべしとする論拠としては薄弱である。
- (イ) 歳入や金融に関する事務と歳出予算の編成事務が不可分であるとの理由で主計局を大蔵省から分離することに強い反対が行われてきたが、この反対論は正しくない。予算の総枠は歳入の見積りによって制約されることは勿論であるが、この双方を同一の役所で担当しなければならない理由はない。大蔵省で算出した歳入見積りの枠の中で総理府において予算を編成し、どうしても既存の収入源では賄い得ないときは更に大蔵省に増税案を立案せしめればよいのである。むしろ歳入と歳出を同一の官庁で扱う場合には、歳出上の要請から歳入を過大に見積る危険を生ずる。
- (イ) の一 上記の前段論旨は、予算そのものの本質を忘却した暴論であり、又予算原案作成の際の実情を知らない空論である。
- (1) そもそも、予算は、国民負担との関係において、国の経費の膨脹を抑える役割を持つ。それは歴史的にもそうであり、現在もそうである。行政各部の需要は無限といってよい。国民の立場から考えても、行政各部が色々と結構づくめのことをやってくれることは大歓迎である。しかし税金は少い方がいい、インフレは御免だ、というのであれば、そこに節度が要る。それが予算である。
- (2) 歳入を担当し、通貨価値の維持を念ずる大蔵大臣なればこそ、予算を一定規模に抑えることが可能なのである。それは憎まれ役であり、損な役である。行政各部も、「予算がないので」と他人事みたいに申し訳けが出来るのも、大蔵大臣という憎まれ役がいるからである。
- (3) 内閣に移管した場合には、この歳入見積りとの緊密な交渉や、通貨金融部門との総合的な考え方よりは、むしろ、行政各部の要求の配列、調整ということが主になる。行政各部の需要を総合調整する場合、大蔵大臣の立場に立たないとすれば、勢い憎まれたくない、いい子になりたいという気持から歳入見積りは大きくならざるを得まい。大きくしておいてから、さあ増税か、公債かと言っても初まらないのである。
- (4) 主計局といえども、削りたくて削るのではないから、少しは楽な気持ちになりたいところである。しかし歳入当局としても、望ましいのは減税であり、無理な課税はしたくないところである。これが一人の責任大臣の下において相互に調整さ

れながら、予算原案は作成されてゆくのである。そこに主計当局と主税当局が血の出るような折衝を続けていることは外部からは仲々判らないであろう。上記の「むしろ云々」というような妙な議論が出るのは、このような実情を知らないからであって、実際は、主計局内閣移管により、この密接な関係は崩れ、相互に無責任なことになり合ってしまうであろう。

- (5) これを要するに、予算についてはまづ、いかなる規模のものを、どういう歳入の組み立て方で、或いは財政投融资などとも関連させて考えるか、ということが先決なのであって、この点から言っても、歳入当局、国庫当局、通貨金融当局などと、予算当局は切り離せないものである。

次に金融との関係は予算の時期的な執行の問題が主であり同一大臣の下になくとも調整は充分可能である。一定の歳出総額を個々の施策に如何に配分するかということは、財政でも金融でもなく、専ら政策の総合調整の問題である。

(イ) の二 上記後段の論旨は極めて不可解である。

- (1) まづ、金融との関係であるが、それは単に季節的な日銀券の増減、換言すれば財政資金の収支と日銀貸出増減の関係とといったようなものではない。予算執行の時期的調節などということよりも、もっと根本的な問題があるのである。
- (2) さきにも述べた通り、いかなる予算を組むか、或いはもっと広くいかなる財政の組み立て方をするか、ということは、財政、金融という資金面を総合的に組み合わせてみて、経済全体に対するその影響力を考え、経済の基調をどうもってゆくかという立場からまづ考えられなければならないのである。このようなことのためには、どうしても大蔵大臣の責任において原案を作成させることが必要である。
- (3) 行政各部の施策について、どの位の予算をつけるかということは、もとより重要なことではある。しかし、まづ枠が決まることが先決であって、この枠を決め、枠におさめるために、コツコツとした査定の積立作業が必要なのである。従って、もし予算の枠が一定であるとするれば、積上げ作業、或は配分作業を大蔵省主計局がやろうと、内閣の予算局がやろうと、それは同じことである。何かを余計に認めれば、何か削られるのであり、甲省が満足すれば乙省は不満なのであるから、施策の配列調整は、各省と交渉した揚句、結局落ちつくところに落ちつくのである。
- (4) しかし、個々の経費についての積み上げ作業が、やがては予算枠を決定する仕事になるのであれば、問題は全く別になる。大蔵省から離れて、ただただ各省の施策の緩急順序を配列する立場に立てば、先述した通りどうしても積み上げた結果は尠大なものにならざるを得まい。
- (5) なお一旦歳出予算が決ったら、その中味をどういう風にするかは財政でも金融でもない、というような趣旨の議論であるが、これは恐らくは予算執行についての色々な制約、例えば公共事業費の具体的な支出対象をどこにするか、というようなことについて主計局が云々することについての批評であると思う。もとよりこれは程度問題であるが、経費の使い方が、法律ではっきりきまっていたり、或は当初から、補助率何割とか、施工対象はどの程度とかははっきりしていればともかく、そうでない場合は、結局経費の使い方が総花的になっ

て、一つの河川改修に30年掛ったり、一つの漁港修築に20年掛ったりするような当面安易な妥協的予算の執行となり、結局後年度まで累を及ぼすというようなこともあるわけであるから、財政としては、関心を持たざるを得ないのも当然である。

(6) 外国の例に見られる如く各省の「支出官」を大蔵大臣が任命し、大蔵大臣が予算の執行を直接に指揮監督するというようなことは、わが国のような各省大臣の責任体制の上からはとるべきではないと思うが、予算の執行が、財政の立場から重大な関心事であることはいままでもない。

(二) 予算は寧ろ国の経済政策全般の企画と密接な関係を持って立案することが必要であり、その意味からすれば総理府に予算局を置き国の経済の総合的企画をする部局と密接な連繋を取らせつつ予算の編成に当たらしめることが望ましい。

(二) 上記論旨の如く予算が、国の経済政策全般の企画と密接な関係を持って立案すべきことはその通りである。しかし、それから直ちに上記のような結論にはならない。

(1) 予算の作成は「経済計画」と密接に関係することも望ましいが、現実の財政、金融と密接に関係することも必要である。どちらの責任大臣の立場で、どちらと先づ一体になって原案が作成されるべきであるか、ということを見ると、大蔵大臣が経済計画を尊重しつつ作成する方がよいといえる。何故ならば、経済計画そのものは、いわば大筋であって、個々の経費の査定と結び付く程に具体的且網羅的なものではないからである。

(2) 予算は経済政策のみならず、文教政策、外交政策等広く国の政策に関係するものである。従って、国政の基本というか、政府の政策大綱の如きものと密接に結びつかねばならぬことも考えられるところである。このような国政の基本を立案し、企画する機構を内閣に設け、これに従って、予算は作成されるべきであるという提案もある。

各省大臣の責任体制と「閣議」による行政運営という現行組織を変えて、総理の独裁的権限を強化しようとする主張は、よく行われるところであるが、これは相当に問題である。仮りに、こういう機構を設けるとすれば、単に「閣議」の下働きで受身の仕事をしていたのではつまらないから、具体的な総合調整の仕事として予算案の作成を受持たせたらどうか、というような提言になるわけであるが、そこまで行かなくても、「予算編成方針」や「予算において採り上げるべき重要施策大綱」をそこで作らせるというような考え方も出てこよう。

(3) このように、総理の下に総合調整的な機能を営む機構がいわゆる「幕僚的機関」であるか、「行政各部的機関」であるか、その区別はまづはっきりさせる必要があるが、何れにせよ、そのような機構を設けることは、わが国の現状としては採るべき策ではないと思う。

このような政策大綱の如き問題は、むしろ議院内閣制度において、党と政府の間の調整をどうするかという相互の意志疏通の方法や、党内における各種立場の調整、等の問題として検討すべきことであろう。

(ホ) 米国においても1939年予算局は財務省から大統領府に移

(ホ) 外国の例として、米国例を挙げているが、もっと広く見る必要があるし、又夫々の国情というものを考えてわが国の参考と

され大統領が行政各部を統括する上の最も有力な補佐機関として活動している。しかもこの予算局中に行政管理部、法令審査部、統計部等も統合し、相互に緊密な連繋を保持して総合企画の妙味を発揮している。

すべきである。

(1) 米国においては、行政府と立法府の画然たる区別が前提となっている。予算の作成提出は議員の権限であり、行政府から立法府に対して示される「予算」なるものは、単に行政府の仕事の計画書の如きものでしかなかったという歴史的な沿革がある。

予算の編成が、財務当局と密接な連絡なしに行われることの弊は、早くから指摘されていたところであり、最近においても予算局の財務省移管が問題となったことは周知の通りである。

(2) むしろ、参考となるべきは、議院内閣制をとる英、仏、独の如きところであろう。しかも、英、仏の如きは、大蔵省が経済計画や、行政管理の仕事まで受持っていることに注意すべきである。

(3) 予算関係部局の体制を整備し、或いはその執務の方法を合理化し人的構成を強化するというような点で、現状を改善する必要は、率直に言ってある程度認められよう。しかし、それは、大蔵省においたままでは出来ないが、内閣に持ってゆけば出来るというものではあるまい。むしろ、内閣に移すことが、実質的にも機構的にも予算当局を弱めるものであることを憂うべきである。「機構よりも人」と言われる位、特に人的構成の問題は重要である。

〔編注〕 作成日付は不明。編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z13-1B。

13-107 予算編成の仕組についての大蔵大臣意見

(昭和31年1月25日)

予算編成の仕組についての大蔵大臣意見

31.1.25

一、主計局を移管し、内閣又は総理府に予算局を設けることには絶対反対である。

二、閣内に関係の少数閣僚をもって、「予算委員会」の如きものを設け、内閣としての予算決定を調整促進する仕組みを作ることは一案であると思う。

しかし、この委員会の下部機構として事務局的なものを設けることには反対である。

三、予算の編成について、このような閣内の委員会を設けても、党と内閣との間の連絡調整の秩序というカルールをどうするかという点がより重要な問題であると思うが、それは別論する。

(備考)

行政審議会答申直前、行政機構改革関係政府与党連絡会がもたれた際、大蔵大臣はこれに参画できなかった。このような情勢下に於て、大蔵大臣から九人委員会委員各人に個別に伝えた意見である。専ら、主計局移管、予算局設置論に対抗したものである。

〔編注〕 (備考)は手書きメモ。「九人委員会」のメンバーは、政府側の重光副総裁、河野行政管理庁長官および根本内閣官房長官、党側の緒方、三木、大野の各代行委員、岸、石井、水田の党3役であった。編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z13-1B。

13-108 行政制度の改革に関する答申 (昭和31年2月23日行政審議会)

行政制度の改革に関する答申
昭和31年2月23日

行政審議会会長 阿部真之助
行政管理庁長官 河野一郎殿

本審議会は、昭和30年12月27日付河野行政管理庁長官の諮問に応じて占領行政の行き過ぎを是正し、かつ、議院内閣制の下における責任体制を明確にし、あわせて行政事務の管理を強化し能率を向上させる見地から、現行の行政制度についてその改革すべき点を慎重に審議して来たのであるが、差し当り別紙の諸点について改革すべきものと認めるから、政府においてはこの大綱に基いて具体的な計画を樹立しすみやかに改革を断行されるようにこれを答申する。

なお、本審議会は審議に当っては、今回は人員の整理を目途としないことを方針としたことを付記する。又、今回の答申に含まれなかった社会福祉行政機構・交通行政機構・地方出先機関の改革及び行政事務の整理・行政運営の改善に伴う行政機関内の部課の整理等については、引続き審議の上答申する予定であることを申し添える。

別紙

1. トップマネジメントの機構改善

政府の政策が行政部内に侵透せず、行政事務の統率に欠けるところあり、とかく政治責任が曖昧となるうらみがあった。これは、政府がいわゆるトップマネジメントの機構につき、考慮を怠ったことによるように思われる。よって本審議会は、行政機構改革の第一項目としてこの問題をとりあげた。

従来政務官の任用には、世上とかくの非難が絶えないのであるから、本答申を執行するに当っては、任用につきいささかも党利党略や不当な情実人事の疑いなからしめるよう厳重に注意する必要があることを申し添える。

1. 政務運営上特に必要と認められる省には複数の政務官を置くことができる。
 2. 事務運営上特に必要と認められる省には新たに事務次官級の職員を置くことができる。
 3. 各省庁に政策立案のため特に必要あるときは、大臣の補助として特別職の職員数名を置くことができる。(本項については反対意見がある。)
2. 総理府
- 総理府の機構及び事務は近年煩雑を加えてきたので、これを整理簡素化するとともに新たに総務長官をおき、総理府の長たる内閣総理大臣を助けて総理府の府務を担当させ、内閣官房長官をして、主として内閣関係の政務に専念させる。
1. 総理府に新たに総務長官を置き、政策及び企画に参画し、総理府の府務を整理し、各部局(国務大臣を長とする外局を除く。)及び機関の事務を監督させる。総務長官は特別職とする。
 2. イ 調達庁を防衛庁に移管する。
ロ 公正取引委員会を経済企画庁に属せしめる。
ハ 南方連絡事務局を地方行政を統轄するために新設される省に移管する。
ニ 総理府に附置されている各種審議会をそれぞれ関係の最も深い各省庁に極力移管する。
ホ その他総理府の機構の整理簡素化を行う。
3. 人事行政機構
- 人事院の機構はアメリカに範をとったもので、日本の実情にそわないものがあり、そのため種々の混乱をひき起すような事態があった。以上の事実にかんがみ、本審議会は日本の実情に即しながら、人事行政の能率化と、公務員の福祉・利益の保護に、遺漏なからしめることを念とした。
1. 総理府に人事局を置き、人事行政に関する企画・立案・国家公務員全般にわたる人事行政の実施及びその総合調整に当らせる。
 2. 総理府に外局として人事委員会を設け、給与・待遇の改善等に関する勧告、職員

の研修・採用試験・公平裁定等の人事行政の公平の確保及び職員の福祉・利益の保護に当らせる。

3. 人事委員会は、給与・待遇の改善等につき必要があると認めるときは、内閣に対して勧告を行うものとする。内閣は右の勧告を受け取ったときは、一定期間内にこれを国会に報告しなければならない。
 4. 内閣に、内閣総理大臣の指名する国務大臣を委員とし、総務長官を幹事とする委員会を設け、人事委員会の勧告があったときは、これを実施することができるかどうかを調査審議させる。
 5. 内閣は、右の閣僚委員会の審議に基き、勧告を実施できないと決定したときは、詳細な理由を付してその旨を国会に報告しなければならない。
 6. 人事院を人事委員会に改組するにあたっては、政府当局と職員団体との交渉方式に関し、現行の法令による手続の完全なる実施で十分であるという意見と、両者をそれぞれ代表する同数の委員からなる協議会を中央に設けることを適当とする意見とがある。
 7. 人事院は廃止する。
4. 予算編成機構
- 予算編成機構の問題は、行政改革の眼目であるということもできる。政府が国民に約束した政策を適切かつ円滑に予算に盛り得られるような仕組みを持つことが必要である。もし下記の要領が効果的に運用されるなら、予算分捕りその他各種の弊を一掃することに役立つであろう。
1. 内閣に予算閣僚委員会を置く。
 2. 予算閣僚委員会は、内閣総理大臣を委員長とし、大蔵大臣、経済企画庁長官及び内閣総理大臣の指名する国務大臣を委員とし、内閣官房長官を幹事とする。
 3. 予算閣僚委員会は、予算編成方針の審議及び各省予算概算の調整にあたる。
 4. 内閣官房長官を補佐して予算閣僚委員会の事務に当る少数の職員を置く。
 5. 地方行政機構の強化
- 地方行政は、国家の行政において重要な地位を占めているにかかわらず、その機構

がこれまで一外局として弱い形に残されてきたのは、占領政策の行き過ぎと断ぜざるを得ない。その結果はすでに放漫な地方財政に現われている。この際これを正常の姿に引き戻すことは、きわめて必要であるが、その措置については、下記の二案がある。

1. 建設省(首都建設委員会を含む。)及び自治庁を統合して内政省を新設する。
 2. 自治庁の権限を強化してこれを省に昇格する。この際建設省の都市計画部局、首都建設委員会及び南方連絡事務局をこれに統合する。
6. 貿易行政機構
- 今日貿易の進展を阻害しているものは、貿易に関する行政事務が各省に分割され、方針が不統一で、手続が煩瑣である点にある。本審議会はこれらの弊を除去するため、統一的貿易政策の樹立、手続・窓口の一本化、経済外交の強化につき考慮を払った。
1. 内閣に、関係閣僚をもって構成する貿易閣僚委員会を置く。
 2. 貿易閣僚委員会は、貿易振興に関する関係各省間の政策の審議調整を行う。貿易閣僚委員会の庶務は、通商産業省がこれにあたる。
 3. 貿易閣僚委員会に幹事を置き、関係各省の職員のうちから任命する。
 4. 通商産業省通商局の機構及び権限を強化し、これに各省の貿易に関する行政事務を大幅に移管し、貿易の窓口及び手続を同局に一本化する。
 5. 経済外交を刷新するため、外務省経済関係の機構及び運営を強化改善する。

[参考]

諮問事項

昭和30年12月27日

行政管理庁長官 河野一郎
行政審議会々長 阿部真之助殿

現行の行政制度については、戦時中及び占領政治下に生じた正常ならざる事態を是正し、かつ、国民の便宜をはかることを最重点に置いて、わが国情に適合し、現下の要請に必ずや、これを全面的に改革する必要があると認められる。

よって、これに関する改革の大綱をすみやかに示されたい。

〔出所〕 大蔵省資料Z21-34.

13-109 行政審議会答申に関する大蔵大臣意見要旨—予算閣僚委員会について

(昭和31年2月27日)

行政審議会答申に関する大蔵大臣意見要旨

予算閣僚委員会について

(31.2.27)

予算閣僚委員会の設置については、次の諸項により、その運営の適切を期することが必要であると考え。

(一) 予算編成の責任を明確にするため、大蔵大臣が予算を作成し、閣議がこれを決定する現行法の建前(財政法18条、21条)に変更を加える必要はないこと。

委員会は、内閣制度の弾力的な運用方式として、閣議決定により設けることとし、閣議の補助組織としてその運営を考えること。

委員会においては、その設置の目的に鑑み、所管の立場に捉われず、大筋の論議を主とすることとし、特に与党との連絡調整が適切に行われるようにすること。

(二) この委員会のために増置される職員は、官房長官を補佐して、委員会の議事の整理に当る少数の職員とし、予算の編成に関して二重機構の弊に陥らないよう厳に留意すること。

(備考)

答申は31.2.23に出た。その直後に作成したもの。

大臣の私信として8人委員会に送付した。
〔編注〕(備考)は手書きメモ。編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z21-55.

13-110 行政制度の改革及び行政運営の改善に関する大蔵大臣意見

(昭和31年)

行政制度の改革及び行政運営の改善に関する大蔵大臣意見

第一 予算編成機構及び運営の改革について
一、予算閣僚委員会の性格

委員会は、内閣制度の弾力的な運用方式として、閣議決定により設けることとし、閣議の補助組織として、その運用を考えること。

(説明)

この委員会は、特に内閣としての予算の審議決定を円滑適切ならしめるために設けられるもので、いわば閣議の部会の如きものと観念することが適当であろう。閣議とは別個の、独立した意思機関とすることは、内閣制度の本旨にもとり、制度上の混乱と運用上の紛議とをひき起す虞れがある。従って、この程度のものを強いて法制化する必要はない。(仮りに法制化するとしても、設置の目的と構成を規定するにとどめ、次項に述べるような具体的な運用の点は法制化しない方がよい。)

二、予算閣僚委員会の運用

予算作成に関する主任の大臣としての大蔵大臣の権限と責任を明らかにしつつ、しかも内閣全体としての意思、更には与党全体の意向を予算編成に反映させる一つの方途として、この委員会の運用を考えたとすれば、その要領は概ね次の通りとすることが適当である。

(一) 予算編成方針を閣議決定するに当り、予めこの委員会において審議調整すること。

(説明)

(1) この段階においては、委員会においては、大蔵大臣より提出される歳入、歳出の見透し等に関する資料の外、金融情勢その他経済情勢の分析、見透し等の資料を持寄り、政府全体としての予算編成方針を審議する。

(2) この場合、与党側とも密接に連絡して、党側の考え方も十分に採り入れるようにする。

(3) 予算編成方針は、政府全体としての予算編成に関する心構えを確立する意味のものとして前広に決定されるようにする。(概ね七月末—八月)

(二) 前項の予算編成方針に従って、各省大臣が大蔵大臣に概算要求を行うに至ったときは、委員会においても各省大臣より各省施策の大綱を概算要求の大綱とともに聴取し、後日の概算の審議調整に資するようすること。

(説明)

(1) この段階においては、委員会においては各省の施策の大綱と、それに必要な予算要求のあらましをトップレベルの段階で聴取し、後日の審議が十分に尽せるよう準備する。

(2) この場合、党側の予算審議についての準備も並行的に進められることとなると思われるが事実上、或る程度の連絡は相互の間に行われることとなろう。

(3) 以上のことは、大蔵省における概算の査定と重複しない大局的な立場におけるものであるべきことはもとよりである。

(4) 大蔵省においては、この間概算の査定を進め、特に大蔵大臣、政務次官においても、査定の内容や問題点などを十分に理解して閣議乃至委員会に臨みうるよう、或る程度時間的余裕を以て準備を進めること。

(三) 概算の閣議請議があったときは、まず、この委員会に移して、党側とも密接な連絡をとりつつ、審議調整を行い、しかる後に閣議において決定すること。

(説明)

(1) この段階はいわば五相会議や政府与党六者会談の段階であって、従来概算閣議においては、大蔵大臣が主として各省大臣としての立場の他の諸閣僚全部を相手にして、折衝を行うという姿であったため、財政的見

地からの公正な意見も十分に反映せしめられない嫌いがあった。

今後、予算閣僚委員会が設けられることになり、この委員会の国務大臣としての立場の数人の閣僚間において十分な意見の調整が期待できれば、この点は大分改善され予算も筋が通ったものができるだろうと思われる。

(2) 今後予算に関する党側との連絡調整は、主としてこの予算閣僚委員会において行われることになれば、党側の意とすることが十分内閣に反映し、また党側から各省庁の復活要求を些細な事項に至るまで取次ぐといったような弊害も防止し得て、議院内閣制にふさわしい予算編成の取運びができるのではないかと考えられる。

三、予算閣僚委員会の事務

委員会の事務に当る職員は、特にこれを常置することとせず、要すれば、官房副長官その他の内閣の職員(例えば審議室の職員)が機動的に動くものとし、計数の整理、事項の取捨等概算原案の作成改訂の専務は、大蔵事務当局をして当らせること。

(説明)

(1) 委員会設置の趣旨から考えても、この委員会で論議される内容は、高度に政治的乃至政策的なものであり、いわゆる事務的な内容のものではないと考えられる。

仮りにこの委員会で概算につき調整を加えるに当り、要求内容の査定や計数の整理の如き事務的な処理が必要となったとしても、それは大蔵省主計局という事務機構をして扱わせればよいわけである。このような仕事まで内閣の官房長官の部下がやる必要はない。

(2) 必要がないというよりは、むしろ少数の職員ではやれないであろうし、もしやれる位の数の職員を置けば大蔵省主計局と重複し、屋上屋を架す

るような弊害と混乱とを招くことは、行政審議会の論議中にも屢々言われている通りである。従って、「委員会の事務に当る職員」といっても、それは自ら作業したり、折衝したりするような立場に立つものではないものと考えべきである。

(3) さらに、予算の編成という仕事が季節的なものであることを考えれば、このような職員を常置することは、勿体ないことであると言わざるを得ない。

もっとも「閣議」乃至各種の「閣僚委員会」において政策を調整するということが本腰を入れて行われるようになれば、どうしても官房長官の補佐役を或る程度増員しなければならなくなるかも知れない。そしてこのような内閣の職員が、時に予算閣僚委員会の仕事についても下ばたらきをする、ということは考えられるところである。

(4) これを要するに、大蔵大臣が委員として、大蔵政務次官が幹事として、この委員会に入っているわけであるから、その事務局としては、当然大蔵事務当局を考えるべきである。

四、大蔵省主計局の陣容と機構の強化

大蔵省の主計局乃至財政関係部局の機能の重要性に鑑み、担当政務次官を配置する等、その陣容と機構の強化を図ること。

(説明)

(1) 主計局(又は主税局も含めて)の所管事項を担当し、国会、内閣、与党との連絡調整に当る政務次官を置くことも、一つの考え方であろう。

(2) 主計局の事務当局特に幹部級がいわゆる少数精鋭主義によっているため各省庁事務当局や、国会方面との折衝において十全を期し難い憾みもあるので、この際、主計局長を全面的に補佐する次長を置き、従来の次長の任務は、これを部長として、予算担当の各主計官を分属統轄する体制を考慮する等主計

局機構の強化と合理化を考慮する。

第二 貿易行政機構及び運営の改革について

一、貿易閣僚委員会の性格

(一) 貿易閣僚委員会は、関係各省大臣の所掌事務を調整する事実上の組織として、閣議決定により設ければ足ること。(説明)

この委員会は、関係各大臣の所掌事務を取上げて自らの所掌事務とするような意味のものではなく、いわば、閣議に代って、閣議の部会のような役割を果たすものであるから、これを法制化する必要はない。法制化することは、却って、各省大臣の権限と責任に混乱を来たし、内閣制度の建前にもとることとなる虞れがある。

(二) 外貨予算作成についての責任機関である閣僚審議会は、特別の立場にある行政機関であり、この委員会と統合されるべきものではない。

二、貿易庁の設置

貿易及び為替の自由化が経済の大勢として考えられるとき、許認可事務の一元化に拘泥し、そのための機構の拡大を策することは、むしろ時代に逆行する感がある。

三、貿易庁の権限

(一) 関係各省の貿易に関係する行政事務は、これを貿易庁に大幅に移管し、窓口と手続の一本化を企図しているようであるが、必ずしも貿易という立場だけから割切って処理するわけにはいかないものも多い。

貿易一元化の問題は、通産省と大蔵省の権限をどう調整するかという問題よりは、むしろ、通産省や農林省の生産関係の原局と、通商局との関係の調整の方が、実際問題として難しいところであり、又煩わしいところであるといえよう。しかし、為替管理関係についても、標準外決済の許可事務に手数料が掛るといことや、貿易に関連する貿易外の事案についての煩わしさなどが調整を要する事項として世上挙げられているようである。以下、大蔵省関

係の問題について述べれば、次の通りである。

(二) 標準決済規則の制定権を貿易庁に移し、又、標準外決済についての同意制度を廃止することは不相当であるが、従来も協議に対する包括同意という形で、事務処理の簡素化を図っており、今後も、或は程度のことは、許可の枠なり基準なりを示すことにより、通商局限りで処理できる範囲を拡げること考えるようにしたい。

(説明)

(1) 貿易に用いられる通貨の種類の設定は我が国が保有し使用する外貨の内容を決定することであること。

(2) 決済期間の設定は政府が保有し又は使用する外貨量に直接関係するものであり、また、輸出入に伴う金融の問題でもあるので、金融を主管する大蔵大臣がこれを所掌すべきものと考えられること。

(3) L/C条件その他の決済条件は為替銀行の業務に関することとなるので大蔵大臣がこれを決定すべきであると考えられること。

しかし乍ら事務簡素化のために標準外決済に関し包括同意を大幅に行うこと等により手続の簡素化をはかることについては異存はない。

(三) 海外投資が、貿易に附随して起る場合が多いからといって、海外投資に関する管理事務を貿易庁に移すことは不相当である。又輸出入銀行の監督権を移すことも不相当であるが、或る程度事務の簡素化は考えたい。

(説明)

海外との資本取引の規制は、その性質上当然大蔵大臣の所掌事務であるから、単に海外投資に貿易が附随して起る場合が多いからといって、海外投資に関する管理事務を通産省に移管することは適当でない。

又、現在は海外投資が日本輸出入銀行その他金融機関より資金を借入れて行われている場合が多く、この観点か

らもこの事務は大蔵大臣の所掌すべきものと考えられる。

(尤もプラントの無為替輸出を行い、その代金はこれを使用して積出された鉱石等の輸入代金の値引によって決済する形式による取引等について許認可手続の簡素化を図ることは賛成である。)

(四) 貿易関係業者の海外支店の設置、運営及び貿易関係業者の海外渡航に関する管理事務を貿易庁に移すことは必ずしも適当ではないが、その事務処理の簡素化については、極力これを推進することを考えたい。

(説明)

貿易関係業者の海外支店の設置、運営、及び貿易関係業者の海外渡航に関する管理事務を通産省に移管すべしとする議論を更に推し進めれば、日航経費等、運輸関係のものは運輸省に、漁業関係のものは農林省に移管すべしということとなり、窓口一本化の趣旨に反することとなるのみならず、本来海外支店の設置、運営、海外渡航等は外貨資金を管理する大蔵大臣が、資金の状況を勘案しつつ管理すべき事務であると考えられるので、これを通産省に移管することは適当でない。

もっとも事務の運用上貿易商社の必要とする外貨の割当については通産省と緊密な連絡をとって行われて居り特に商社の特別外貨資金による渡航は通産省意見により制限していない。今後このような運用上の配慮は十分に行うつもりである。

第三 その他

一、総理府に人事局が新設される場合には、主計局給与課の事務の一部をこれに移すこととする。

(説明)

(1) 人事局において、公務員の給与、補償、恩給、共済の問題を扱うこととなれば、これは公務員の処遇制度の問題として、大蔵省からは切り離すべきであろう。

(2) しかし、これらの給与問題が大きく財政に影響する問題であることは疑のないところであるから、大蔵省としても、財政の立場から、この問題を扱う必要があり、そのために、主計局に給与問題担当の責任者を置く必要はあろう。

二、建設省が自治庁と統合される場合には、建設省の営繕局を大蔵省に受け入れること。

(説明)

(1) 建設省と自治庁とが統合して内政省となる場合には、官庁営繕を扱う営繕局は、過去においてもそうであったように、これを国有財産処理事務の一分野として大蔵省に移すことは合理的であると考えられる。

(2) 国有財産と官庁営繕を合理的に結び付ける一方法として、例えば国有財産整理特別会計の如きものを設け、国有財産の売払代金を以て、所要の官庁営繕を整備するという、国有財産の合理的な活用方式を検討してみる必要がある。

三、総理府に附置されている審議会のうち、「在外問題審議会」は大蔵省に移すよりは、むしろ引揚者対策の問題として、厚生省に移す方が適当であると考え。

四、課の整理縮少を二割を目途として大幅に断行することについては、それが行政事務の効率的処理を阻害しつつあるかどうか、各省庁の具体的な実情に応じて行うべきであり、特に大蔵省の如く簡素な内部機構を採っているところでは、各省と同様に一律に行うことは不適當である。

(編注) 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

(出所) 大蔵省資料Z13-1B。

13-111 第1次行政制度改革要綱(抄) (昭和31年3月31日閣議決定)

第1次行政制度改革要綱(抄)

(昭和31.3.31 閣議決定)

政府は、昭和31年2月23日付行政審議会の

答申の主旨を尊重して、占領行政の行き過ぎを是正し、議院内閣制の下における責任体制を明確にするとともに、行政事務の管理を強化し、その能率を向上させるために、第1次として次の通り行政機構の改革及び行政運営の改善を行う。

(略)

第4 予算編成機構及び運営の改革

1. 予算閣僚会議の新設

(1) 内閣に法律の定めるところにより、予算閣僚会議を置く。

(2) 予算閣僚会議は、内閣総理大臣・大蔵大臣・経済企画庁長官及び内閣総理大臣の指名する国務大臣をもって構成し、内閣総理大臣を議長とする。

内閣官房長官及び予算を担当する大蔵政務次官は予算閣僚会議の幹事として、議事の整理に当るものとする。

(3) 予算閣僚会議の幹事を補佐して予算閣僚会議の事務にあたらせるため、内閣官房副長官3人を置く。

2. 予算閣僚会議の運営

(1) 予算閣僚会議は、予算編成方針を審議する。その審議に資するため、大蔵大臣は歳入・歳出の見積に関する資料を予算閣僚会議に提出するものとする。

(2) 内閣総理大臣及び各省大臣は、財政法第17条の規定に基きその所掌に係る歳入・歳出及び国庫債務負担行為等の見積に関する書類(概算要求)を大蔵大臣に送付するとともに、その大綱を予算閣僚会議に提出するものとする。

(3) 内閣は、財政法第18条の規定に基き、歳入・歳出及び国庫債務負担行為等の概算を決定しようとするときは、あらかじめ、予算閣僚会議に審議調整させるものとする。

(略)

(出所) 大蔵省資料Z27-380。

13-112 定員法の廃止と公務員の定数管理に関する一試案

(昭和35年8月9日大臣官房文書課)

定員法の廃止と公務員の定数管理に関する一試案

(35.8.9)
(文書課)

1 現行の定員法は、各種の問題点を含んでいるため、来年度から廃止することを目途に、目下必要な措置について政府部内関係機関により検討が進められている。

2 定員法は、旧官制にかわり、昭和24.6.1一般職の国家公務員について、各省別に職員の総数を規制し、その後これらの職員の定数は法律によって定められることが原則となった。しかるに、定員法制定後10年の経過を省みると、法律による総数規制方式は、あまり意味がないことが明らかになった。

3 問題の(1)は、恒常的職員数を年度頭初において法律をもって合理的に定めることは困難であり。(2)は、定員規制の外に、定員内職員と同様の職員が自然発生的に増加し、その定員化を防ぎえない。かくて、現行定員法は、その存在理由を失いつつあるという実情である。

4 問題解決の方向としては、(1)不合理かつ非弾力的な法律による規制方式を改めること。(2)行政規模の合理的管理と行政事務の恒常的な運営を確保すること。(3)臨時的かつ非常勤的職員は定数規制外とするとともに、それらの職員が定数内職員化する傾向を断ち切ること。等について合理的な措置が採られねばならぬ。

5 以上により、現行定員法を廃止し、これにかわるべき定員管理方式を新設するとすれば、おおむね次のような案が考えられる。

(1) 国家行政組織法第19条を改正し、職員の定数は政令で定めることとする。規定の形式は別途検討することとするが、おおむね内部部局の各局別の定数程度まで

は政令事項とすること。

(2) 定数規制の対象は、恒常的に常時勤務することを要する職員は職種のいかんを問わずこれを内包するものとし、臨時職員及び非常勤職員は適用外とする。

(3) 臨時職員及び非常勤職員については、その定義を明確に限定してこれを特別職とし、一般職の職員を任期を定めて雇用する等、臨時職員又は非常勤職員として採用する擬制的方法を法律上禁止するとともに、これらの職員に係る予算上の給与改善(たとえば旧制度の賞与のような特別手当の支給)の道が開かれるよう考慮すること。

(4) 定数の改正については、現行の行政管理庁による審査制度を廃止し、政令案は内閣法制局の審査に委ねること。

(5) 本措置に即応し、現行任用制度を改正すること。

(出所) 大蔵省資料Z13-149。

13-113 主税局税関部の関税局への昇格について

(昭和36年大臣官房文書課)

主税局税関部の関税局への昇格について
昭和36年

1 最近におけるわが国貿易の急激な進展に伴い後述のとおり税関の事務量は飛躍的に増加してきており、また、為替・貿易自由化の動きに伴って関税政策の重要性が高まってきたため、税関部の事務は量的にも質的にも著しく増大してきている。このような実情にかんがみ、この際税関部を独立の局に昇格して、政策面及び実施面の事務処理の一層適切、かつ、能率的な運営を図ることとしたい。

2 すなわち、

(1) 最近における税関の事務量は、逐年20%程度の増加(対前年度)を示しており、これに伴って、税関部の事務も大幅に増加してきているが、更に、今後は、商品分類の近代化、細分化等(従来の税表分類の943品目が、今後は2,190品目になること等)に伴い、これらの事務は一層量

質ともに増加することが必至である。

(2) さらに、関税問題の国際的関連性また国内経済に占めるウエイトの増大に伴って、関税政策の企画、立案等の事務も必然的に高度化され、組織面においてもこれに即応する強化充実の措置が強く要請される。

また、今後における関税政策は、わが国の産業構造政策、貿易政策との関連等により、法規、運用の両面にわたって行政運営上高度の弾力的措置が要求されるため、これに即応する組織強化の必要性がある。

(3) なお、現状が既に上述のとおり事務の増加とこれに対する統一的監督の高度化の必要性から、現実の事務処理はほとんど独立の局と同様に行なわれており(人事、文書、会計等の内部管理事務、会議の運営、決裁権限の内部委任等)、また、内国税部門の事務の複雑化、増大化傾向の著しいところからも、主税局長がこれら関税政策の企画、実施の両面にわたる広汎な事務をあわせて指揮監督することは、ほとんど困難な実情である。

[編注] 「大蔵省設置法」の一部改正に向けて大臣官房文書課が作成した説明資料である。

[出所] 大蔵省資料Z13-152。

13-114 大蔵省定員規則

(昭和36年7月14日大蔵省令第46号)

大蔵省令第46号

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第22条の二の規定に基づき、大蔵省定員規則を次のように定める。

昭和36年7月14日

大蔵大臣 水田三喜男

大蔵省定員規則

1 大蔵省の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局別の定員は、次のとおりとする。

本省		
区分	定員	備考
内部部局	大臣官房	624人 事務次官1人及び財務参事官1人を含む。 うち5人は、国立国会図書館支部大蔵省文庫の定員とする。
	主計局	317人
	主税局	264人 うち180人は、税関部の定員とする。
	理財局	294人
	管財局	241人 うち55人は、臨時貴金属処理部の定員とする。
	銀行局	218人 うち90人は、検査部の定員とする。
為替局	154人 うち90人は、検査部の定員とする。	
計	2,112人	
附属機関	造幣局	1,774人
	印刷局	7,688人
	税関研修所	32人
計	9,494人	
分地方支	財務局	6,535人 各財務局を通じての定員とする。
	税関	6,630人 各税関を通じての定員とする。
	計	13,165人
合計	24,771人	
外局		
区分	定員	備考
内部部局	長官官房	379人 長官1人及び次長1人を含む。
	直税部	73人
	間税部	41人
	徴収部	39人
	調査査察部	59人
計	591人	
附属機関	国税庁協議団	9人
	醸造試験所	36人
	税務講習所	250人
計	295人	
分地方支	国税局	7,177人 各国税局を通じての定員とし、うち400人は、各国税局協議団を通じての定員とする。
	税務署	42,671人 各税務署を通じての定員とする。
	計	49,848人
合計	50,734人	

2 本省の各附属機関の定員の細目並びに各財務局、各税関、国税庁の各附属機関、各

国税局及び各税務署別の定員は、前項に規定する当該附属機関又は地方支分部局別の定員の範囲内において、大蔵大臣又は国税庁長官が別に定める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

2 大蔵省職員定数規程(昭和24年大蔵省令第70号)は、廃止する。

3 本省の大臣官房の定員は、本則第1項の規定にかかわらず、昭和36年9月30日までの間は、625人とする。

[編注] 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

[出所] 法令全書。

13-115 行政改革に関する意見—総論

[抄]

(昭和39年9月24日第1次臨時行政調査会)

「行政改革に関する意見—総論」[抄]

昭和39年9月24日

1. 内閣の機能に関する改革意見

行政の内容は、次第に複雑膨大化し、専門的に分化する傾向にある。このため、行政の統一性を確保することが行政運営上の重要な問題となっているが、行政の統一性の確保は、十分行なわれているとはいえない。

すなわち、現在の行政制度の下では、内閣総理大臣の地位は旧憲法時代に比べて著しく強化されており、総合調整機能を発揮することができるようになってきているにもかかわらず、そのための補佐機関ははなはだしく弱体である。現在、内閣および内閣総理大臣の補佐機関は、内閣官房、総理府本府およびその外局等に分散しており、その任務および性格はあいまいである。また、事実上の政策決定である予算編成においても、適切な補佐機関に欠けているため、内閣が十分な主導権をとる体制にない。

さらに、行政府と国会および政党との関係は、複雑な結びつきとなっており、これ

がまた、行政の統一性の確保を妨げている。(勸告)

(1) 「内閣府」の新設

内閣の統括管理機能を充実強化するために、現在の内閣官房等の内閣補助部局と総理府(本府および外局)の総合調整部門を統合整備し、内閣の補佐機関として、新たに「内閣府」を設置する。

現在総理府にある機関(事務)のうち総合調整機能を持たない機関(事務)は、極力各省に移管するものとする。

(2) 「内閣補佐官」の新設

内閣の統轄管理機能を強力に補佐し、内閣と国会および政党との連絡調整を円滑にするために、内閣および内閣総理大臣のスタッフとして、「内閣補佐官」を新たに設ける。

(3) 予算編成における内閣の主導権の確立
予算編成における内閣の主導権を確立するために、「内閣補佐官」が中心となって予算編成方針、予算規模その他予算編成に関する重要事項について審議し、これを基礎として大蔵省は予算編成事務の執行にあたり、また、「内閣補佐官」は、大蔵省と各省間の協議不調事項について調整を行なう。

(4) 「総務庁」の新設

各省間の総合調整を効率的に行うため、総理府本府の総合調整部門と行政管理庁を統合整備したうえ、人事管理、資料の収集・分析等の事務を加えて、新たに「総務庁」を設け、これを「内閣府」に置く。

(5) 「行政管理委員会」の新設

行政監察およびその他の行政の改善に民間の意見を導入するため、「総務庁」に「行政管理委員会」(行政委員会とする。)を付置して、行政の民主的な運営を強力に推進する。

(6) 「総合開発庁」の新設

開発行政の一元化をはかるため、経済企画庁の開発関係部局、北海道開発庁、首都圏整備委員会および近畿圏整備本部を統合整備して「総合開発庁」を設け、これを「内閣府」に置く。

(7) 「内閣府」に付置する機関

宮内庁，防衛庁，国家公安委員会，公正取引委員会および土地調整委員会は，内閣の統轄管理機能を補佐する機関ではないが，その性質上「内閣府」に付置する。

(略)

4. 行政事務の配分に関する改革意見

国民のための行政は，国民に近いところで，地域の実情に即応して総合的に実施することが必要であり，このためには，行政事務の地方委譲が必要とされる。

現在多くの事務・事業が中央に偏在しているため，このような要請はすみやかに実現されなければならない。しかし，現状においては，行政事務の多くが国と地方公共団体の双方に関係するため，当面わが国の実情に適している機関委任方式の活用による実施事務の地方委譲の推進を考える。

(勸告)

国と地方公共団体との間における行政事務の合理的配分を実施し，またこれに伴う欠陥を是正するためには，国と地方公共団体間の相互不信を排除し，広域行政需要に対応する体制の推進等をはかるとともに，現地性の原則(国民の身近なところで事務を処理する。この意味から地方公共団体に多くの事務を配分し，とくに住民の生活に密着した事務の配分については市町村優先主義をとる。)総合性の原則(総合調整機能を有する地方公共団体に実施事務を配分する。)および経済性の原則(行政機関の側からも国民の側からも事務処理に要する経費が最小限度となるように行政事務を配分する。)の3原則に従ってこれを行なうものとする。

この原則に基づいて，国に配分すべき行政事務は，中央省庁には主として企画・統制事務を，国の地方出先機関には主として地域住民の生活に直接関連のない事務・事業を，また，地方公共団体には上記以外のすべての事務・事業を担当処理させるものとする。

(1) 具体的な事務配分事例としては，教

育・民生・衛生関係はすでに地方委譲が行なわれているが，これをさらに徹底させるとともに，中小企業・農業等産業行政，労働行政の面においては大幅な地方委譲をはかり，また，地域開発行政(道路，河川，都市計画にかかる行政)においては，計画の策定・調整は国と地方公共団体との協力によって行なうが，事業の実施は原則として地方公共団体が行なうものとする。

(2) 地方公共団体に対する国の関与は原則として排除すべきであるが，当分の間は事前協議等を残すものとし，地方事務官制度すべてこれを廃止して身分上の権限は都道府県に移すほか，国と地方公共団体間の人事交流は一般的に推進すること。

(3) 地方財政の確立については，事務配分とともに改善措置を講ずるものとし，補助金制度については，個別補助金の整理とともに，補助手続その他運用面の抜本的な改革を行なうこと。

(4) 国の地方出先機関については，行政事務の大幅な地方委譲に伴い徹底的な整理統合をはかること。

(略)

14. 予算・会計の改革に関する意見

わが国では，予算の配分については異常な関心と努力がはられるが，執行および執行の成果は軽視されている。すなわち，予算の編成は，本来，行政施策を決定する段階であるが，現状では，予算編成に関する基準が明確でなく，また，編成が短期間で行なわれることもあって，政策審議が十分でない。また，予算の様式が，予算内容を十分表示したものとなっていないことが，予算の執行および決算を軽視する弊風を生むおもな原因となっていると考えられる。

会計については，従来，必要に応じて規定を補完する方法をとってきたために，全体として形式的で，煩雑さが目立ち，また画一的なものとなって，事業の能率的な執行に応じうる体制にない。これらは特に，会計事務区分ごとの責任者といゆる会計機関が数多く設置され，これが組織の区分なく画一的に適用されているために，事実

上きわめて少数の管理者に集中し形式化していること，権限と責任の下部委任を認めないため，煩雑で無意味な事務が行なわれていること，事務の主要なものは，ほとんど大蔵大臣の承認協議を要するため，行政責任の所在の不明確，事務の煩雑および遅延をもたらしていること等に顕著にあらわれている。

(勸告)

(1) 予算の編成の合理化

予算の編成は，国の施策の内容，程度，実現手段を明確にすることに留意すべきである。このため財政支出の範囲と国民負担のあり方についての原則を確立する必要があるとともに，予算単価についても客観的な基準をつくるべきである。さらに閣議等において，施策の実質的な審議調整が必要であり，このため，具体的な予算編成方針を早期に決めるとともに，標準予算制度の活用，新規・重要事項の事前協議等によって編成事務を平準化して，これに応じうる体制を確立する。

(2) 事業別予算制度の導入

事業計画および目標を具体的に表示しうる事業別予算制度を採用し，執行結果と当初の目標との対比において達成度合および有効性等の評価をおこなうという仕組みとする。

(3) 決算の充実

予算が効率的に執行されていないと認められるときは，年度途中において執行を停止変更させる権限を含む強力な監査

をおこなうとともに，予算の執行結果から判断して予算が効率的に執行されたか否かのみならず，予算そのものの批判に及ぶ必要がある。

また，決算報告は，予算において示された計画内容と実績との対比という形に改め，かつ，過去数箇年を並列して予算の執行実績とその推移が明らかとなるものに改める。

(4) 会計事務処理の効率化

会計は，執行の正確な記録のみならず，事業を能率的に実施しうるものに改める必要がある。このため，会計機関を一つに統合するとともに，責任と権限の下部委任を推進すべきである。

また，大蔵大臣の承認協議の廃止・簡素化を行ない，省庁の責任体制を整備することによって，事務の簡素・迅速化に努めるべきである。その他，契約，物品および国有財産の管理，物品の調達，特別会計および政府関係機関の予算会計等についても，同様の趣旨において改善を加える必要がある。

(略)

〔編注〕本資料は，第1次臨時行政調査会が政府に提出した16項目の改革意見のうち，内閣機能の強化，国と地方公共団体の間における行政事務の合理的配分，予算・会計制度の改革について述べた部分を抽出したものである。

〔出所〕大蔵省資料Z27-380。

3 昭和40年代

13-116 審議会等の制度の再検討と整理 統合の基本方針(試案) (昭和41年11月22日行政改革 本部)

審議会等の制度の再検討と整理統合の基
本方針(試案)

(昭和41.11.22)

1. 専門知識が必要なものについては専門官の育成、公正の確保のためには公聴会および聴聞の活用、利害の調整のためには関係団体の意見の聴取等をはかり、いたずらに審議会等を設置することを避けるものとする。
2. 委員の数は原則として20人以内とする。なお、試験、検定、規格決定等に参与する審議会等の中には、多数の委員を擁して総会の開催不能というようなものもあるので、これらは臨時の委員等として本来の審議会等の構成員から外し、簡素なものに改組するものとする。
3. 委員は、原則として常勤制をとらないものとする。
4. 国会議員および行政部の職員は、原則として審議会等の構成員にしないものとする。
5. 所掌事務に利害関係がある者を委員に任命するときは、委員の数の半ばを越えないものとする。
6. 審議会等の所掌事務をできるだけ広範囲なものとし、分科会または部会制によって弾力的、機動的運営をはかるものとする。この見地から、設置目的の類似するものまたは審議事項の重複するものは統合するものとする。
7. 諮問的、調査的審議会等について、原則として存置期限を付することは現在もその方針をとっているが、この際現存のもので期限のないものについても個別的に審査して、その存置期限を検討するものとする。

8. 不服審査等に関する審議会等で、この数年来全然案件がなく開催されていないものは、原則として廃止または統合するものとする。

9. 所掌事務が複数の省庁に関連するために現在総理府に所属している審議会等は、原則として特に事務の関連が深い特定の省庁に移管するものとする。

10. 審議会等を政令で設置することができることとするは、国会で過去何回か論議があったことではあるが、引き続き検討するものとする。

〔出所〕 大蔵省資料Z27-380.

13-117 各省庁の一局削減について (昭和42年12月15日閣議決定)

各省庁の一局削減について

昭和42.12.15 閣議決定

行政機構の簡素能率化を図るため、下記により各省庁の一局を整理することとし、関係法律の改正事項を一法律案にとりまとめて、次期通常国会に提出するものとする。

なお、現在法律で定めている各省庁の内部組織等を政令で定めることとするについても早急に検討するものとする。

記

総 理 府 青少年局を廃止し、総理府の機関として青少年対策本部を設ける。

警 察 庁 刑事局と保安局とを統合して、刑事局(仮称)とし、同局に保安部を設ける。

行政管理庁 行政管理局と統計基準局とを統合して、行政管理局とする。

防 衛 庁 教育局と人事局とを統合して、人事教育局とする。

経済企画庁 総合開発局と水資源局とを統合して、総合開発局とする。

科学技術庁 資源局を廃止し、その事務の一

- 部を計画局に移し、他の事務は附属機関たる資源調査所(仮称)を設けてこれに行なわせる。
- 法務省 訟務局を廃止して、大臣官房に訟務部を設ける。
- 外務省 北米局と中南米・移住局とを統合して、アメリカ局(仮称)とし、移住に関する事務は大臣官房に移して、領事移住部を設ける。
- 大蔵省 理財局と国有財産局とを統合して、理財局(仮称)とする。
- 文部省 文化局と外局たる文化財保護委員会とを統合して、文化庁とし、同庁に官房のほか文化部および文化財保護部を設ける。
- 厚生省 国立公園局を廃止して、大臣官房に国立公園部を設ける。
- 農林省 蚕糸局と園芸局とを統合して、蚕糸園芸局とする。
- 通商産業省 鉱山局と石炭局とを統合して、鉱山・石炭局(仮称)とし、同局に石炭部を設ける。
- 運輸省 観光局を廃止して、大臣官房に観光部を設ける。
- 郵政省 監察局を廃止して、その事務を大臣官房に移す。
- 労働省 労働基準局と安全衛生局とを統合して、労働基準局とし、同局に安全衛生部を設ける。
- 建設省 営繕局を廃止して、大臣官房に官庁営繕部を設ける。
- 自治省 行政局と選挙局とを統合して、行政局とし、同局に選挙部を設ける。

〔出所〕 大蔵省資料Z 24-35。

13-118 大蔵省定員規則(昭和44年5月21日大蔵省令第32号)

大蔵省令第32号

行政機関職員定員令(昭和44年政令第121号)第2条第2項の規定に基づき、及び同令を実施するため、大蔵省定員規則を次のように定める。

昭和44年5月21日 大蔵大臣 福田赳夫

大蔵省定員規則

1 大蔵省の本省及び外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	25,515人	うち7,625人は、行政機関職員定員令第3条に定める公共企業体等労働関係法(昭和23年法律第257号)第2条第1項第2号ハの事業を行なう企業の職員の定員とする。 うち1,895人は、行政機関職員定員令第3条に定める公共企業体等労働関係法第2条第1項第2号ニの事業を行なう企業の職員の定員とする。
国税庁	51,305人	
合計	76,820人	

2 本省及び国税庁の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局別の定員は、前項に定める本省又は国税庁の定員の範囲内において、大蔵大臣が別に定める。

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。
- 2 本省及び国税庁の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間は、本則第1項の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	昭和44年9月30日までの間	25,759人	うち7,707人は、行政機関職員定員令第3条に定める公共企業体等労働関係法第2条第1項第2号ハの事業を行なう企業の職員の定員とする。 うち1,912人は、行政機関職員定員令第3条に定める公共企業体等労働関係法第2条第1項第2号ニの事業を行なう企業の職員の定員とする。
	昭和44年10月1日から同年12月31日までの間	25,561人	うち7,666人は、行政機関職員定員令第3条に定める公共企業体等労働関係法第2条第1項第2号ハの事業を行なう企業の職員の定員とする。 うち1,900人は、行政機関職員定員令第3条に定める公共企業体等労働関係法第2条第1項第2号ニの事業を行なう企業の職員の定員とする。
国税庁	昭和44年9月30日までの間	51,785人	

3 大蔵省定員規則(昭和36年大蔵省令第46号)は、廃止する。

〔編注〕 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 法令全書。

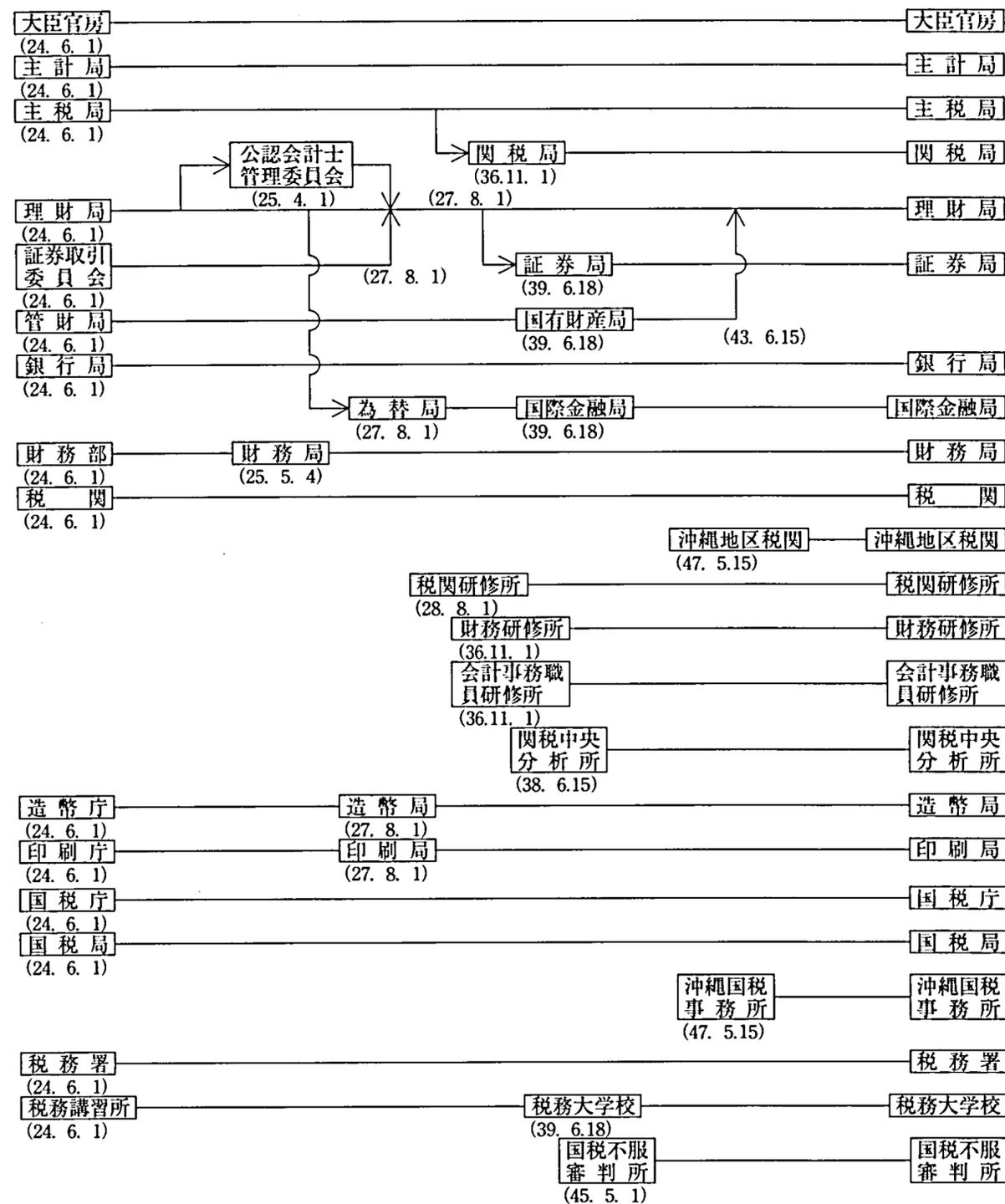
4 新編資料

13-119 大蔵省機構の変遷

機構図(1)―大蔵省(昭和24~48年度)

〔昭和24年6月1日
大蔵省設置法制定時〕

〔昭和49年3月31日現在〕



(注) 1. ()内は施行年月日である。
2. 審議会等の附属機関を除く。

機構図(2)―大臣官房(昭和27～48年度)

27年	28年	29年	30年	31年	32年
大臣官房(長)			大臣官房(長)		
秘書課			秘書課		
文書課			文書課		
地方課			財務局監督官 4.1		
会計課			財務局監理官 8.1		
調査課			会計課		
財務調査官 (調査課担当)			財務調査官 (調査課担当)		
財務参事官			財務参事官		
副財務官 × 8.1			財務参事官室 × 4.1		
日本専売公社 監理官			日本専売公社 監理官		
日本専売公社 監理官室			日本専売公社 副監理官 4.1		

39年	40年	41年	42年	43年	44年
大臣官房(長)			大臣官房(長)		
秘書課			秘書課		
文書課			文書課		
地方課			地方課		
会計課			会計課		
調査課			調査企画課 7.25		
財務調査官 (調査課担当)			大臣官房審議官		
(大臣官房担当) 6.15			大臣官房審議官 財務官 6.15		
財務参事官			財務官		
日本専売公社 監理官			日本専売公社 監理官		
日本専売公社 副監理官			日本専売公社 副監理官		

33年	34年	35年	36年	37年	38年
大臣官房(長)			大臣官房(長)		
秘書課			秘書課		
文書課			文書課		
財務局監理官			地方課 9.1		
会計課			会計課		
調査課			調査課		
財務調査官 (調査課担当)			財務調査官 (調査課担当)		
財務参事官			財務参事官		
日本専売公社 監理官			日本専売公社 監理官		
日本専売公社 副監理官			日本専売公社 副監理官		

45年	46年	47年	48年	49.4.1現在
大臣官房(長)				
秘書課				
文書課				
地方課				
会計課				
調査企画課				
大臣官房 審議官				
財務官				
日本専売公社 監理官				
日本専売公社 副監理官				

- 凡例
- 新設
 - × 廃止
 - ┆ 改称
 - ┆ 局・部
 - ┆ 局中の部
 - ┆ 課・室
 - ┆ 特別な職
(局次長以上)
 - ┆ 特別な職
(課長クラス)

機構図(3)―主計局(昭和27～48年度)

27年	28年	29年	30年	31年	32年
主計局(長)			主計局(長)		
次長(2人)			次長		
総務課			総務課		
司計課			司計課		
法規課			法規課		
給与課			給与課		

主計官(11人以内)	主計官(12人) 4.1
	主計監査官(3人) ○ 8.1

39年	40年	41年	42年	43年	44年
主計局(長) (3人)			主計局(長)		
次長 7.3			次長		
総務課			総務課		
司計課			司計課		
法規課			法規課		
給与課			給与課		

調査課	調査課
主計官(12人)	主計官
主計監査官(3人)	主計監査官

33年	34年	35年	36年	37年	38年
主計局(長)			主計局(長)		
次長			次長(2人)		
総務課			総務課		
司計課			司計課		
法規課			法規課		
給与課			給与課		

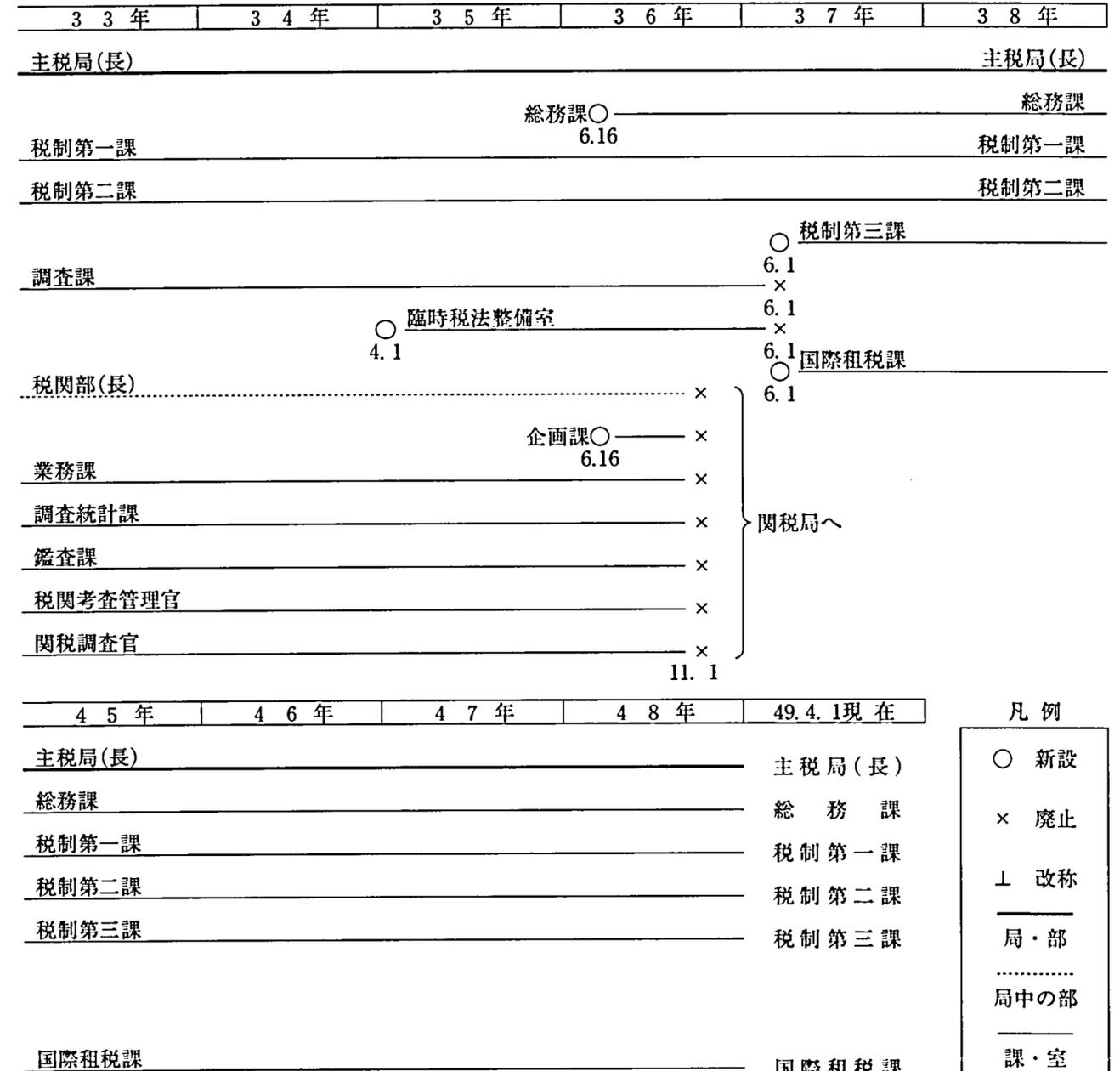
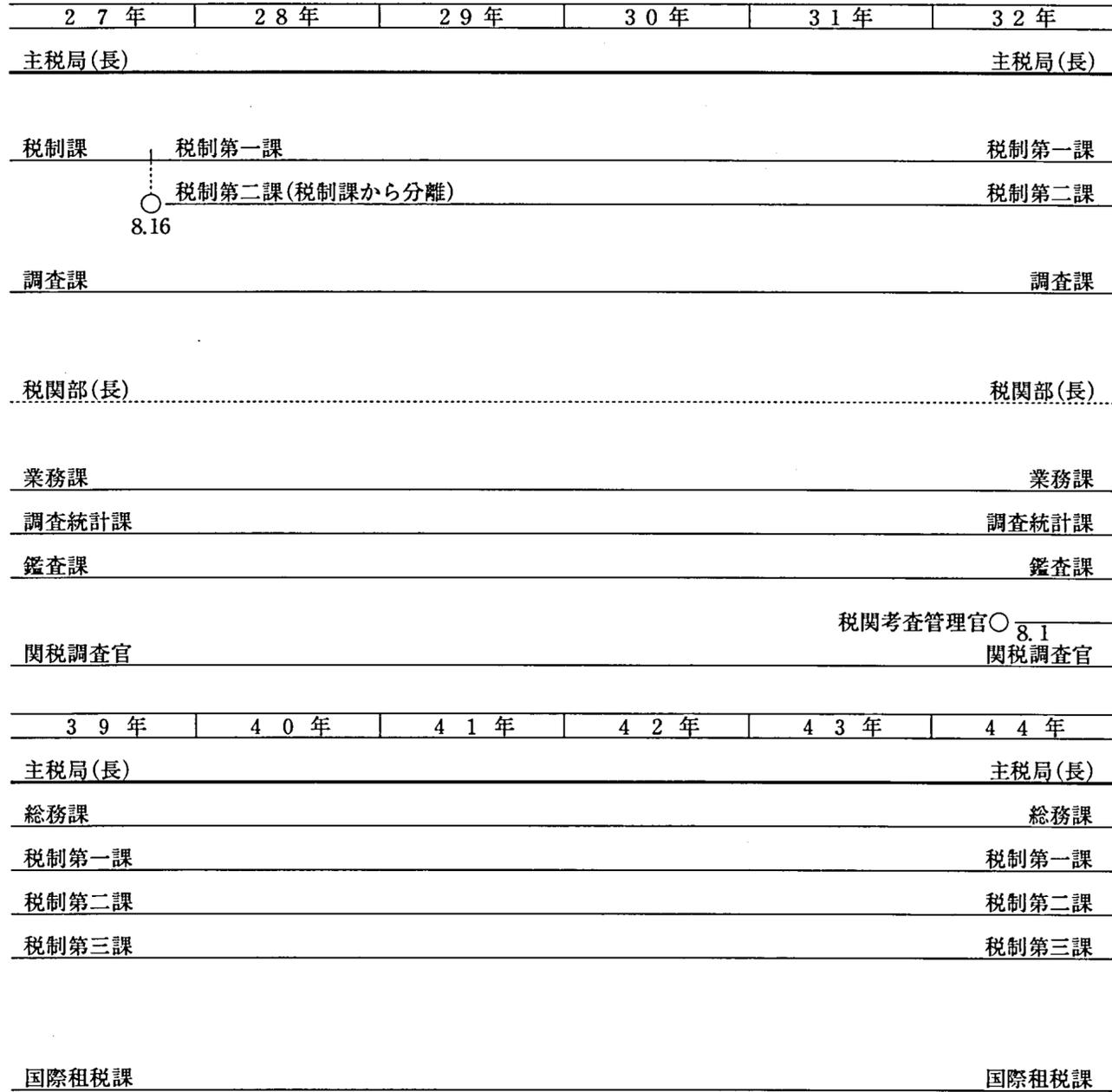
主計官	同(13人) 7.10	調査課 ○ 5.1 同(12人) 5.1	調査課
主計監査官			主計官(12人) 主計監査官(3人)

45年	46年	47年	48年	49.4.1現在
主計局(長)				主計局(長)
次長				次長(3人)
総務課				総務課
司計課				司計課
法規課				法規課
給与課				給与課
共済管理官 ○ 4.1		共済課 4.12		共済課
調査課				調査課
主計官				主計官(12人)
主計監査官				主計監査官(2人)

凡例

- 新設
- × 廃止
- ⊥ 改称
- 局・部
- 局中の部
- 課・室
- 特別な職(局長以上)
- 特別な職(課長クラス)

機構図(4)―主税局(昭和27～48年度)



- 凡例
- 新設
 - × 廃止
 - ⊥ 改称
 - 局・部
 - 局中の部
 - 課・室
 - 特別な職(局長以上)
 - 特別な職(課長クラス)

機構図(5)―関税局(昭和36～48年度)

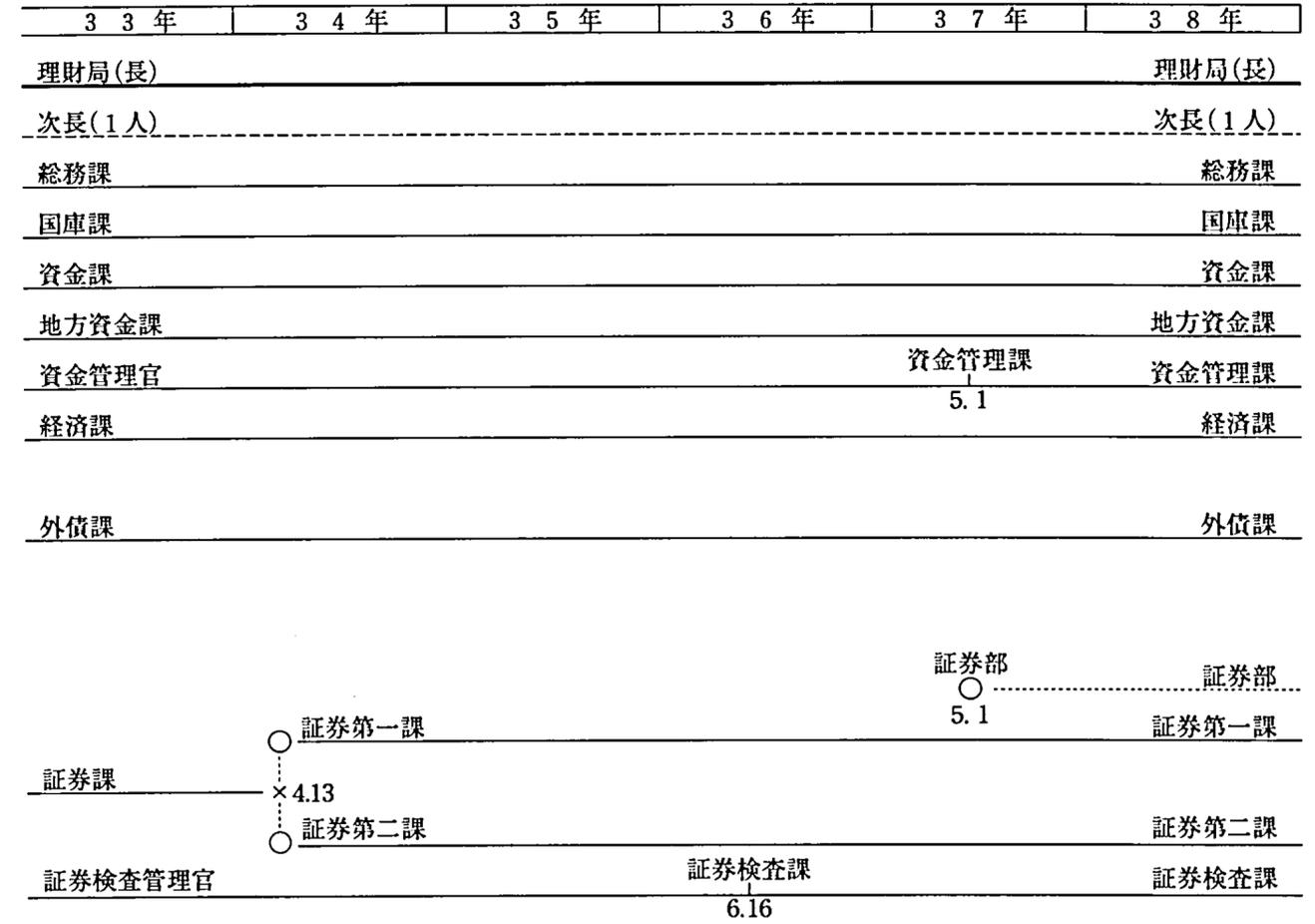
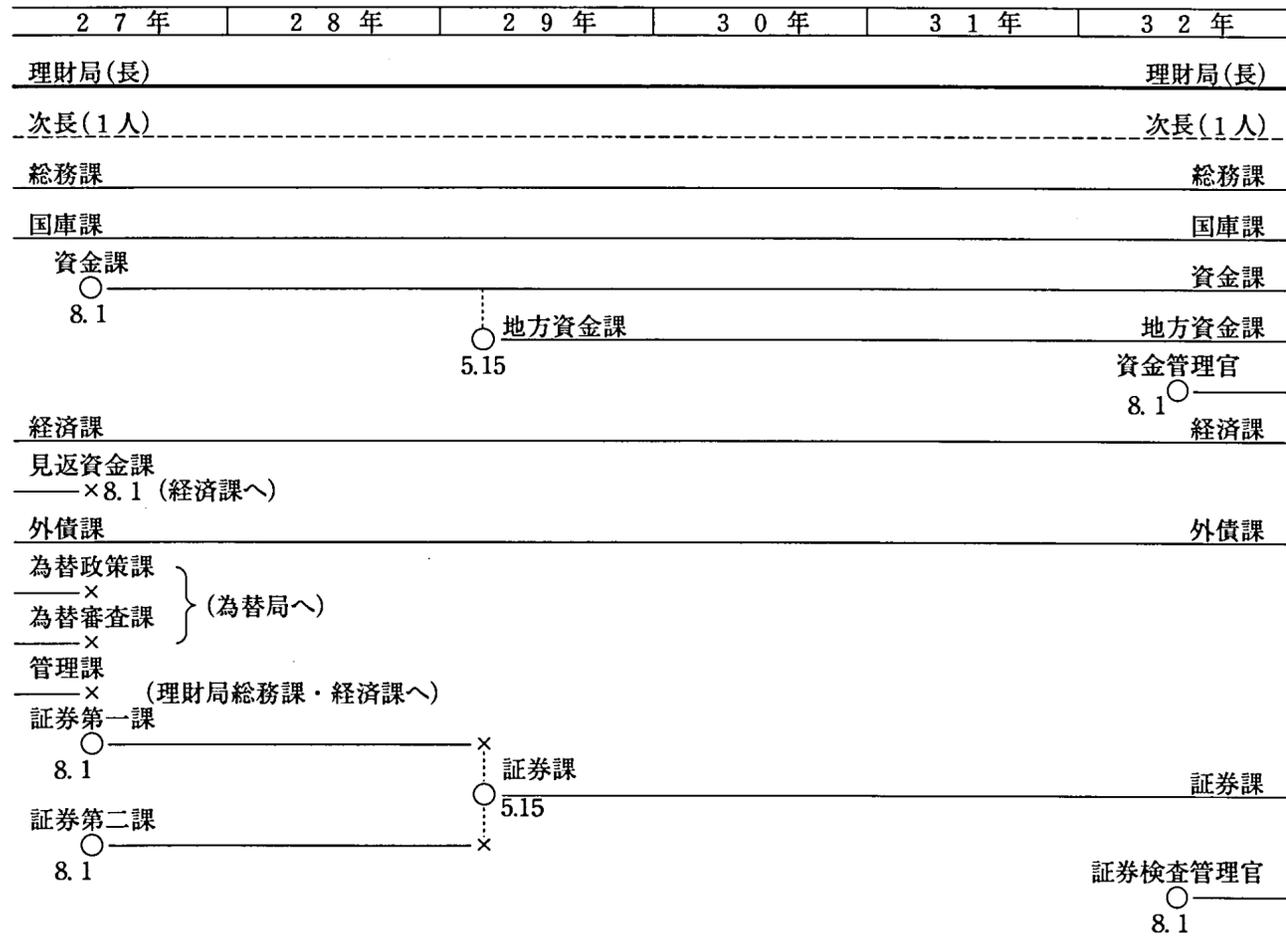
36年	37年	38年	39年	40年	41年
関税局(長)					関税局(長)
○ 総務課 11.1					○ 総務課
○ 11.1					○ 企画課
				○ 企画課 5.18	○ 国際課
		○ 国際課 4.1			○ 監視課
		○ 監視課 4.1			○ 業務課
○ 業務課 11.1					○ 調査統計課
○ 調査統計課 11.1					○ 鑑査課
○ 鑑査課 11.1					○ 税関考査管理官
○ 税関考査管理官 11.1					○ 関税調査官 11.1
○ 関税調査官 11.1	同(2人)				○ 関税調査官 11.1
	6.1				

42年	43年	44年	45年	46年	47年
関税局(長)					関税局(長)
○ 総務課					○ 総務課
○ 企画課					○ 企画課
○ 国際課					○ 国際課
○ 監視課					○ 監視課
○ 業務課		○ 輸出課 5.1			○ 輸出課
○ 調査統計課					○ 調査統計課
○ 鑑査課		○ 輸入課 5.1			○ 輸入課
○ 税関考査管理官					○ 税関考査管理官
○ 関税調査官	○ 関税参事官 6.13				○ 関税参事官

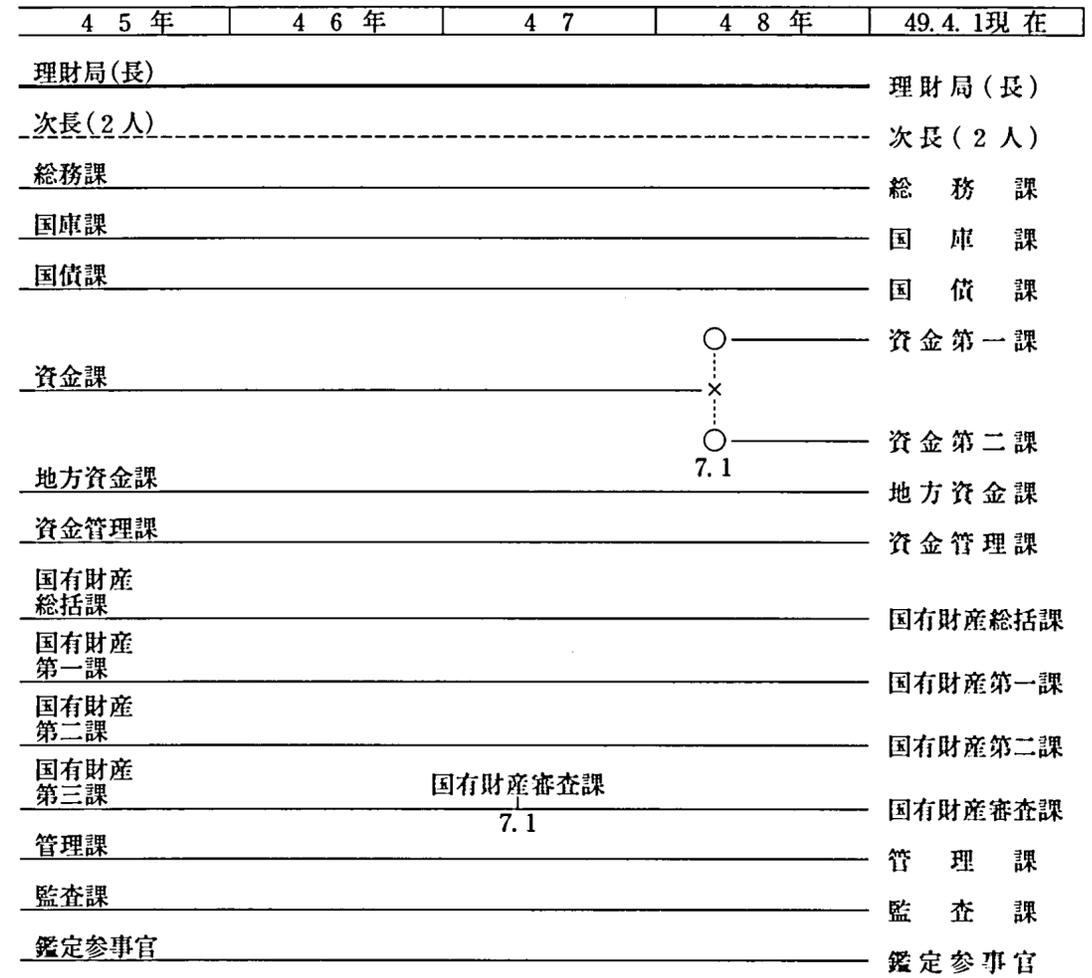
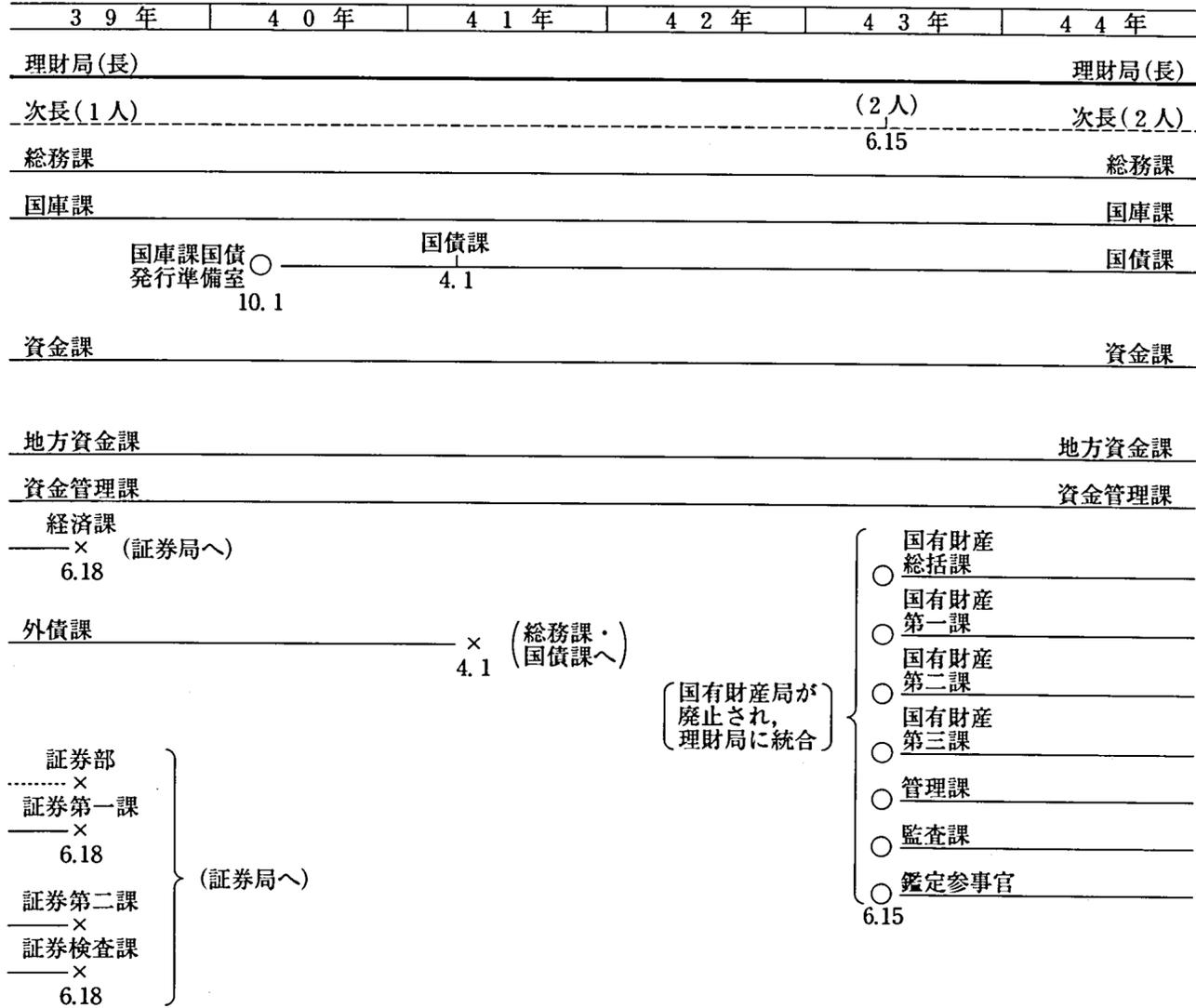
48年	49.4.1現在
関税局(長)	関税局(長)
総務課	総務課
輸出課	輸出課
国際課	国際課
監視課	監視課
業務課	業務課
調査統計課	調査統計課
輸入課	輸入課
税関考査管理官	税関考査管理官
関税参事官	関税参事官

- 凡例
- 新設
 - × 廃止
 - ⊥ 改称
 - 局・部
 - 局中の部
 - 課・室
 - 特別な職(局長以上)
 - 特別な職(課長クラス)

機構図(6)―理財局(昭和27～48年度)



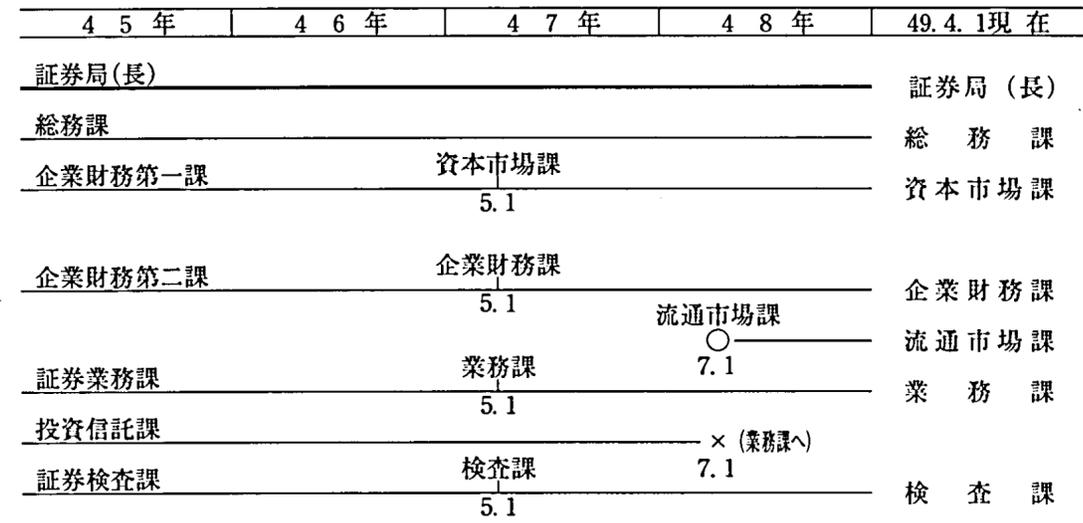
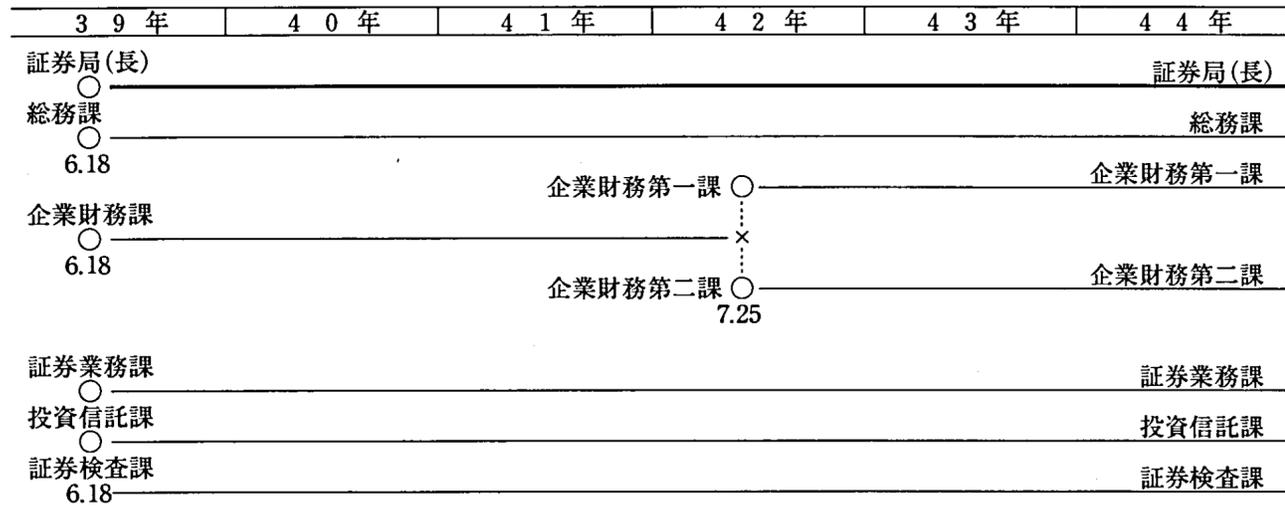
機構図(6)——理財局(昭和27~48年度)(続)



凡例

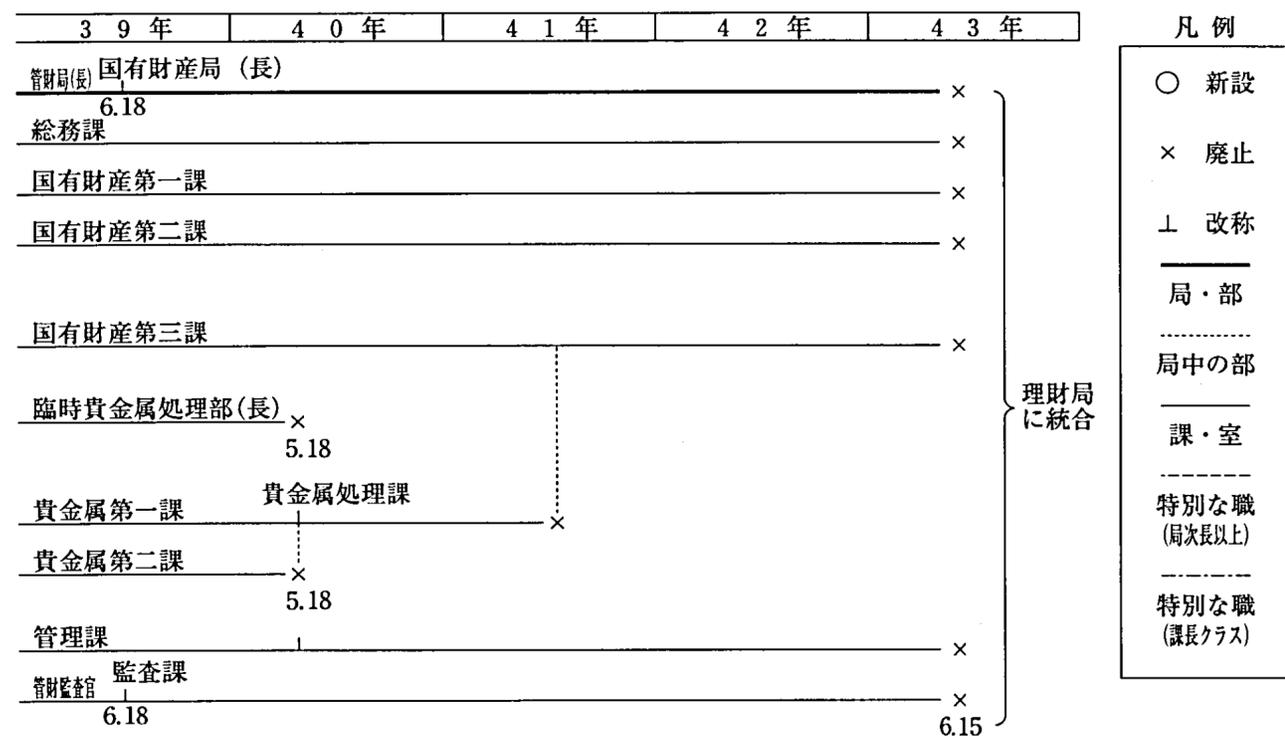
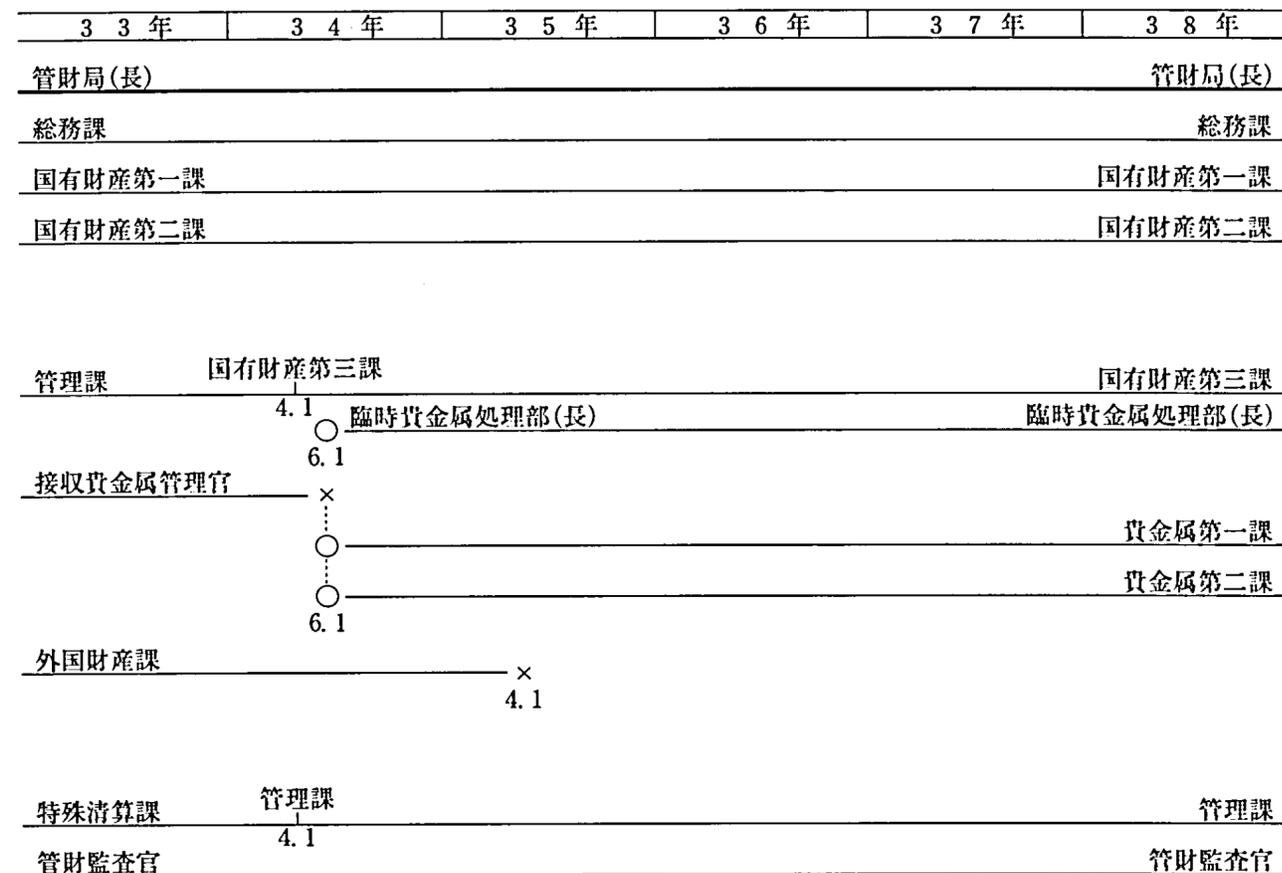
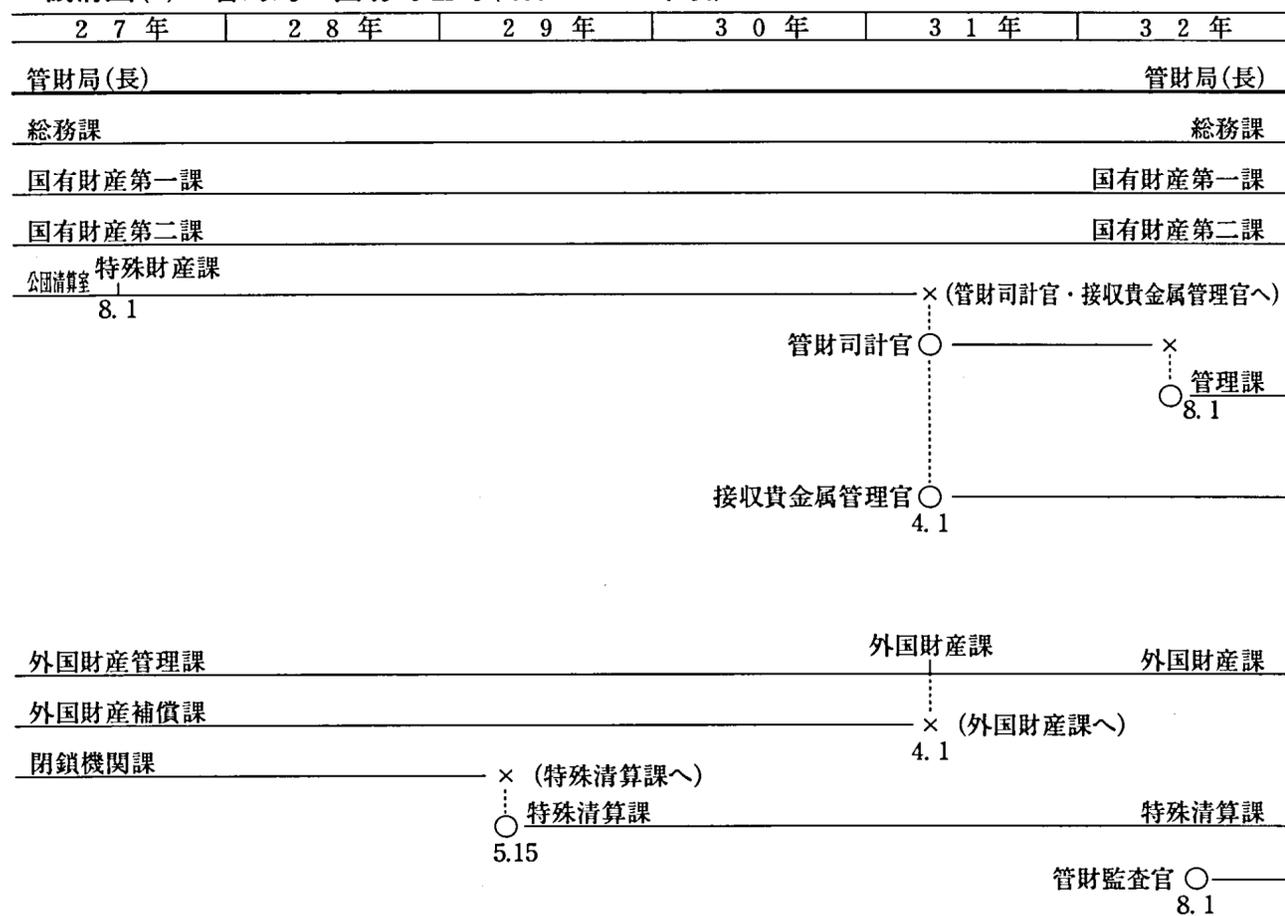
- 新設
- × 廃止
- ┆ 改称
- ┆ 局・部
- ┆ 局中の部
- ┆ 課・室
- ┆ 特別な職(局長以上)
- ┆ 特別な職(課長クラス)

機構図(7)―証券局(昭和39～48年度)

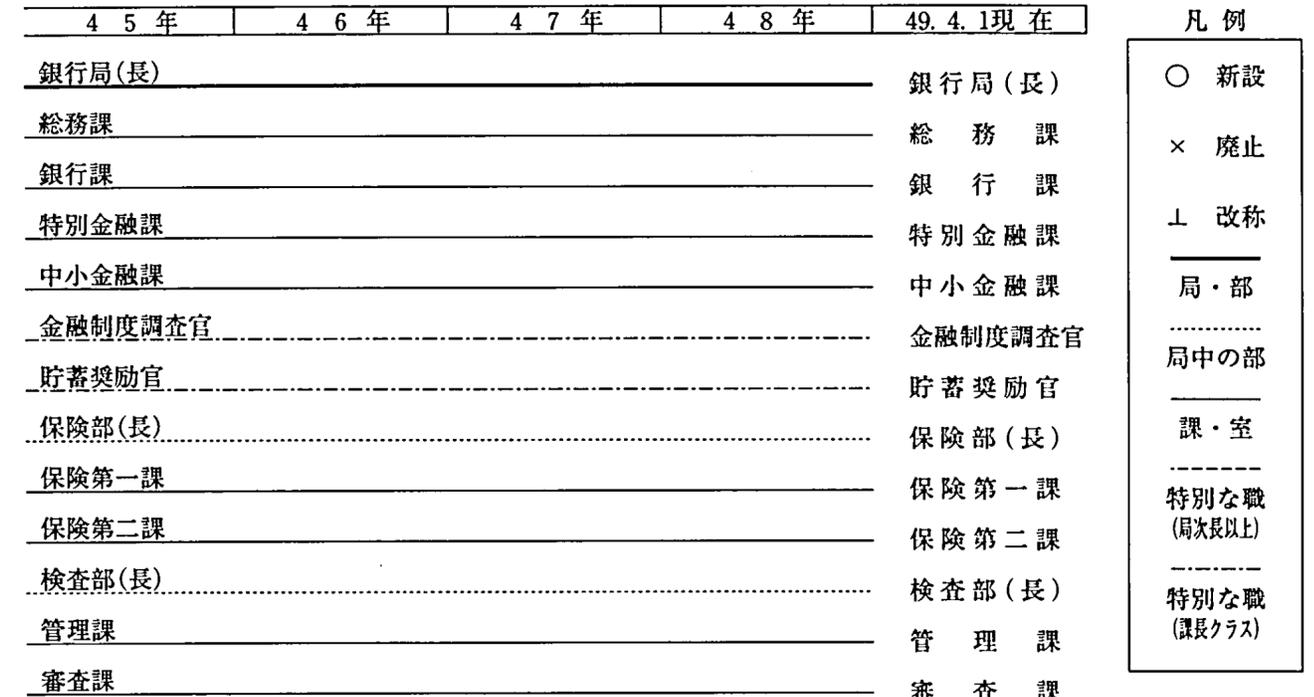
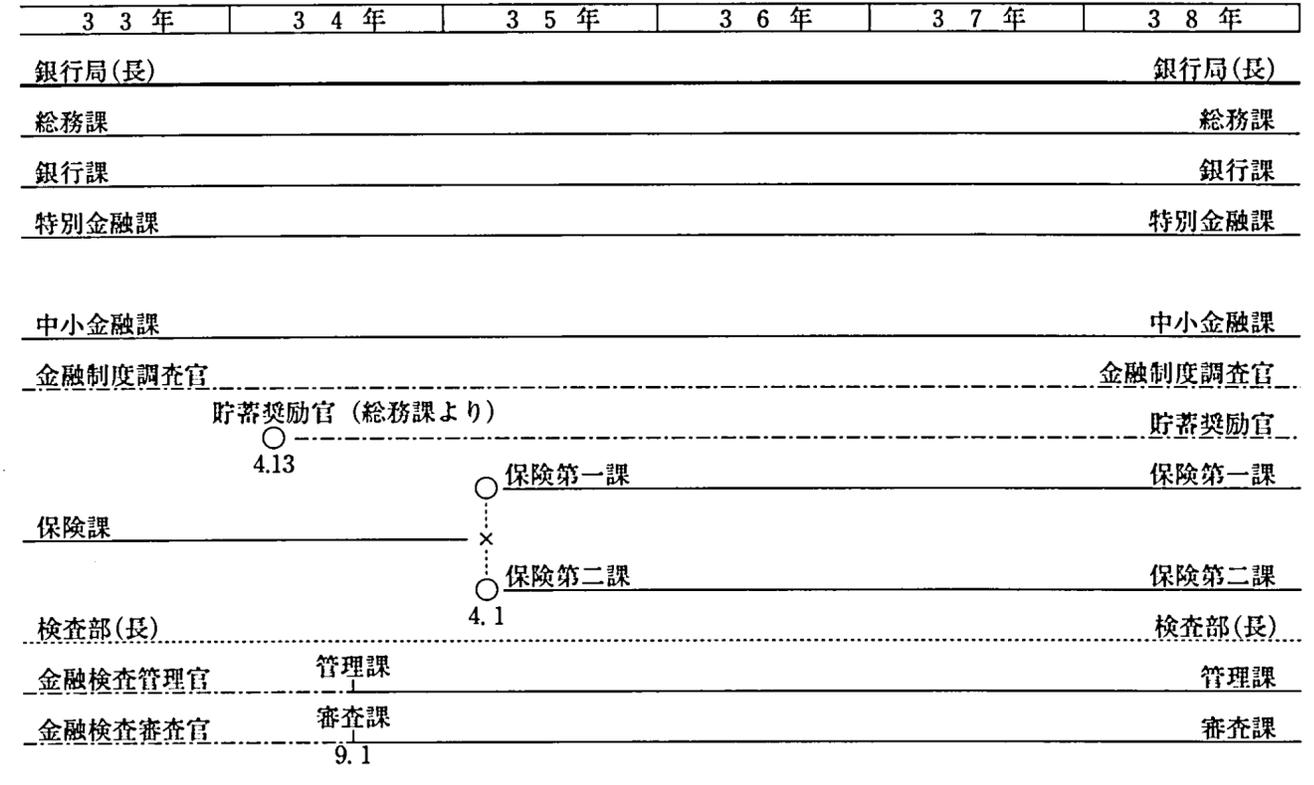
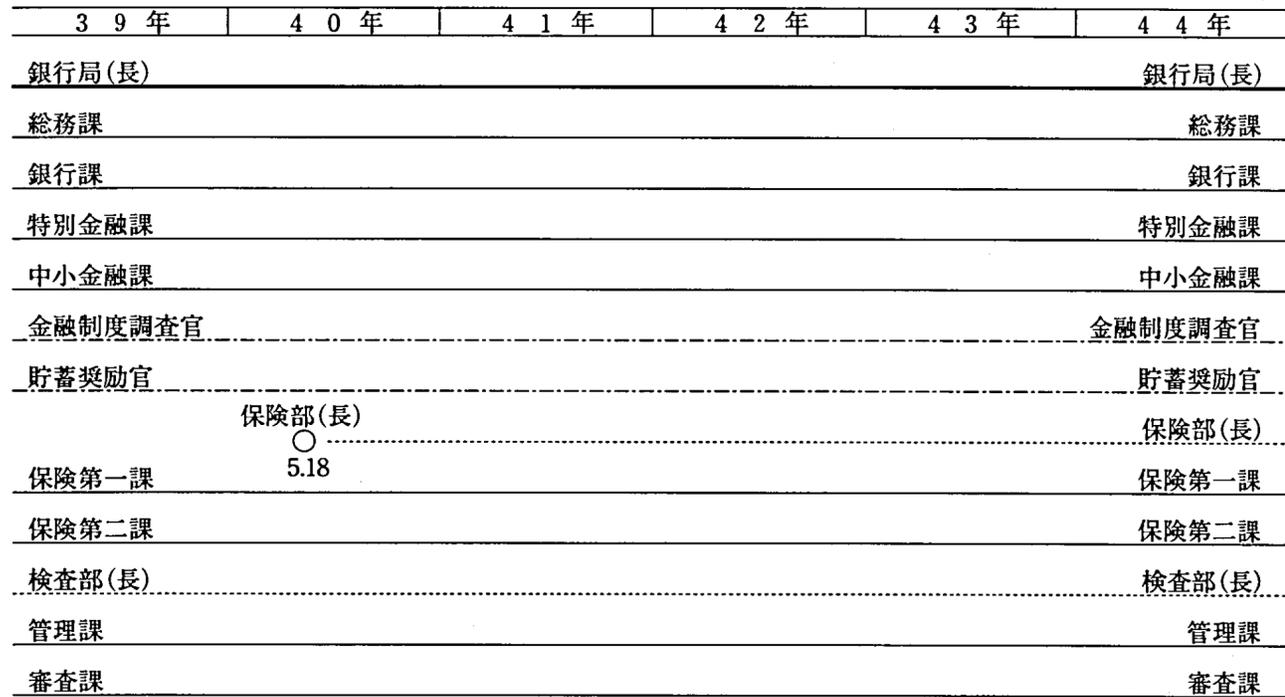
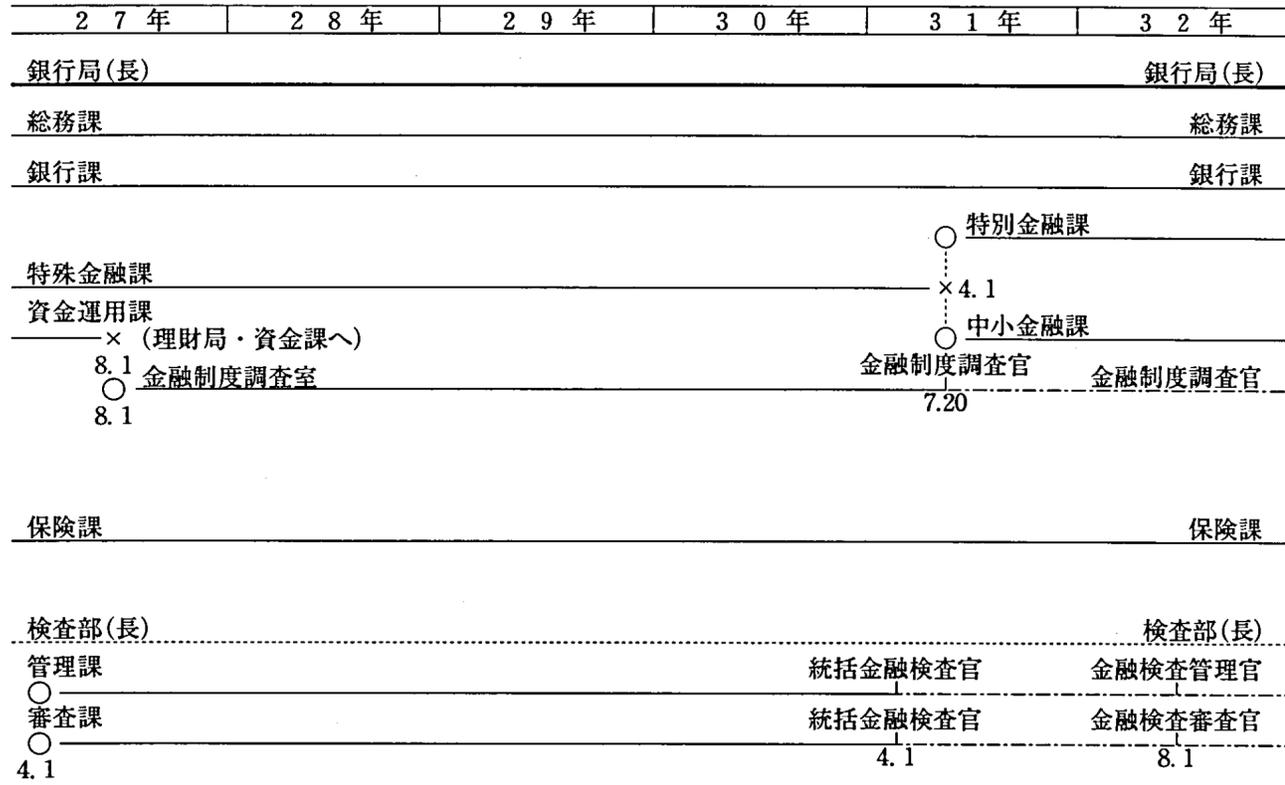


- 凡例
- 新設
 - × 廃止
 - ⊥ 改称
 - 局・部
 - 局中の部
 - 課・室
 - 特別な職(局長以上)
 - 特別な職(課長クラス)

機構図(8)―管財局・国有財産局(昭和27～43年度)

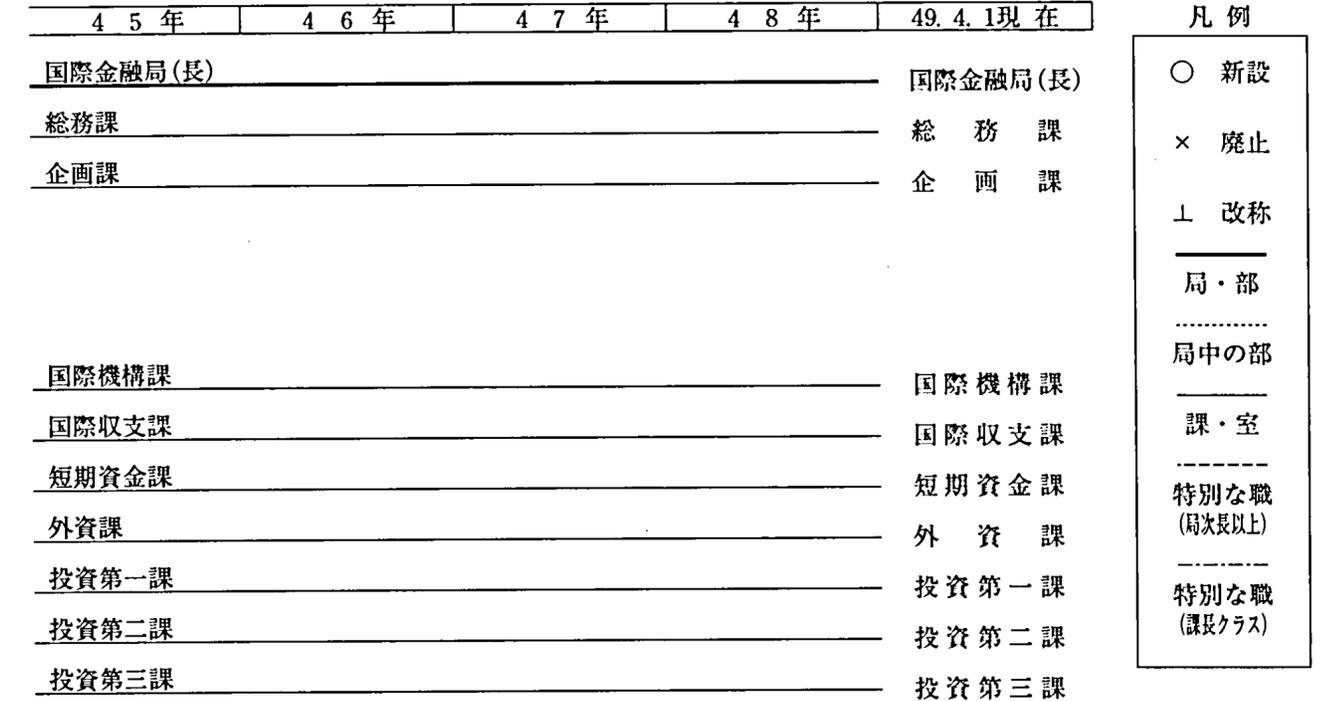
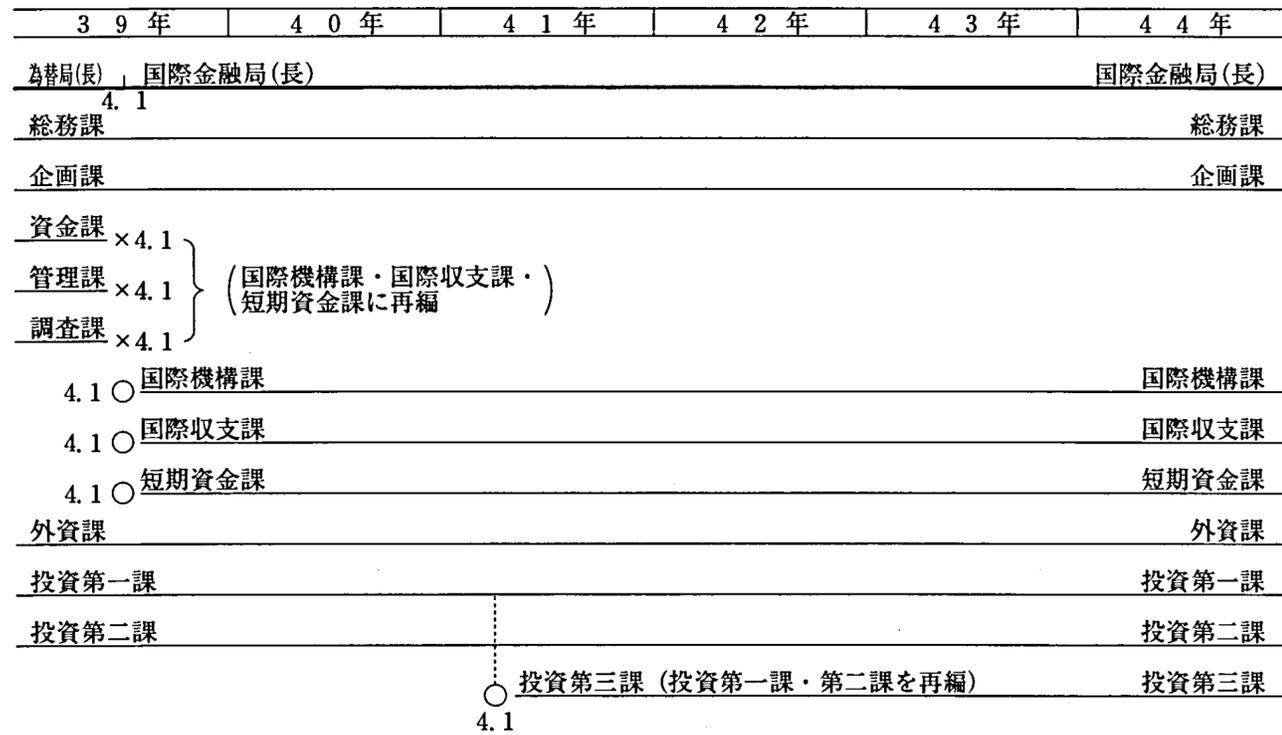
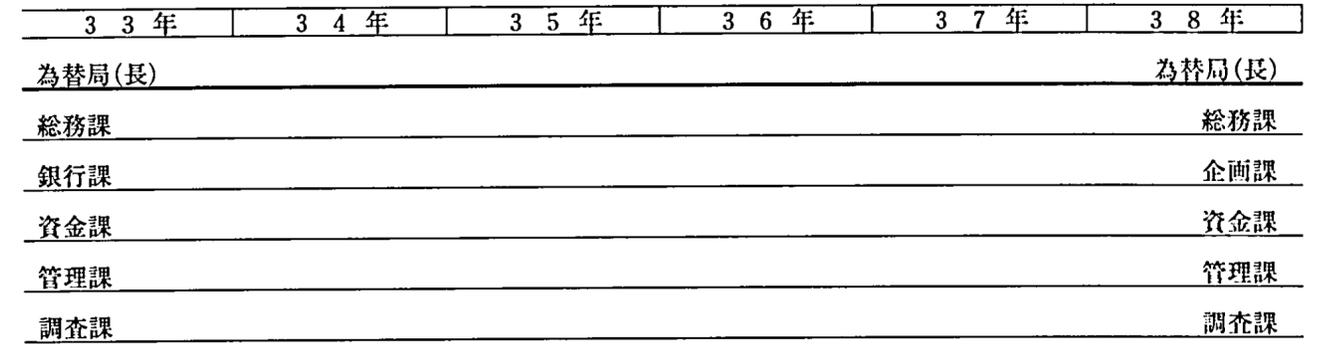
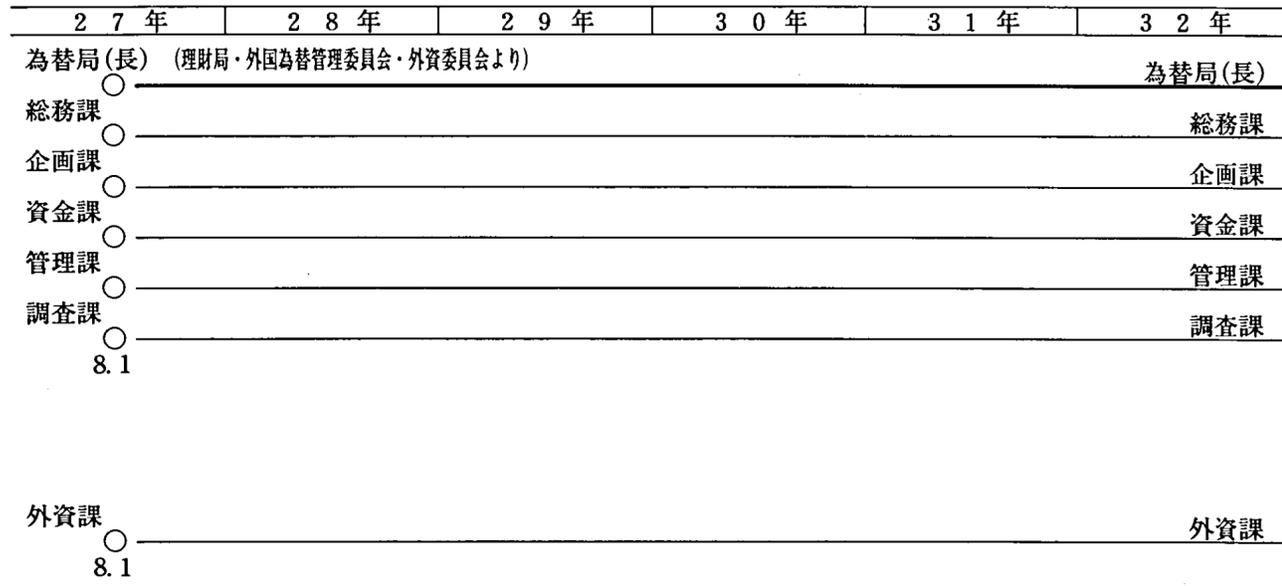


機構図(9)―銀行局(昭和27～48年度)



- 凡例
- 新設
 - × 廃止
 - ⊥ 改称
 - 局・部
 - 局中の部
 - 課・室
 - 特別な職(局次長以上)
 - 特別な職(課長クラス)

機構図(10)―為替局・国際金融局(昭和27～48年度)



機構図(11)―造幣局(昭和27~48年度)

27年	28年	29年	30年	31年	32年
造幣庁(長官) 造幣局(長)			造幣局(長)		
8.1 総務部(長)			総務部(長)		
総務課			総務課		
会計課			会計課		
業務課			業務課		
工作課			工作課		
作業部(長)			作業部(長)		
よう解課			よう解課		
貨幣課			貨幣課		
装金課			装金課		
試験製錬課			試験製錬課		

33年	34年	35年	36年	37年	38年
造幣局(長)			造幣局(長)		
総務部(長)			総務部(長)		
総務課			総務課		
			職員課		
会計課			4.1 職員課		
業務課			業務課		
工作課			工作課		
作業部(長)			× 5.1 (製造部へ) 作業管理部 作業管理部(長)		
			5.1		
			技術長		
よう解課			4.1○		
貨幣課			(製造部へ)		
装金課			(製造部へ)		
試験製錬課			(製造部へ)		
			×		
			○ 製造部(長)		
			○ 技師長		
			○ 庶務課		
			○ よう解課		
			○ 貨幣課 貨幣第一課		
			○ 貨幣第二課		
			○ 装金課 4.1		
			○ 試験製錬課		
			○ 工作課		
			5.1		

機構図(11)―造幣局(昭和27～48年度)(続)

39年	40年	41年	42年	43年	44年
造幣局(長)					造幣局(長)
総務部(長)					総務部(長)
総務課					総務課
職員課					職員課
会計課					会計課
業務課					業務課
作業管理部(長)					作業管理部(長)
技術課					技術第一課
施設課			4.17		技術第二課
企画課			4.17		企画課
製造部(長)					製造部(長)
技師長					技師長
庶務課					庶務課
よう解課					よう解課
貨幣第一課					貨幣第一課
貨幣第二課					貨幣第二課
装金課					装金課
試験製錬課					試験製錬課
工作課					工作課

45年	46年	47年	48年	49.4.1現在
造幣局(長)				造幣局(長)
総務部(長)				総務部(長)
総務課				総務課
職員課				職員課
会計課				会計課
業務課				業務課
5.1 ○ 厚生管理官				厚生管理官
作業管理部(長)				作業管理部(長)
技術第一課				技術第一課
技術第二課				技術第二課
企画課				企画課
製造部(長)				製造部(長)
技師長				技師長
庶務課				庶務課
よう解課				よう解課
貨幣第一課				貨幣第一課
貨幣第二課				貨幣第二課
装金課				装金課
試験製錬課				試験製錬課
工作課				工作課

凡例

- 新設
- × 廃止
- ⊥ 改称
- 局・部
- 局中の部
- 課・室
- 特別な職(局長以上)
- 特別な職(課長クラス)

機構図(12)―印刷局(昭和27~48年度)

27年	28年	29年	30年	31年	32年
印刷庁(長官)	印刷局(長)				印刷局(長)
8.1 長官官房	局長官房				局長官房
8.1 総務課					総務課
職員課					職員課
業務部(長)					業務部(長)
業務課					証券課 ○ × ○
官報課					6.1 官報課
資材課					資材課
みつまた課					× みつまた管理官 ○
会計課					6.1 会計課
製造部(長)					製造部(長)
印刷課					印刷課
製紙課					製紙課
施設課					施設課

33年	34年	35年	36年	37年	38年
印刷局(長)					印刷局(長)
局長官房					総務部(長)
総務課					4.1 総務課
職員課					職員課
					経営調査課 ○
業務部(長)					6.21 業務部(長)
証券課					証券課
図書課					図書課
官報課					官報課
資材課					資材課
みつまた管理官					みつまた管理官
会計課					会計課
製造部(長)					製造部(長)
印刷課					印刷課
製紙課					製紙課
施設課					施設課

機構図(12)印刷局(昭和27~48年度)(続)

39年	40年	41年	42年	43年	44年
印刷局(長)					印刷局(長)
総務部(長)					総務部(長)
総務課					総務課
職員課					職員課
経営調査課					
		○ 人事課 7.1			人事課
	○ 会計課 4.1	7.1			会計課
			首席監査官 ○ 4.17		首席監査官
業務部(長)					業務部(長)
証券課	×				
	4.1	○ 業務課			業務課
図書課	4.1				図書課
官報課					官報課
資材課					資材課
会計課	×	(総務部へ)			
みつまた管理官	4.1				みつまた管理官
製造部(長)					製造部(長)
		○ 技術課			技術課
	○ 印刷第一課	4.1			
印刷課	×	7.1	4.1	○ 印刷課	印刷課
	○ 印刷第二課	×			
製紙課					製紙課
施設課					施設課
	○ 図書印刷管理官				図書印刷管理官
	4.1				

45年	46年	47年	48年	49.4.1現在
印刷局(長)				印刷局(長)
総務部(長)				総務部(長)
総務課				総務課
職員課				職員課
人事課				人事課
会計課				会計課
	5.1	○ 厚生管理官		厚生管理官
首席監査官				首席監査官
		○ 調査企画官		調査企画官
業務部(長)		5.1		業務部(長)
業務課				業務課
図書課				図書課
官報課				官報課
資材課				資材課
みつまた管理官			製紙原料管理官	製紙原料管理官
製造部(長)			4.12	製造部(長)
技術課				技術課
印刷課				印刷課
製紙課				製紙課
施設課				施設課
図書印刷管理官				図書印刷管理官

- 凡例
- 新設
 - × 廃止
 - ┆ 改称
 - ┆ 局・部
 - ┆ 局中の部
 - ┆ 課・室
 - ┆ 特別な職(局長以上)
 - ┆ 特別な職(課長クラス)

機構図(13)―国税庁(昭和27～48年度)

27年	28年	29年	30年	31年	32年
国税庁(長官)			国税庁(長官)		
長官官房(長)			長官官房(長)		
総務課			総務課		
人事課			人事課		
会計課			会計課		
広報課			広報官 8.1		
監督官室			首席監督官		
監察官室			首席国税庁監察官 8.1		
			国税広報官 4.1		
直税部(長)			直税部(長)		
所得税課			所得税課		
法人税課			法人税課		
資産税課			資産税課		
間税部(長)			間税部(長)		
酒税課			酒税課		
消費税課			消費税課		
徴収部(長)			徴収部(長)		
管理課			管理課		
徴収課			徴収課		
調査査察部(長)			調査査察部(長)		
調査課			調査課		
査察課			査察課		

33年	34年	35年	36年	37年	38年
国税庁(長官)			国税庁(長官)		
長官官房(長)			長官官房(長)		
総務課			総務課		
人事課			人事課		
会計課			会計課		
			厚生管理官 4.1		
			厚生課 6.16		
広報官			広報官		
首席監督官			首席監督官		
首席国税庁監察官			首席国税庁監察官		
直税部(長)			直税部(長)		
所得税課			所得税課		
法人税課			法人税課		
資産税課			資産税課		
間税部(長)			審理課 6.1		
酒税課			間税部(長)		
消費税課			酒税課		
徴収部(長)			徴収部(長)		
管理課			管理課		
徴収課			徴収課		
調査査察部(長)			調査査察部(長)		
調査課			調査課		
査察課			査察課		

機構図(13)―国税庁(昭和27～48年度)(続)

39年	40年	41年	42年	43年	44年
国税庁(長官)					国税庁(長官)
長官官房(長)					長官官房(長)
総務課					総務課
人事課					人事課
会計課					会計課
厚生課					厚生課
広報官					広報課
	×				
	○				
	5.18				
広報課					
首席監督官					首席監督官
首席国税庁監察官					首席国税庁監察官
直税部(長)					直税部(長)
所得税課					所得税課
法人税課					法人税課
資産税課					資産税課
審理課					審理課
間税部(長)					間税部(長)
酒税課					酒税課
消費税課					消費税課
徴収部(長)					徴収部(長)
管理課					管理課
徴収課					徴収課
調査査察部(長)					調査査察部(長)
調査課					調査課
査察課					査察課

45年	46年	47年	48年	49.4.1現在
国税庁(長官)				国税庁(長官)
長官官房(長)				長官官房(長)
総務課				総務課
人事課				人事課
会計課				会計課
厚生課				厚生課
広報課				広報課
				事務管理課
				7.1
首席監督官				首席監督官
首席国税庁監察官				首席国税庁監察官
直税部(長)				直税部(長)
所得税課				所得税課
法人税課				法人税課
資産税課				資産税課
審理課				審理課
間税部(長)				間税部(長)
酒税課				酒税課
消費税課				消費税課
徴収部(長)				徴収部(長)
管理課				管理課
徴収課				徴収課
調査査察部(長)				調査査察部(長)
調査課				調査課
査察課				査察課

凡例
○ 新設
× 廃止
⊥ 改称
局・部
局中の部
課・室
特別な職 (局長以上)
特別な職 (課長クラス)

13-120 大蔵省機構の新設・廃止一覧(昭和24～48年度)

年 度	新 設	廃 止
24	内 大臣官房, 主計局, 主税局, 理財局, 管財局, 銀行局, 大臣官房調査部, 主税局税関部, 銀行局検査部, 財務官〔1〕, 官房長, 主計局次長〔2〕 附 関税訴願審査会, 預金部資金運用審議会, 外国為替管理審議会, 政府貸付金処理審議会, 関税率審議会, 金審議会, 特別融通損失審査会, 投資及び担保証券審査会, 産業設備営団損失審査会, 国民更生金庫損失審査会, 戦時喪失国債証券審査会, 復興金融審議会, 中央株式等評価審議会, 社寺境内地処分中央審査会, 金利調整審議会, 国有財産調整審議会, 中央特定契約審査会, 専売事業審議会, 国民金融審議会, 税務講習所, 税務代理士せん衡審議会, 中央酒類審議会, 中央株式等評価審議会, 戦時補償特別税審査会, 基準地区調査会 外 証券取引委員会, 国税庁, 造幣庁, 印刷庁 地 財務部, 財務部支部, 管財支所, 税関, 税関支署, 国税局, 税務署	
25	内 大臣官房調査部次長〔1〕, 理財局次長〔1〕, 国税庁監察官〔60〕 附 財政制度審議会, 資産再評価審議会, 在外公館等借入金評価審議会, 旧軍港市国有財産処理審議会, 地方資産再評価調査会, 公認会計士試験審査会, 全国資産再評価調査会, 国税庁協議団 外 公認会計士管理委員会 地 財務局, 財務部, 国税局徴収部	附 外国為替管理審議会, 政府貸付金処理審議会, 金審議会, 投資及び担保証券審査会, 戦時喪失国債証券審査会, 国有財産調整審議会, 公認会計士審査会, 公認会計士試験委員, 中央株式等評価審議会, 戦時補償特別税審査会, 基準地区調査会, 地方株式等評価審議会, 不動産評価審議会, 地方宅地賃貸価格調査会 地 財務部, 財務部支部
26	内 国税庁次長〔1〕, 国税庁長官官房, 国税庁徴収部 附 特定契約審査会, 税理士試験委員	内 国税庁総務部 附 預金部資金運用審議会, 特別融通損失審査会, 産業設備営団損失審査会, 国民更生金庫損失審査会, 復興金融審議会, 中央特定契約審査会, 地方特定契約審査会, 財産審査会 地 管財支所
27	内 財務参事官〔1〕, 日本専売公社監理官〔1〕, 為替局 附 造幣局, 印刷局, 公認会計士審査会, 連合国財産補償審査会, 企業会計審議会, 証券取引審議会, 外国為替審議会, 外資審議会 地 税務署支署	内 財務官〔1〕, 大臣官房調査部, 調査部次長〔1〕 附 社寺境内地処分中央審査会, 社寺境内地処分地方審査会, 公認会計士試験審査会, 税務代理士せん衡審議会 外 造幣庁, 印刷庁, 証券取引委員会, 公認会計士管理委員会
28	附 税関研修所 地 東京税関, 長崎税関	

年 度	新 設	廃 止
29	理 地方資金課, 証券課 管 特殊清算課	理 証券第一課, 証券第二課 管 閉鎖機関課
30	附 自動車損害賠償責任保険審議会 地 税関(東京)鑑査部	附 特定契約審査会, 在外公館等借入金評価審議会
31	附 金融制度調査会 銀 特別金融課, 中小金融課 管 外国財産課	大 地方課, 日本専売公社監理官室, 財務参事官室 銀 特殊金融課, 金融制度調査室, 管理課, 審査課 管 外国財産管理課, 外国財産補償課, 特殊財産課 庁 広報課, 監督官室, 監察官室
32	附 国有財産中央審議会, 庁舎等調整審議会, 国有財産地方審議会 大 財務調査官〔13〕, 専門調査官〔3〕財務局監理官〔1〕, 財務考査管理官〔1〕, 日本専売公社副監理官〔1〕 計 主計官〔12〕, 主計監査官〔3〕 税 税関考査管理官〔1〕, 関税調査官〔3〕 理 資金管理官〔1〕, 証券検査管理官〔1〕 銀 金融制度調査官〔1〕, 金融検査管理官〔1〕, 金融検査審査官〔1〕 管 管財監査官〔1〕, 管理課, 接收貴金属監理官〔1〕 庁 広報官〔1〕, 首席監督官〔1〕, 首席国税庁監察官〔1〕, 審議官〔4〕	
33	附 国家公務員共済組合審議会	
34	内 管財局臨時貴金属処理部 附 醸造試験所, 金融機関資金審議会, 保険審議会, 専売制度調査会, 接收貴金属等処理審議会 大 地方課 理 証券第一課, 証券第二課 銀 貯蓄奨励官〔1〕, 管理課, 審査課 管 国有財産第三課, 貴金属第一課, 貴金属第二課 為 投資課	大 財務局監理官〔1〕 理 証券課 銀 金融検査管理官〔1〕, 金融検査審査官〔1〕 管 特殊清算課, 接收貴金属監理官〔1〕
35	銀 保険第一課, 保険第二課 税 臨時税法整備室	銀 保険課 管 外国財産課
36	内 関税局 附 印刷局総務部, 財務研修所, 会計事務職員研修所, 輸入映画等審議会 地 税関総務部 大 厚生管理官〔1〕, 専門調査官〔2〕 計 主計官〔1〕 税 総務課 関 総務課 理 証券検査課 庁 厚生課	内 主税局税関部 附 印刷局局長官房専売制度調査会 地 税関税関長官房 理 証券検査管理官〔1〕

年度	新 設	廃 止
37	内 理財局証券部 附 造幣局作業管理部・製造部, 関税不服審査会, 臨時しょう脳事業審議会 計 調査課 税 税制第三課, 国際租税課 理 資金管理課 為 投資第一課, 投資第二課 庁 審理課	附 造幣局作業部・研究所, 関税訴願審査会, 全国資産再評価調査会, 地方資産再評価調査会 大 専門調査官(1) 計 主計官(1) 税 調査課, 臨時税法整備室 理 資金管理官(1) 為 投資課 庁 審議官(1)
38	附 関税中央分析所 大 財務調査官(1) 関 国際課, 監視課 管 鑑定審議官(1)	附 臨時しょう脳事業審議会 関 調査統計課
39	内 主計局次長(1), 証券局, 国有財産局, 国際金融局 附 税務大学校 地 国税局(東京)調査第一部・調査第二部・査察部, 国税局(大阪)調査部・査察部 大 資料統計管理官(1) 証 総務課企業財務課, 証券業務課, 投資信託課 有 監査課 為 国際機構課, 国際収支課, 短期資金課	内 理財局証券部, 管財局, 為替局 附 税務講習所 地 国税局(東京・大阪)調査査察部 大 専門調査官(1) 理 経済課, 証券第一課, 証券第二課 管 管財監査官(1) 為 資金課, 管理課, 調査課
40	内 銀行局保険部 地 税関(長崎)鑑査部 関 企画課 有 貴金属処理課 庁 広報課	内 国有財産局臨時貴金属処理部 有 貴金属第一課, 貴金属第二課 庁 広報官(1)
41	理 国債課 国 投資第三課	附 資産再評価審議会, 庁舎等調整審議会, 接収貴金属等処理審議会 理 外債課 有 貴金属処理課
42	内 国際金融局次長(1) 地 税関輸出部・輸入部, 国税局(東京)調査第三部 大 調査企画課, 参事官(1) 証 企業財務第一課, 企業財務第二課	地 税関業務部・鑑査部 大 調査課, 財務調査官(1) 証 企業財務課
43	内 財務官(1), 理財局次長(1) 大 審議官(13), 参事官(4) 関 関税参事官(3) 理 国有財産総括課, 鑑定参事官(1) 庁 参事官(3)	内 国有財産局, 財務参事官(1) 附 金融機関資金審議会, 外国為替審議会 大 財務調査官(13), 専門調査官(3) 関 関税調査官(3) 有 総務課, 鑑定審議官(1) 庁 審議官(3)
44	関 輸出課, 輸入課	関 業務課, 鑑査課
45	附 国税不服審判所, 国税審査会 庁 次長(1), 管理課(国税不服審判所)	附 国税庁協議団, 国税局協議団 庁 協議官(10以内)(国税庁協議団), 協議官(800以内)(国税局協議団)
46	計 共済管理官(1)	計 主計監査官(1)

年度	新 設	廃 止
47	地 沖縄地区税関, 沖縄国税事務所 理 国有財産審査課 証 資本市場課, 企業財務課, 業務課, 検査課 庁 事務管理課	理 国有財産第三課 証 企業財務第一課, 企業財務第二課, 証券業務課, 証券検査課 庁 参事官1
48	大 審議官(1) 計 共済課 理 資金第一課, 資金第二課 証 流通市場課	大 審議官(兼)(1), 参事官1 計 共済管理官(1) 理 資金課 証 投資信託課

(注) 1. 本表は, 昭和24年5月31日の大蔵省設置法公布後における大蔵省の中央機関(本省・国税庁), 地方機関(財務局・国税局・税務署・税関), 事業機関(造幣局・印刷局・専売局), 付属機関(審議会等)の新設・廃止について取りまとめたものである。
 なお, 表中の符号はそれぞれ以下の機関の略号である。
 内…本省庁内部部局 特…本省庁特別の機関 附…本省(含地方支分部局・外局)付属機関 審…本省庁審議会等
 地…本省・外局地方支分部局 外…外局 大…大臣官房 計…主計局 税…主税局 関…関税局 理…理財局
 証…証券局 銀…銀行局 国…国際金融局 管…管財局 為…為替局 有…国有財産局 庁…国税庁
 2. 各年度について, 点線の上段は法律機構の新設・廃止, 下段は政令機構の新設・廃止である。
 3. 表中の()内は定員, ()内は地方支分部局名を示す。

13-121 大蔵省関係の審議会・調査会等一覧(昭和27~48年度)

(1) 財政経済一般

機 関 名	主管部局等	設 置	廃 止	備 考
経済復興計画審議会	経済安定本部	昭24. 6. 1 昭24 政184	昭27. 8. 1 昭27 政318	昭和23年設置の 経済復興計画委 員会を継承
財政制度審議会	主 計 局	昭25. 5. 4 昭25 法141	— (存 続)	昭和22年設置の 会計制度調査会 を継承
国民所得調査連絡協議 会	経済安定本部	昭25. 5.10 昭25 政126	昭27. 8. 1 昭27 政318	昭和21年設置の 経済安定本部を 継承
補助金等合理化審議会	(主管) 総 理 府 (庶務担当) 大 蔵 省 主 計 局	昭37. 4.16 昭37 法77	昭39. 3.31 昭37 法77	時限設置(2年)

(2) 租税(内国税, 関税)

資産再評価審議会	主 税 局	昭25. 4.25 昭25 法110	昭41. 7. 1 昭41 法98	
全国(地方)資産再評価 調査会	国 税 庁 (国税局)	昭25. 4.25 昭25 法110	昭37. 5. 1 昭37 法98	
中央(地方)酒類委員会	主 税 局→ 国 税 庁 (財務局→ 国税局)	昭18. 3.23 昭18 勅154	— (存 続)	昭和24年6月, 中央(地方)酒類 審議会と改称
税務代理士せん衡審議 会	国 税 庁	昭24. 6. 1 昭24 法144	昭27. 3.31 昭26 法237	昭和17年設置の 税務代理士銓衡 委員会を継承
税理士試験委員	国 税 庁	昭26. 7.15 昭26 法237	— (存 続)	昭和56年4月, 税理士審査会と 改称
関税訴願審査会	主 税 局→ 関 税 局	昭26. 5. 1 昭26 政117	— (存 続)	明治32年設置の 関税訴願審査委 員会(昭和24年 審査会と改称) を継承 昭和37年10月, 関税不服審査会 と改称 昭和55年4月, 関税等不服審査 会と改称
関税率審議会	主 税 局→ 関 税 局	昭26. 5. 1 昭26 政118	— (存 続)	昭和24年設置の 関税率審議会を 継承

機 関 名	主管部局等	設 置	廃 止	備 考
国 税 審 査 会	国 税 庁	昭45. 5. 1 昭45 法8	— (存 続)	
輸入映画等審議会	税 関	昭36. 6. 1 昭36 政156	昭55. 4. 1 昭55 政36	
税 制 調 査 会	(主管) 総 理 府 (庶務担当) 内閣総理大臣 官房審議室→ 内政審議室 〔大蔵省主税 局および自治 省税務局〕	昭34. 4.16 昭34 法138	— (存 続)	

(3) 政府契約, 国債, 通貨, 共済

中央(地方)特定契約 委員会	管 理 局→ 理 財 局→ 主 計 局 (財務局)	昭23. 9. 3 昭23 政282	昭31. 3.16 昭31 政21	昭和24年6月, 中央(地方)特定 契約審査会と改 称
国家公務員共済組合審 議会	主 計 局	昭33. 7. 1 昭33 法128	— (存 続)	昭和59年4月, 国家公務員等共 済組合審議会と 改称
臨時外貨債処理対策協 議会	理 財 局	昭27. 3.25 閣議決定	昭27.12.23 閣議決定	
在外公館等借入金評価 審議会	理 財 局	昭26. 3.30 昭26 法54	昭31. 3.20 昭31 法15	
通貨発行審議会	経済安定本部	昭22.12.19 昭22 法197	昭27. 8. 1 昭27 法284	

(4) 国有財産, 外国財産, 在外財産

社寺境内地処分審査会	国有財産局→ 管 財 局	昭22. 9. 5 昭22 政188	昭28. 8. 1 昭28 政147	
旧軍港市国有財産処理 審議会	管 財 局→ 国有財産局→ 理 財 局→ 関東財務局	昭25. 6.28 昭25 法220	— (存 続)	昭和53年5月, 関東財務局に移 管
連合国財産補償審査会	管 財 局→ 国有財産局→ 理 財 局	昭27. 4.28 昭26 法264	昭53. 5.23 昭53 法55	
在外財産問題調査会	(主管) 総 理 府 (庶務担当)大 蔵省管財局→ 理財局→総理 府	昭28.11.13 閣議決定	昭42. 8. 1 昭42 法114	昭和29年7月, 在外財産問題審 議会と改称
国有財産中央(地方)審 議会	管 財 局 管 財 局→ 国有財産局→ 理 財 局→ (財務局)	昭31. 4.27 昭32. 5.17 昭32 法107	昭32. 6.11 閣議決定 — (存 続)	

機関名	主管部局等	設置	廃止	備考
庁舎等調整審議会	管財局→ 国有財産局	昭32. 5.20 昭32 法115	昭41. 6.30 昭41 法98	
接收貴金属等処理審議会	管財局	昭34. 6. 1 昭34 政187	昭41. 6.30 昭41 法98	

(5) 国内金融(政府資金運用, 貯蓄, 保険を含む)

臨時金融制度懇談会	銀行局	昭26.12.22 省議決定	昭31. 6. 7 昭31 法135	
金利調整審議会	銀行局	昭24. 6. 1 昭24 法144	— (存続)	昭和22年設置の金利調整委員会を継承
国民金融審議会	銀行局	昭24. 5. 2 昭24 政121	昭53. 5.23 昭53 法55	
資金運用部資金運用審議会	(主管) 総理府 (庶務担当) 大蔵省 銀行局→ 理財局	昭26. 4. 1 昭26 法100	— (存続)	大正14年設置の預金部資金運用審議会を継承、36年3月、資金運用審議会と改称
自動車損害賠償責任保険審議会	銀行局	昭30. 7.29 昭30 法97	— (存続)	
金融制度調査会	銀行局	昭31. 6. 7 昭31 法135	— (存続)	
金融機関資金審議会	銀行局	昭34. 4.13 昭34 法117	昭43. 6.15 昭43 法99	時限設置(2年)の後2年間延長し、38年以降常設
保険審議会	銀行局	昭34. 4.13 昭34 法117	— (存続)	

(6) 企業財務, 証券

企業会計基準審議会	経済安定本部	昭25. 5.10 昭25 政125	昭27. 8. 1 昭27 政307	
企業会計審議会	理財局→ 証券局	昭27. 8. 1 昭27 法269	— (存続)	
公認会計士試験審査会	公認会計士管理委員会	昭25. 5. 4 昭25 法141	昭27. 8. 1 昭27 法270	昭和24年設置の公認会計士試験委員会を継承
公認会計士審査会	理財局→ 証券局	昭27. 8. 1 昭27 法269	— (存続)	
証券取引審議会	理財局→ 証券局	昭27. 8. 1 昭27 法269	— (存続)	

(7) 国際金融

閣僚審議会	経済安定本部 貿易局	昭24.12. 1 昭24 政376	昭39. 4. 1 昭39 政91	
外国為替審議会	為替局→ 国際金融局	昭27. 8. 1 昭27 政308	昭43. 6.15 昭43 法99	
外資審議会	為替局→ 国際金融局	昭27. 8. 1 昭27 政309	昭55.12. 1 昭55 政263	

(8) 専売

機関名	主管部局等	設置	廃止	備考
専売事業審議会	大臣官房	昭24. 5.19 昭24 政97	昭60. 4. 1 昭60 政24	
専売制度調査会	大臣官房	昭34. 4.13 昭34 法117	昭35. 3.31 昭34 法117	時限設置(1年)
臨時しょうろ事業審議会	大臣官房	昭37. 4. 1 昭37 法19	昭38. 6.15 昭38 法105	

(注) 1. 本表では、大蔵省所管行政に関係のある審議会・調査会等(国の附属機関に限る)で、昭和27~48年度の間に機能していたものを調査収録した。
2. 「設置」及び「廃止」の期日は、それぞれ法令によって定められたものであるが、設置を定めた法令と設置の根拠となった法令とは異なる場合がある(例示: 国税審査会→設置を定めた法令「国税通則法の一部を改正する法律」(昭和45年法律第8号)、設置の根拠となる法令「国税通則法」(昭和37年法律第66号))。

〈参考〉 審議会・調査会等の設置目的

(1) 財政経済一般

名称	設置目的
経済復興計画審議会	経済の復興に関する諸計画につき、基礎資料の収集整理及び調査審議を行い、復興計画を立案し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
財政制度審議会	国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項について調査審議すること。
国民所得調査連絡協議会	国民所得の調査方法及び資料に関し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、総裁に対し、建議すること。
補助金等合理化審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて、国及び地方財政全般の見地から、補助金、負担金、交付金等国の地方公共団体に対する財源の交付に関する諸制度の合理化問題を調査審議すること。

(2) 租税(内国税, 関税)

資産再評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。
全国(地方)資産再評価調査会	国税庁長官(国税局長)の諮問に応じて、資産再評価法(昭和25年法律第110号)による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。
中央(地方)酒類委員会	大蔵大臣(国税局長)の諮問に応じて、酒類の生産、配給及び価格に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
税務代理士せん衡審議会	国税庁長官の諮問に応じて、税務代理士の許可について調査審議すること。
税理士試験委員	税理士試験を行うこと。
関税訴願審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、関税に関する訴願について審査すること。
関税不服審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、関税に関する不服申立てについて審査すること。
関税率審議会	大蔵大臣の諮問に応じて関税率に関する事項について調査審議すること。
国税審査会	国税通則法第99条第2項の規定に基づき国税庁長官から意見を求められた事項について調査審議すること。
輸入映画等審議会	税関長の諮問に応じて関税定率法(明治43年法律第54号)第21条第4項の規定による異議の申立てに関し調査審議すること。

名 称	設 置 目 的
税制調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する重要事項を調査審議すること。
(3) 政府契約, 国債, 通貨, 共済	
中央(地方)特定契約委員会	大蔵大臣(財務局長)の諮問に応じて, 政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。
国家公務員共済組合審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 国家公務員共済組合に関する制度及びその行う給付その他の事業の運営に関する重要事項について調査審議すること。
臨時外貨債処理対策協議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 外貨債処理に関する重要事項について調査審議すること。
在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 在外公館等借入金返済の準備に資するために必要な, 当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。
通貨発行審議会	通貨発行審議会法(昭和22年法律第197号)第1条の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどること。
(4) 国有財産, 外国財産	
旧軍港市国有財産処理審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 旧軍港市転換法(昭和25年法律第220号)の規定に基づく旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に関する重要な事項について調査審議すること。 (注) 昭和53年5月, 「その管轄区域内に旧軍港市が所在する財務局の財務局長」の諮問機関となる。
連合国財産補償審査会	連合国財産補償法(昭和26年法律第264号)第18条の規定に基づく再審査の請求を審査すること。 連合国財産補償法(昭和26年法律第264号)第18条第1項の審査請求を審査すること。
国有財産中央(地方)審議会	大蔵大臣(財務局長)の諮問に応じて, 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議し, 並びにこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣(財務局長)に建議すること。
庁舎等調整審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和32年法律第115号)の施行に関する重要事項を調査審議すること。
接收貴金属等処理審議会	接收貴金属等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号)第23条各号に掲げる事項に関し, 調査審議すること。
(5) 国内金融(政府資金運用, 貯蓄, 保険を含む)	
金利調整審議会	日本銀行政策委員会の諮問に応じて, 金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。
国民金融審議会	国民金融公庫の総裁及び幹事の推薦を行い, 業務計画, 資金計画その他国民金融公庫の運営に関する重要な事項について議決し又は大蔵大臣に意見を述べること。
預金部資金運用審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 預金部資金の運用に関する事項について調査審議すること。
資金運用部資金運用審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 資金運用部資金の運用に関する重要な事項について調査審議し, 又は資金運用部資金の運用に関し, 大蔵大臣に意見を述べること。

名 称	設 置 目 的
自動車損害賠償責任保険審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 自動車損害賠償補償法(昭和30年法律第97号)の規定による自動車損害賠償責任保険に関する重要事項を調査審議すること。
金融制度調査会	大蔵大臣の諮問に応じ, 金融制度の改善に関する重要事項を調査審議し, 及びこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。
金融機関資金審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 金融機関の資金運用に関する基本方針について審議し, 及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。
保険審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 保険制度の改善その他保険行政に関する重要事項について調査審議し, 及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。
(6) 企業財務, 証券	
企業会計基準審議会	企業会計の基準の設定及び維持並びに企業会計制度の整備改善に関し, 調査審議し, 総裁に対し, 必要な勧告及び報告を行うこと。
企業会計審議会	企業会計の基準の設定及び原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善に関し, 大蔵大臣の諮問に応じて, 調査審議し又は大蔵大臣に対して必要な勧告及び報告を行うこと。
公認会計士試験審査会	公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。
公認会計士審査会	大蔵大臣の諮問に応じて, 公認会計士制度の運営及び公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定による公認会計士等に対する懲戒処分に関し調査審議し, 並びに公認会計士試験及び第三次試験の受験資格についての検定を行うこと。
証券取引審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に関し, 調査審議すること。
(7) 国際金融	
閣僚審議会	外国為替及び外国貿易管理法に基づき, 外国為替予算を作成し, 及び変更する。
外国為替審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 外国為替の管理に関する重要事項に関し, 調査審議すること。
外資審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し, 調査審議すること。
(8) 専売	
専売事業審議会	日本専売公社の総裁及び監事の推薦を行い, その他日本専売公社の運営に関し, 大蔵大臣の諮問に応じ, 又は大蔵大臣に意見を述べること。
専売制度調査会	大蔵大臣の諮問に応じて, 専売事業の経営方式その他専売制度の改善に関する重要事項について調査審議し, 及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。
臨時しょう脳事業審議会	大蔵大臣の諮問に応じて, 粗製しょう脳及びしょう脳原油に係る専売事業の廃止に伴う経過措置について調査審議し, 並びにこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。

(注) 本表に掲げた設置目的は, 「大蔵省設置法」, 「経済安定本部設置法」, 「経済安定本部設置法外二件の一部を改正する法律」, 「総理府設置法」, 「資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律」, 「閣僚審議会令」による。

13-122 財政制度審議会・税制調査会・金融制度調査会の主要な答申等
(昭和27～48年度)

名 称	年 月 日	答 申 等 の 内 容	
財政制度審議会	昭40.11. 1	財政運営の基本的方向について(報告)	
	40.11. 1	歳出の合理化について(報告)	
	41.12.26	今後の財政運営について(報告)	
	41.12.26	減債制度について(報告)	
	42.12.25	昭和43年度予算の編成について(報告)	
	43.10.21	専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めることについての報告	
	43.11.21	食糧制度の改善, 国鉄財政の再建及び昭和44年度における地方財政対策についての報告	
	43.11.28	社会保障についての費用負担ならびに政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険の財政再建についての報告	
	43.12.25	昭和44年度予算の編成に関する建議	
	45. 1.14	公共事業, 地方財政, 文教及び給与の問題ならびに弾力条項, 予備費使用調書についての報告	
	45. 1.20	昭和45年度予算の編成に関する建議	
	45.12.16	食糧管理制度, 社会保障, 地方財政, 総合交通問題ならびに P. P. B. S.の導入および開発についての報告	
	45.12.19	昭和46年度予算の編成に関する建議	
	46.12.20	昭和47年度予算の編成に関する建議	
	46.12.20	資源問題, 社会保障, 公共投資および鉄道整備に関する問題ならびに財政投融资計画と国会の審議との関係および公債の追加発行と財政法第4条の関係についての報告	
	47.12.27	昭和48年度予算の編成に関する建議	
	47.12.27	農政問題, 国有林野問題, 厚生年金および国民年金の制度改正ならびに地方財政問題についての報告	
	48. 1.22	財政投融资計画と国会の審議との関係についての報告	
	48.12.18	昭和49年度予算の編成に関する建議	
	48.12.18	農政問題, 地方財政問題, 社会保障, 文教育予算および中小企業対策についての報告	
	税制調査会	昭35.12. 9	第一次答申(昭和36年度税制改正)
		36. 7. 5	第二次答申(国税通則法)
		36.12. 7	最終答申(昭和37年度税制改正)
37.12.10		臨時答申(昭和38年度税制改正)	
38.12. 6		所得税法及び法人税法の整備に関する答申	
38.12. 6		税理士制度に関する答申	
38.12.18		臨時答申(昭和39年度税制改正)	
39.12.12		長期答申(今後におけるわが国の社会, 経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方—諮問—について)	
39.12.17		昭和40年度の税制改正に対する答申	
40.12.29		昭和41年度の税制改正に関する答申	
41.12.26	長期税制のあり方についての中間答申		
41.12.26	税制簡素化についての第一次答申		

名 称	年 月 日	答 申 等 の 内 容
税制調査会(続)	41.12.26	昭和42年度税制改正大綱についての答申
	42. 2.18	昭和42年度の税制改正に関する答申
	42.12.27	昭和43年度の税制改正に関する答申
	42.12.27	税制簡素化についての第二次答申
	43. 7.30	長期税制のあり方についての答申
	43. 7.30	税制簡素化についての第三次答申
	43. 7.30	土地税制のあり方についての答申
	43.12.27	昭和44年度の税制改正に関する答申
	45. 1.22	昭和45年度の税制改正に関する答申
	45.12.21	昭和46年度の税制改正に関する答申
	46. 8. 3	長期税制のあり方についての答申
	46.10.11	当面の税制改正に関する答申
	46.12.28	昭和47年度の税制改正に関する答申
	47.12.30	昭和48年度の税制改正に関する答申
	48. 1.18	今後の土地税制のあり方についての答申
48.12.21	昭和49年度の税制改正に関する答申	
金融制度調査会	昭32. 1.23	預金者保護等のための制度に関する答申
	32. 2.21	準備預金制度に関する答申
	32.12. 5	中小企業信用補完制度に関する答申
	33. 5.30	協同組織による中小企業制度に関する答申
	35. 9.20	日本銀行制度に関する答申
	36.11.17	為替専門銀行の資金調達の方法に関する答申
	38. 5. 9	オーバー・ローンの是正に関する答申
	40. 7.21	安定成長を確保するための企業金融のあり方に関する答申
	40.11. 8	国債発行に伴う金融制度のあり方に関する答申
	42.10.20	中小企業金融制度のあり方に関する答申
	45. 7. 2	一般民間金融機関のあり方等に関する答申
	46.12.16	準備預金制度の活用に関する答申
	48. 1.18	中小企業金融制度の整備に関する答申
	48.12.25	民間住宅金融のあり方に関する答申

(注) 財政制度審議会は, 昭和40年4月の「財政法の一部を改正する法律」(法律第46号)による改組以降のものである。
また, 税制調査会は, 昭和34年4月の「総理府設置法の一部を改正する法律」(法律第138号)により内閣に設置されて以降のものである。

13-123 大蔵省の職員定数の推移(昭和27~48年度)

(単位:人)

機 関 年 度	本 省								
	内部部局								
	大臣官房	主計局	主税局	関税局	理財局	証券局	管財局		
27	24,066	2,058	560	301	214	—	294	—	278
28	24,051	2,037	554	298	218	—	288	—	271
29	22,495	1,885	525	278	226	—	255	—	239
30	22,713	1,864	501	284	226	—	257	—	239
31	22,670	1,863	503	284	226	—	257	—	236
32	22,667	1,860	500	284	226	—	257	—	236
33	22,856	1,868	504	286	226	—	259	—	236
34	23,164	1,929	514	287	230	—	279	—	251
35	23,457	1,972	540	299	237	—	283	—	241
36	24,771	2,095	601	309	84	184	295	—	249
37	25,460	2,138	619	310	84	185	309	—	250
38	25,628	2,131	612	310	84	185	309	—	250
39	25,950	2,142	608	315	85	188	188	130	245
40	26,097	2,133	606	313	85	193	188	136	229
41	26,095	2,126	598	312	84	193	190	141	218
42	26,093	2,121	592	312	84	193	190	141	216
43	25,990	2,121	592	312	84	193	406	141	—
44	25,515	2,046	564	306	82	188	384	139	—
45	25,344	2,027	558	305	81	186	380	137	—
46	25,176	2,025	566	302	83	185	380	135	—
47	25,198	2,025	558	308	82	185	385	135	—
48	24,955	2,029	554	322	81	184	384	135	—

国有財産局

本 省										地方支 分部局
内部部局		附属機関								
銀行局	為替局		造幣局	印刷局	税 関 研修所	財 務 研修所	会計事務職員 研修所	関税中央 分析所		
231	180	9,953	1,832	8,121	—	—	—	—	—	12,055
232	176	9,984	1,832	8,121	31	—	—	—	—	12,030
207	155	9,383	1,712	7,641	30	—	—	—	—	11,227
200	157	9,383	1,712	7,641	30	—	—	—	—	11,466
203	154	9,343	1,672	7,641	30	—	—	—	—	11,464
203	154	9,223	1,647	7,546	30	—	—	—	—	11,584
203	154	9,225	1,647	7,548	30	—	—	—	—	11,763
214	154	9,251	1,657	7,564	30	—	—	—	—	11,984
218	154	9,286	1,669	7,587	30	—	—	—	—	12,199
219	154	9,522	1,774	7,688	32	20	8	—	—	13,154
223	158	9,641	1,861	7,713	32	27	8	—	—	13,681
223	158	9,694	1,888	7,733	32	27	8	6	6	13,803
224	159	9,795	1,938	7,784	32	27	8	6	6	14,013
224	159	9,847	1,956	7,814	33	28	10	6	6	14,117
229	161	9,852	1,956	7,814	33	28	10	11	11	14,117
229	164	9,855	1,956	7,814	33	28	10	14	14	14,117
229	164	9,756	1,933	7,734	33	28	11	17	17	14,113
221	162	9,642	1,911	7,641	33	29	11	17	17	13,827
219	161	9,526	1,888	7,548	33	29	11	17	17	13,791
215	159	9,409	1,865	7,454	33	29	11	17	17	13,742
213	159	9,300	1,843	7,366	33	29	11	18	18	13,873
212	157	9,165	1,827	7,247	33	29	11	18	18	13,761

(注) 1. 大蔵省の定員は、大蔵省職員定数規程(昭27~35)、大蔵省定員規則(昭36~43)および大蔵省定員細則(昭44~48)による。
 2. 昭和29~35年の税関の定員には行政機関職員定員法第2条第2項の規程により置かれる職員の定員を含む。
 3. 昭和44年以降の国税局の定員には、税務署の定員を含む。
 4. 国家公務員総計は、行政管理庁調による。

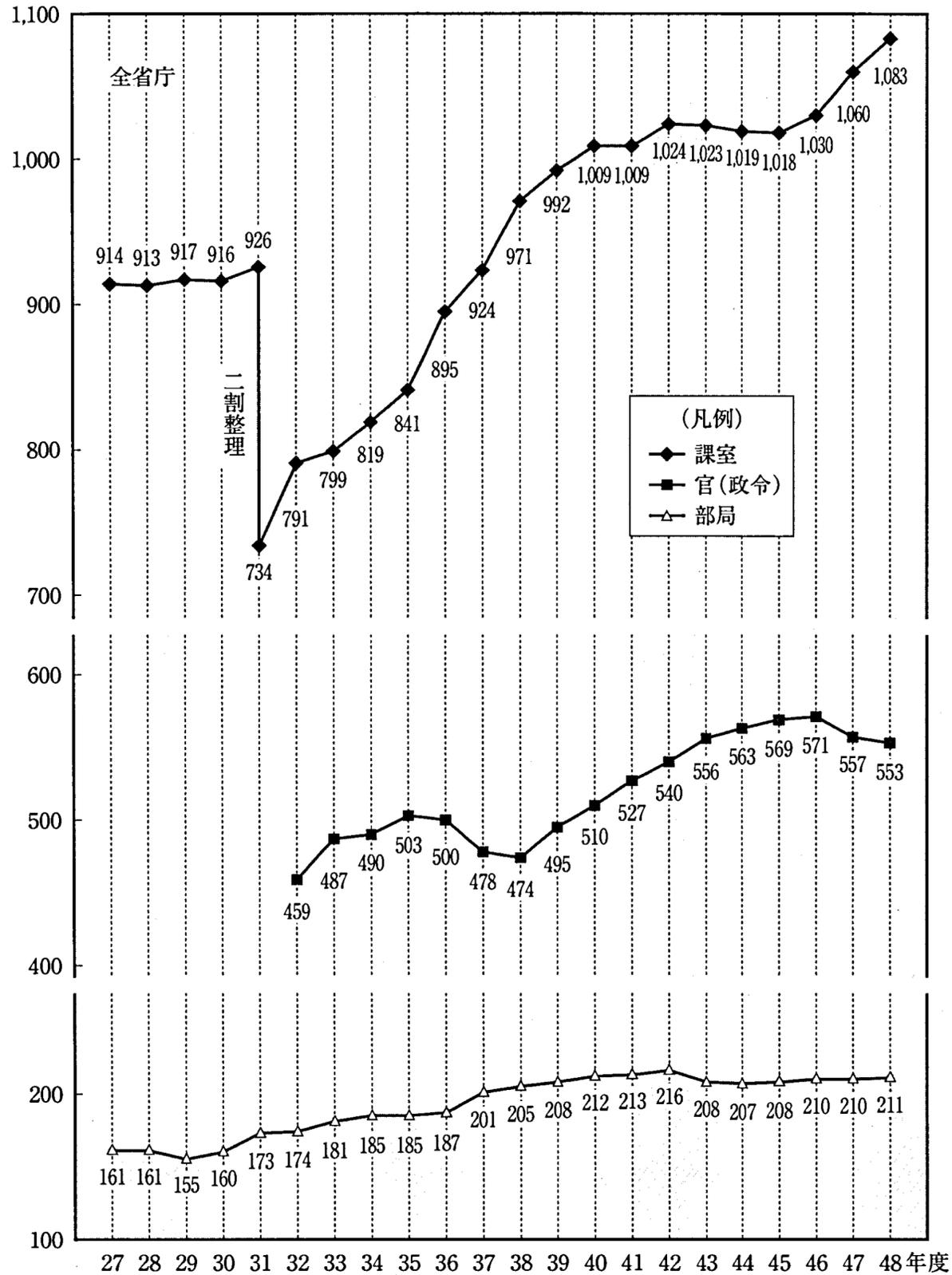
13-123 大蔵省の職員定数の推移(昭和27~48年度)(続)

(単位:人)

機 関 年 度	本 省			国 税 庁					
	地方支分部局			内部部局	内部部局				
	財務局	税関	沖縄地区 税関		長官官房	直税部	間税部	徴収部	
27	6,663	5,392	—	52,032	656	381	84	69	51
28	6,462	5,568	—	51,771	640	385	77	65	46
29	5,887	5,340	—	50,289	575	354	65	58	39
30	5,909	5,557	—	50,334	575	354	65	58	39
31	5,897	5,567	—	50,334	575	354	65	58	39
32	5,897	5,687	—	50,334	575	354	65	58	39
33	6,007	5,756	—	50,381	575	354	65	58	39
34	6,068	5,916	—	50,466	551	347	65	41	39
35	6,108	6,091	—	50,552	555	351	65	41	39
36	6,519	6,635	—	50,734	591	379	73	41	39
37	6,635	7,046	—	50,951	615	400	76	41	39
38	6,635	7,168	—	50,951	631	415	84	45	40
39	6,645	7,368	—	50,951	631	415	84	45	40
40	6,645	7,472	—	51,151	651	435	84	45	40
41	6,627	7,490	—	51,151	642	426	84	45	40
42	6,627	7,490	—	51,151	640	424	84	45	40
43	6,578	7,535	—	51,151	640	424	84	45	40
44	6,257	7,570	—	51,305	640	424	84	45	40
45	6,166	7,625	—	51,325	640	424	84	45	40
46	6,068	7,674	—	51,334	601	402	74	43	36
47	5,913	7,693	267	52,027	601	401	74	44	36
48	5,763	7,731	267	52,173	601	401	74	44	36

国 税 庁					地方支分部局			大蔵省 総計	国家公務 員総計
内部部局	附属機関				国税局	税務署			
調査査 察部		国税庁 協議団	醸造試 験所	税務講 習所					
71	278	5	—	273	51,098	7,116	43,982	76,098	689,581
67	271	5	—	266	50,860	6,922	43,938	75,822	694,347
59	257	9	—	248	49,457	6,855	42,602	72,784	633,348
59	257	9	—	248	49,502	6,855	42,647	73,047	638,022
59	257	9	—	248	49,502	6,815	42,687	73,004	642,728
59	257	9	—	248	49,502	7,002	42,500	73,001	645,625
59	257	9	—	248	49,549	7,009	42,540	73,237	675,844
59	292	9	35	248	49,623	6,953	42,670	73,630	689,277
59	293	9	35	249	49,704	6,975	42,729	74,009	702,918
59	295	9	36	250	49,848	7,177	42,671	75,505	756,617
59	308	9	40	259	50,028	7,295	42,733	76,411	793,673
47	318	9	40	269	50,002	7,478	42,524	76,579	805,480
				税務大 学校					
47	328	9	40	279	49,992	7,415	42,577	76,901	818,355
47	347	9	40	298	50,153	7,741	42,412	77,248	830,341
47	369	9	40	320	50,140	7,916	42,224	77,246	839,127
47	371	9	40	322	50,140	8,052	42,088	77,244	849,418
47	371	9	40	322	50,140	8,055	42,085	77,141	849,270
47	371	9	40	322	50,294	50,294	—	76,820	848,932
		国税不服 審判所							
47	825	449	40	336	49,860	49,860	—	76,669	876,706
46	835	449	40	346	49,898	49,898	—	76,510	875,424
							沖縄国税 事務所		
46	844	458	40	346	50,582	50,096	486	77,225	874,150
46	859	458	40	361	50,713	50,227	486	77,128	870,817

13-124 大蔵省および中央行政組織の部局数等の推移(昭和27~48年度)



(注) 中央行政組織の部局数等は行政管理庁調。

